令和４年（第１回）山鹿市議会３月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
１	２月24日	木	開会・提案理由説明	
２	２月25日	金	休会（発言通告締切　正午まで）	
３	２月26日	（土）	休　　会	
４	２月27日	（日）		
５	２月28日	月		
６	３月１日	火		
７	３月２日	水		
８	３月３日	木	質疑・一般質問	
９	３月４日	金	質疑・一般質問・委員会付託	
１０	３月５日	（土）	休　　会	
１１	３月６日	（日）		
１２	３月７日	月		
１３	３月８日	火		建設経済
１４	３月９日	水		市民福祉
１５	３月10日	木		総務文教
１６	３月11日	金		
１７	３月12日	（土）		
１８	３月13日	（日）		
１９	３月14日	月		議会運営
２０	３月15日	火	委員長報告・討論・採決・閉会	

令和４年（第１回）山鹿市議会３月定例会

目　　次

第１号（２月24日）　　頁

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 4
３．出席議員 …… 4
４．説明のため出席した者 …… 5
５．事務局職員出席者 …… 6
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7
７．日程第２　会期の決定 …… 7
８．日程第３　市長の説明 …… 7
９．日程第４　議案第１号～議案第40号
　　報告第１号～報告第２号 …… 12
10．提案理由の説明 …… 12
（１）議案第１号（大林総務部長） …… 12
（２）議案第２号（大林総務部長） …… 13
（３）議案第３号（山﨑福祉部次長） …… 14
（４）議案第４号（山﨑福祉部次長） …… 15
（５）議案第５号（山﨑福祉部次長） …… 15
（６）議案第６号（大林総務部長） …… 15
（７）議案第７号（大林総務部長） …… 16
（８）議案第８号（大林総務部長） …… 16
（９）議案第９号（中尾市民部長） …… 16
（10）議案第10号（佐藤福祉部長） …… 16
（11）議案第11号（佐藤福祉部長） …… 17
（12）議案第12号（古江建設部長） …… 17
（13）議案第13号（渡邊教育部長） …… 17
（14）議案第14号（中原消防本部消防長） …… 18
（15）議案第15号（大林総務部長） …… 18
（16）議案第16号（山﨑福祉部次長） …… 21
（17）議案第17号（山﨑福祉部次長） …… 22
（18）議案第18号（松尾建設部次長） …… 22

（19）議案第19号（山﨑福祉部次長）　……　23
（20）議案第20号（池田経済部首席審議員）　……　24
（21）議案第21号（池田経済部首席審議員）　……　24
（22）議案第22号（池田経済部首席審議員）　……　24
（23）議案第23号（阿蘇品水道局長）　……　25
（24）議案第24号（木下市民医療センター事務部長）　……　26
（25）議案第25号（松尾建設部次長）　……　27
（26）議案第26号（松尾建設部次長）　……　27
（27）議案第27号（石井経済部長）　……　28
（28）議案第28号（大林総務部長）　……　28
（29）議案第29号（大林総務部長）　……　29
（30）議案第30号（渡邊教育部長）　……　29
（31）議案第31号（松尾建設部次長）　……　29
（32）議案第32号（松尾建設部次長）　……　30
（33）議案第33号（早田市長）　……　31
（34）議案第34号（阿蘇品副市長）　……　31
（35）議案第35号（阿蘇品副市長）　……　32
（36）議案第36号（阿蘇品副市長）　……　32
（37）議案第37号（阿蘇品副市長）　……　32
（38）議案第38号（阿蘇品副市長）　……　32
（39）議案第39号（阿蘇品副市長）　……　32
（40）議案第40号（阿蘇品副市長）　……　32
（41）報告第１号（大林総務部長）　……　32
（42）報告第２号（池田経済部首席審議員）　……　32
11．散　会　……　33

第２号（３月３日）

１．議事日程　……　37
２．本日の会議に付した事件　……　38
３．出席議員　……　38
４．説明のため出席した者　……　38
５．事務局職員出席者　……　39
６．日程第１　質疑・一般質問　……　40
（１）原芳郎議員一般質問　……　40

○石井経済部長答弁 …… 41
（２）原芳郎議員一般質問 …… 42
○石井経済部長答弁 …… 43
（３）原芳郎議員一般質問 …… 44
○早田市長答弁 …… 45
（４）原芳郎議員一般質問 …… 45
○大林総務部長答弁 …… 46
（５）原芳郎議員一般質問 …… 47
○早田市長答弁 …… 48
（６）原芳郎議員一般質問 …… 48
○早田市長答弁 …… 49
（７）原芳郎議員一般質問 …… 49
○大林総務部長答弁 …… 50
（８）原芳郎議員一般質問 …… 51
（９）豊田新二郎議員一般質問 …… 51
○大林総務部長答弁 …… 53
○村上首席教育審議員答弁 …… 54
（10）豊田新二郎議員一般質問 …… 55
○大林総務部長答弁 …… 56
（11）豊田新二郎議員一般質問 …… 57
○大林総務部長答弁 …… 57
（12）豊田新二郎議員一般質問 …… 58
○大林総務部長答弁 …… 59
（13）豊田新二郎議員一般質問 …… 59
（14）永田壮拡議員一般質問 …… 60
○佐藤福祉部長答弁 …… 61
（15）永田壮拡議員一般質問 …… 62
○佐藤福祉部長答弁 …… 64
（16）永田壮拡議員一般質問 …… 65
○村上首席教育審議員答弁 …… 66
（17）永田壮拡議員一般質問 …… 67
○村上首席教育審議員答弁 …… 68
（18）永田壮拡議員一般質問 …… 69
○村上首席教育審議員答弁 …… 70

(19) 永田壮拡議員一般質問 …… 70
(20) 芋生よしや議員一般質問 …… 71
○佐藤福祉部長答弁 …… 72
(21) 芋生よしや議員一般質問 …… 74
○村上首席教育審議員答弁 …… 74
○渡邊教育部長答弁 …… 75
(22) 芋生よしや議員一般質問 …… 76
○早田市長答弁 …… 77
(23) 芋生よしや議員一般質問 …… 77
○大林総務部長答弁 …… 78
(24) 芋生よしや議員一般質問 …… 79
○大林総務部長答弁 …… 80
(25) 芋生よしや議員一般質問 …… 80
○大林総務部長答弁 …… 81
(26) 芋生よしや議員一般質問 …… 81
○大林総務部長答弁 …… 82
(27) 芋生よしや議員一般質問 …… 82
○大林総務部長答弁 …… 82
(28) 芋生よしや議員一般質問 …… 83
○大林総務部長答弁 …… 84
(29) 芋生よしや議員一般質問 …… 84
○早田市長答弁 …… 84
(30) 芋生よしや議員一般質問 …… 85
○佐藤福祉部長答弁 …… 86
(31) 芋生よしや議員一般質問 …… 86
(32) 勢田昭一議員一般質問 …… 87
○村上首席教育審議員答弁 …… 88
(33) 勢田昭一議員一般質問 …… 89
○佐藤福祉部長答弁 …… 89
(34) 勢田昭一議員一般質問 …… 90
○佐藤福祉部長答弁 …… 91
(35) 勢田昭一議員一般質問 …… 91
○大林総務部長答弁 …… 92
(36) 勢田昭一議員一般質問 …… 93

○村上首席教育審議員答弁 …… 94
(37) 勢田昭一議員一般質問 …… 94
○村上首席教育審議員答弁 …… 95
(38) 勢田昭一議員一般質問 …… 96
○村上首席教育審議員答弁 …… 96
(39) 勢田昭一議員一般質問 …… 97
７．散　会 …… 98

第３号（３月４日）

１．議事日程 …… 101
２．本日の会議に付した事件 …… 101
３．出席議員 …… 101
４．説明のため出席した者 …… 102
５．事務局職員出席者 …… 103
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 104
（１）北原昭三議員一般質問 …… 104
○大林総務部長答弁 …… 105
（２）北原昭三議員一般質問 …… 105
○大林総務部長答弁 …… 106
（３）北原昭三議員一般質問 …… 106
○村上首席教育審議員答弁 …… 107
（４）北原昭三議員一般質問 …… 108
○村上首席教育審議員答弁 …… 108
（５）北原昭三議員一般質問 …… 109
○中尾市民部長答弁 …… 110
（６）北原昭三議員一般質問 …… 110
○中尾市民部長答弁 …… 111
（７）北原昭三議員一般質問 …… 112
○中尾市民部長答弁 …… 112
（８）北原昭三議員一般質問 …… 113
○中尾市民部長答弁 …… 113
（９）北原昭三議員一般質問 …… 114
○中尾市民部長答弁 …… 114
(10) 北原昭三議員一般質問 …… 115

(11) 古川和博議員一般質問 …… 116
○石井経済部長答弁 …… 117
(12) 古川和博議員一般質問 …… 117
○石井経済部長答弁 …… 118
(13) 古川和博議員一般質問 …… 119
○石井経済部長答弁 …… 120
(14) 古川和博議員一般質問 …… 120
○渡邊教育部長答弁 …… 121
(15) 古川和博議員一般質問 …… 122
○中尾市民部長答弁 …… 123
(16) 古川和博議員一般質問 …… 124
(17) 立山大二朗議員質疑 …… 125
○大林総務部長答弁 …… 128
(18) 立山大二朗議員一般質問 …… 129
○大林総務部長答弁 …… 130
(19) 立山大二朗議員一般質問 …… 131
○大林総務部長答弁 …… 132
(20) 立山大二朗議員一般質問 …… 133
(21) 永田紘二議員一般質問 …… 135
○佐藤福祉部長答弁 …… 136
(22) 永田紘二議員一般質問 …… 136
○佐藤福祉部長答弁 …… 137
(23) 永田紘二議員一般質問 …… 138
○早田市長答弁 …… 139
(24) 永田紘二議員一般質問 …… 140
７．日程第２　委員会付託 …… 141
８．散　会 …… 141

第４号（３月15日）

１．議事日程 …… 145
２．本日の会議に付した事件 …… 146
３．出席議員 …… 146
４．説明のため出席した者 …… 147
５．事務局職員出席者 …… 148

６．日程第１　議案第１号～議案第40号 …… 149
７．各常任委員長の報告 …… 149
（１）建設経済常任委員長報告 …… 149
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 150
（３）総務文教常任委員長報告 …… 151
８．質　疑 …… 152
９．討　論 …… 152
（１）芋生よしや議員討論 …… 153
10．採　決 …… 156
11．日程第２　議案第41号 …… 159
12．提案理由の説明 …… 159
（１）議案第41号（大林総務部長） …… 159
13．質　疑 …… 160
14．討　論 …… 161
15．採　決 …… 161
16．日程第３　議員提出議案第１号～議員提出議案第３号 …… 161
17．提案理由の説明 …… 166
（１）議員提出議案第１号（有働辰喜議員） …… 166
（２）議員提出議案第２号（有働辰喜議員） …… 166
（３）議員提出議案第３号（勢田昭一議員） …… 167
18．採　決 …… 167
19．日程第４　所管事務調査の委員会付託 …… 168
20．閉　会 …… 168

２月２４日(木曜日)

令和４年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

令和４年２月24日（木曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　市長の説明

第４　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
（令和３年度山鹿市一般会計補正予算（第10号））

議案第２号　令和３年度山鹿市一般会計補正予算（第11号）

議案第３号　令和３年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第４号　令和３年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第５号　令和３年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第６号　山鹿市固定資産評価審査委員会条例及び山鹿市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案第７号　山鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第８号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第９号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第10号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第11号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第12号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第13号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例

議案第14号　山鹿市特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号　令和４年度山鹿市一般会計予算

議案第16号　令和４年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算

議案第17号　令和４年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号　令和４年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算

議案第19号　令和４年度山鹿市介護保険事業特別会計予算

議案第20号　令和４年度六郷財産区特別会計予算

議案第21号　令和４年度城北財産区特別会計予算

議案第22号　令和４年度稲田財産区特別会計予算

議案第23号　令和４年度山鹿市水道事業会計予算

議案第24号　令和４年度山鹿市病院事業会計予算

議案第25号　令和４年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第26号　財産の譲渡について
議案第27号　財産の貸付けについて
議案第28号　熊本市及び山鹿市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
議案第29号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第30号　熊本市及び山鹿市の公の施設の相互利用について
議案第31号　市道路線の廃止及び認定について
議案第32号　市道路線の廃止及び認定について
議案第33号　教育委員会委員の任命について
議案第34号　城北財産区管理委員の選任について
議案第35号　城北財産区管理委員の選任について
議案第36号　城北財産区管理委員の選任について
議案第37号　城北財産区管理委員の選任について
議案第38号　城北財産区管理委員の選任について
議案第39号　城北財産区管理委員の選任について
議案第40号　城北財産区管理委員の選任について
報告第１号　専決処分の報告について
報告第２号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番　関口和良
２番　永田壮拡
３番　深牧大助
４番　原　芳郎
５番　隈部賢治
６番　高橋龍一
７番　豊田新二郎
８番　山下誠治
９番　古川和博

10番	金　光　一　誠
11番	松　見　真　一
12番	立　山　大二朗
13番	小　川　榮　二
14番	芋　生　よしや
15番	勢　田　昭　一
16番	有　働　辰　喜
17番	服　部　香　代
18番	冨　丸　洋一郎
19番	北　原　昭　三
20番	永　田　紘　二

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	早　田　順　一
副市長	阿蘇品　貴　司
教育長	堀　田　浩一郎
総務部長	大　林　秀　樹
市民部長	中　尾　雄　二
福祉部長	佐　藤　ア　キ
経済部長	石　井　耕一郎
経済部首席審議員	池　田　淳　志
建設部長	古　江　光　拡
教育部長	渡　邊　義　明
市民医療センター事務部長	木　下　　実
消防本部消防長	中　原　茂　昭
総務部次長	木　村　隆　男
市民部次長	白　石　浩　二
福祉部次長	山　﨑　寿　雄
建設部次長	松　尾　正　都
水道局長	阿蘇品　　健
教育部次長	園　田　正　尚
財務課長	迎　田　祐　樹
鹿央市民センター長	西　村　照　彦
長寿支援課長	林　　弘　子

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	小山　天
局長補佐兼議事係長	中村武志
書記	木村隆寛

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時00分　開会

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

○服部香代　議長

おはようございます。

ただいまから令和４年（第１回）山鹿市議会３月定例会を開会いたします。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○服部香代　議長

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、立山大二朗議員、松見真一議員を指名いたします。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○服部香代　議長

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月15日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定いたしました。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第３　市長の説明

○服部香代　議長

日程第３、この際、市長から発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

皆さん、おはようございます。

本定例会において、令和４年度の市政運営に関する私の所信を申し上げます。

初めに、日本経済について政府は、「景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で一部に弱さが見られ、先行きについては、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れに注意する必要がある」との見方を示しております。

また、新型コロナウイルス感染症については、年明け以降、全国的にオミクロン株による第６波が到来し、去る１月21日には、昨年９月以来となるまん延防止等重点措置が適用されました。

国においては、感染の再拡大を想定して確保した医療体制をしっかりと稼働させるとともに、ワクチンについては３回目の接種の前倒しをペースアップさせ、経済社会活動を極力継続できる環境をつくり、安全・安心を確保していくとしております。

失業や収入減による生活困窮、休業や外出自粛に伴う心身の不調など、市民の健康や暮らしの安全が脅かされる状況が続いており、加えてオミクロン株による新規感染者数の急増に伴う医療提供体制の逼迫も懸念されております。まん延防止等重点措置の延長が決定されるなど、新型コロナウイルス感染症対策が長期化する中で、感染拡大防止と経済活動維持の両立を模索する闘いが続いております。

それでは、令和４年度における市政運営の基本的な方針について申し上げます。

私の市政運営は２年目に入ります。まずは、市民の生命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組んでまいります。現在進めている３回目のワクチン接種について、可能な限り前倒しでの実施を図るとともに、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている事業者や生活困窮者、子育て世帯等への支援を実施することにより、感染拡大防止と地域経済の回復の両立を目指してまいります。

また、本市の人口は令和２年国勢調査において５万人を割り込むなど、従前の予想を上回るペースで人口減少が加速化・深刻化しています。私の公約である総合戦略室については、昨年８月に秘書政策課内に設置した準備室において、業務内容等の検討を行ってまいりましたが、人口減少対策の旗振り役を担う組織となることから、ことし４月１日付で総務部内に単独の課となる総合戦略課として正式に発足させます。今後は、この総合戦略課を中心に、庁内の連携体制を強化し、全庁挙げた総力戦で人口減少対策に取り組み、市民や企業、市外在住者から選ばれる山鹿を目指してまいります。さらに、本市経済のさらなる発展に向け、企業誘致に向けた取り組みを強力に推進してまいります。

昨年、世界最大の半導体受託生産会社で知られる台湾のＴＳＭＣが、菊陽町に工場を建設することが決定されました。このＴＳＭＣの県内進出を千載一遇のチャンスと捉え、本市経済のさらなる発展につなげるため、去る12月23日、私をトップとする半導体産業等企業誘致推進本部を立ち上げ、全庁的な推進体制を整えました。今後、同本部を中心に、半導体産業を含めたさらなる企業誘致推進に向け、取り組みを加速化させてまいります。

続きまして、令和４年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政見通しは、歳入面では、市税において、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の縮小などを受け増収が見込まれるものの、歳出面では、少子化への対応を初め、障害者や高齢者に対する社会保障制度の充実により、社会保障費が高どまりし、合併後の社会資本整備に活用した地方債の償還が、今後数年にわたり集中することから、公債費が高水準で推移いたします。このほか、道路、橋梁を初めとした社会インフラや公共施設の維持更新費用の増加など、市財政を圧迫する要因が顕在化しています。

そうした中にあっても、引き続き、新型コロナウイルスワクチン接種を着実に進めつつ、近年多発している豪雨災害からの復旧及び防災減災対策の迅速化に努めてまいります。

その上で、第２次山鹿市総合計画の基本姿勢である３本の柱を基調とした施策と、第２期山鹿市総合戦略に掲げた重点プロジェクトを、短期・中期・長期の戦略を持って、効果的に展開してまいります。

特に、市政の将来ビジョンである山鹿創生に向けて、人口減少対策に力を入れるとともに、子育て支援や移住定住、農林業の振興、企業誘致などの取り組みをより一層強力に推進してまいります。

このような考えのもとに編成しました令和４年度の一般会計予算総額は305億円となり、これに７特別会計と３企業会計を合わせますと、純計では508億1731万4000円となっております。

ただいま申し上げました予算編成方針に基づき、令和４年度において、特に人口減少対策として力を入れたいと考えておりますのが、移住定住の促進、少子化対策、後継者・担い手の確保、商工業振興の４つの分野であります。

それでは、分野ごとに重点的に取り組む施策の概要について申し上げます。

まず、１つ目は移住定住の促進であります。人口減少対策の旗振り役として、ことし４月１日付で総務部内に総合戦略課を設置し、移住定住や企業誘致、子育て支援などの対策を部局横断的に推進します。特に、コロナ禍におけるリモートワークなど、新たな働き方の普及に伴う首都圏ＩＴ企業のサテライトオフィス等の誘致を初め、福岡や熊本都市圏等をターゲットに、本市の魅力を発信するイメージ戦略を重点的に実施し、本市への移住定住及び企業誘致のさらなる促進を図ります。

コロナ禍において地方移住への関心が高まる中、機動性と柔軟性を高め、移住希望者に対する相談体制の充実と空き家のさらなる有効活用を図るため、空き家バンクの運営を民間団体へ委託するとともに、移住される方に対し、住まい（空き家バンク活用促進・三世代同居住宅支援）や生活（移住支援）に係る補助制度を継続し、

移住者の増加と定住に向けた取り組みを推進します。

次に、少子化対策であります。保育士の確保が厳しい状況の中、年度途中に増加する保育ニーズに対応するため、年度当初から予備的な保育士を雇用する私立保育所等に対し、人件費の一部を支援します。

母子保健法第17条に基づき、市が委託する事業所において、助産師などの看護職が中心となり、産婦の身体的ケアと心理的ケアを実施することで、家族の中で健やかな育児ができるよう支援を行います。

これまで、ひとり親の方が技能習得のための通学や疾病、出産等により児童を監護できない場合、一時的な生活の援助として家庭生活支援員を派遣しておりましたが、これに加え、ひとり親以外の方が疾病等により児童を監護できない場合にも支援を拡大いたします。

次に、後継者・担い手の確保であります。農業従事者の高齢化や後継者の減少により、農業の担い手不足が懸念される中、本市においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、就農相談及び新規就農者数が増加をしております。そこで、新規就農相談員を設置することで、新規就農者の確保、育成、定着を促進します。また、農地集積推進員を増員し、農地の集積・集約化を加速化させるとともに、集落営農組織の育成及び法人化、認定農業者や農業法人等の経営基盤強化を図ります。

令和３年度に策定したスーパー中山間地域創生事業計画の実現に向けた具体的な取り組みを行います。主な取り組みとして、ワイン用ブドウ畑の集約等による生産基盤と担い手の強化、山鹿和栗の地域内流通による交流人口の増加及び商品開発によるブランド力・知名度の向上、さらに６次産業化・観光連携推進施設であるアイラリッジの拠点化・活性化によるにぎわい創出及び人材交流を３本柱として推進します。

最後に、商工業振興であります。世界的な半導体需要の高まりを受け、工場用地などの相談が増加している中、企業を誘致できる大規模な工場用地の確保が大きな課題となっています。本市の将来を見据えた工業団地の用地確保に向け、工業団地概略の調査検討を行い、新規進出企業の誘致や地元企業の規模拡大支援につなげていきます。

歴史的・文化的な価値を有する豊前街道に点在する空き家、空き店舗等の利活用を支援することにより、新たなにぎわいの拠点を創出する、まちなみ再生事業に引き続き取り組みます。

これらの重点施策のほかに、次の重要事業にも取り組んでまいります。

本市を応援していただける寄附者をふやすとともに、寄附者に贈呈する返礼品を通じて、本市の魅力ある豊富な農産物や温泉、歴史ある伝統文化などを効果的にＰ

Ｒするため、地域に密着した新たな返礼品の開発・拡充やふるさと納税ポータルサイトの増設を行います。

企業版ふるさと納税を活用した企業からの寄附を獲得するため、企業とのマッチングやプロジェクトの企画提案を委託し、効果的なＰＲを行うことで、地方創生の推進に係る財源の確保を図ってまいります。

ｅスポーツを活用したにぎわいづくりとして、鹿本地区をモデルエリアに、世代、職業、ハンディキャップ等の垣根を超えた交流活動などへの支援を行うほか、鹿本小学校をモデル校として、民間事業者と連携したプログラミング学習の成果を、市内事業者やさまざまな世代のＩＣＴ人材の育成につなげていきます。

あわせて、本市のさまざまな分野で活躍している人物を冊子やインターネットで発信し、シビックプライドの醸成や市内外の交流促進を図ります。これらの取り組みを通じて、事業者間の連携や魅力ある観光地域づくり、稼ぐ観光地を牽引する人材の育成を図ります。

コロナ禍で低下したがん検診受診率を向上させ、がんの早期発見につなげるため、節目検診の無料化を拡充し、あわせて乳がん、子宮がんの個別受診可能な医療機関の拡大を図ります。

また、がん及びその他の疾病に関する正しい知識を習得するため、児童・生徒の発達段階に応じたがん教育を推進します。また、中学２年生を対象としたピロリ菌検査を実施し、胃がん発生のリスク抑制に努めます。

山鹿市及び熊本市植木町のし尿及び浄化槽汚泥等を広域処理している山鹿衛生処理センターが、老朽化に伴い令和６年度末で廃止予定であるため、新たに山鹿浄水センターを活用した処理を行うための受入施設の建設を行います。

以上、令和４年度の市政運営や予算編成に当たっての、私の基本的な考え方と施策の概要について申し上げました。

さて、全国的に人口減少の荒波が押し寄せる中、限られたマンパワーで、より効率的・効果的な施策の推進が求められております。今後、和水町との定住自立圏構想に基づく取り組みを充実強化させるとともに、新たに熊本市との熊本連携中枢都市圏に係る取り組みを推進し、近隣市町村との連携強化による住民サービスのさらなる向上を図ってまいりたいと考えております。

このように、近隣市町村との広域連携の取り組みをより一層加速化させることにより、新たな時代に対応した持続可能な市政運営を行ってまいります。

最後に、本市には、豊かな自然、すぐれた歴史・文化など他の自治体にないポテンシャルが数多くあり、それが強みであります。この強みを生かし、さらに磨き上げることで、市民の誰もが本市のすばらしさを実感し、自信と誇りを持ち、市民み

ずからが住み続けたいと思えるまちづくりに、職員一丸となって挑戦してまいる決意でございますので、市議会を初め、市民の皆様の、なお一層のご支援とご協力を重ねてお願い申し上げます。

本日から20日間にわたりご審議いただきます議案は、予算16件、条例９件、財産の譲渡１件、財産の貸付け１件、市道路線の廃止及び認定２件、人事案件８件、その他３件の計40件及び報告２件でございます。これらの諸議案の内容につきましては、担当職員が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、市政運営に関する私の説明といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第４　議案第１号～議案第40号
報告第１号～報告第２号

○服部香代　議長

日程第４、議案第１号から報告第２号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和３年12月20日に国の補正予算が成立したことを受け、非課税世帯等に対する臨時的な支援及び新型コロナウイルスワクチンの追加接種の前倒し実施に要する経費につきまして、令和３年度一般会計補正予算（第10号）として、地方自治法第179条第１項の規定により、12月21日に専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

３ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正額は10億5495万6000円です。予算の内容につきまして申し上げます。

５ページをお願いいたします。

第２表は、繰越明許費補正です。（款）民生費の臨時特別給付事業につきまして、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたします。

11ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の補正額９億1895万6000円は、臨時特別給付金及びその支給に係る事務費であります。長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、非課税世帯等に対し、１世帯当たり10万円を支給するものです。財源は、全額国庫補助金です。

12ページをお願いいたします。

（款）衛生費、（目）予防費の補正額１億3600万円は、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、ワクチンの追加接種の実施時期を前倒しするための関連経費に係るものです。

続きまして、議案第２号　令和３年度山鹿市一般会計補正予算（第11号）につきまして、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正額は１億8008万5000円です。内訳につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連経費5528万9000円、事業費の確定に伴う調整、財源組み替え等、マイナス１億2228万3000円、国の補正予算に係る取り組みを含む一般行政経費２億4707万9000円です。

６ページをお願いいたします。

第２表は、繰越明許費補正です。（款）災害復旧費の林業用施設補助災害復旧事業の設定額を変更するほか、（款）総務費の戸籍住民基本台帳費ほか９の事業につきまして、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたします。

７ページをお願いいたします。

第３表は、債務負担行為補正です。給食センター運営業務につきまして、設定額を変更するものです。

８ページをお願いいたします。

第４表、地方債補正です。事業費の決算見込み及び財源の組み替えに伴い、限度額の変更をそれぞれ行うものです。

９ページをお願いいたします。

企業誘致対策事業ほか２事業につきまして、追加するものです。

続きまして、補正予算の主な内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

27ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）戸籍住民基本台帳費の補正額310万2000円は、マイナンバーカードの普及促進を図るため、転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修を行うものです。

30ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）児童措置費の中の私立保育所・認定こども園運営費3420万円のうち、保育士等処遇改善臨時特例事業834万6000円は、保育士等の処遇を改善するため、賃上げに係る支援を行うものです。

33ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業2982万1000円は、担い手の確保及び経営の強化を図るため、また農産物生産振興事業

2248万4000円は、葉たばこから他作物への転換を円滑に行うため、いずれも農業用施設・機械の導入を支援するものです。

（目）農業振興施設費の補正額962万9000円及び35ページの（款）商工費、（目）商工施設費の補正額610万1000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金が減少した物産館、農村公園、灯籠民芸館、さくら湯及びキャンプ場について、指定管理協定のリスク分担の規定に基づき、指定管理料を増額するものです。

１つ戻りまして、（目）商工振興費の補正額2620万8000円は、熊本県が実施している営業時間短縮要請に協力した飲食店等の事業者に対する協力金の一部を負担するものです。

42ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）中学校費の学校管理費の補正額243万9000円は、市内中学校各部の全国大会等への競技出場を支援するものです。

44ページをお願いいたします。

（目）社会教育施設費の中の市民交流センター管理費205万4000円及び八千代座管理費1129万7000円は、感染症の影響を受けた市民交流センター及び八千代座につきまして、指定管理料を増額するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

山﨑福祉部次長。

［山﨑寿雄　福祉部次長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部次長

議案第３号から議案第５号について、ご説明いたします。

まず、議案第３号　令和３年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ455万4000円を追加し、71億1097万6000円とするものです。

補正の内容につきまして、歳出によりご説明いたします。

７ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）一般管理費及び中段の（目）賦課徴収費、並びに下段の（款）保険給付費、（目）一般被保険者療養給付費は、いずれも歳入予算の確定等に伴い、財源の組み替えを行うものです。

８ページをお願いします。

（款）国民健康保険事業費納付金、（目）一般被保険者医療給付費分は、歳入予

算の確定に伴い、財源の組み替えを行うものです。

中段の（款）諸支出金、（目）償還金の補正額455万4000円は、前年度の国民健康保険保健事業費等の確定に伴う、国県支出金の精算返納金でございます。財源は繰越金です。

次に、議案第４号　令和３年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

１ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に増減はございませんが、歳入予算の組み替えを行うものでございます。

５ページをお願いします。

歳入中段の（款）繰越金の補正額793万7000円は、前年度の決算剰余金の全額を歳入予算に計上するもので、上段（款）後期高齢者医療保険料との組み替えを行うものでございます。

続きまして、議案第５号　令和３年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１億206万4000円を追加し、71億1346万4000円とするものです。

補正の内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

６ページをお願いいたします。

（款）基金積立金、（目）介護給付費準備基金積立金の補正額１億９万5000円は、前年度の決算余剰金及び基金利子を介護給付費準備基金へ積み立てるものです。

（款）諸支出金、（目）償還金の補正額196万9000円は、介護事業所１カ所の廃止に伴う県補助金の精算返納金でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

議案第６号　山鹿市固定資産評価審査委員会条例及び山鹿市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、国や他の地方公共団体における押印見直しの取組状況等に鑑み、本市固定資産評価審査委員会の審査の手続及び市職員の服務の宣誓における署名・押印を廃止するため、所要の規定の整備を行うものです。

附則として、この条例は令和４年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第７号　山鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、個人情報保護制度に関する３本の法律が統合されること等に伴い、引用する法律名を改めるなど、所要の規定の整備を行うものです。

附則として、この条例は一部の規定を除き、令和４年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第８号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の育児休業に係る制度改正等を踏まえ、非常勤職員の育児休業及び育児に係る部分休業の取得要件の緩和及び職員の勤務環境の整備に関する措置等について、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則としまして、この条例は令和４年４月１日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

議案第９号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税の減額賦課等について、条例を改正する必要があり、提案するものです。

改正の主な内容は、未就学児のある世帯に係る国民健康保険税について、当該被保険者均等割額を減額するものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き、令和４年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

佐藤福祉部長。

［佐藤アキ　福祉部長　登壇］

○佐藤アキ　福祉部長

議案第10号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

本案は、公の施設としての山鹿市鹿本高齢者コミュニティセンター親和荘を、本

年度末で廃止するため、条例を改正する必要があり、提案するものでございます。

本条例におきまして、高齢者福祉施設の名称及び位置を定める規定から、山鹿市鹿本高齢者コミュニティセンター親和荘に係るものを削るものでございます。

なお、この条例は令和４年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第11号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、健康保険法の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給期間を改定するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上、ご説明を終わります。

○服部香代　議長

古江建設部長。

［古江光拡　建設部長　登壇］

○古江光拡　建設部長

議案第12号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、道路の占用料の額を、熊本県が管理する道路の占用料の額に準じた額に改定するため、条例を改正する必要があり、提案するものです。

改正の内容といたしましては、市道敷地内における電柱、電話柱、電線類、郵便ポスト、標識、看板、広告塔、その他占用物件の１個、または１メートル、または１平方メートル当たりの日額、月額、年額の占用料ついて、改定するものです。

附則といたしまして、この条例は令和４年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

議案第13号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画（第２次計画）に基づいて取り組む学校再編事業で、平小城小学校及び三岳小学校を山鹿小学校に編入するために、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、学校の名称及び位置を示します別表中より、平小城小学校及び三岳小学校を削除するものです。

附則といたしまして、この条例は令和５年４月１日から施行するものとし、あわせて関係条例の山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例について、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上、説明を終わります。

○服部香代　議長

中原消防本部消防長。

［中原茂昭　消防本部消防長　登壇］

○中原茂昭　消防本部消防長

議案第14号　山鹿市特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、消防団員の処遇を改善することで、消防団への入団促進と団員確保を図り、国が示す報酬の基準を踏まえ、消防団員の班長、基本団員及び機能別消防団員階級の年額報酬を引き上げるものです。

なお、それぞれの年額報酬につきましては、班長は１万5000円を３万7000円に、基本団員は１万5000円を３万6500円に、機能別消防団員は3000円を6000円に引き上げるものです。

附則としまして、この条例は令和４年４月１日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

議案第15号　令和４年度山鹿市一般会計予算について、ご説明します。

令和４年度当初予算につきましては、令和３年度当初予算と比べ、44億4200万円、17％の増であります。令和３年度の当初予算が骨格予算編成でありましたので、６月の肉づけ予算編成後と比較いたしますと、20億5161万2000円、7.2％の増加となっております。

それでは、１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を305億円と定めるものです。

第２条から第５条までは、それぞれ債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めております。

８ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為です。納税通知書印刷等業務のほか、14の事項につきまして、債務の期間、限度額は記載のとおりです。

９ページをお願いいたします。

第３表、地方債です。地方債制度に基づく臨時財政対策債ほか、25の事業について定めており、総額29億7550万円です。

次に、歳入予算の主なものにつきまして申し上げます。

14ページをお願いいたします。

市税につきましては、令和３年度の税収見通しや景気の動向を勘案し、個人及び法人の市民税において、前年度比4970万円の増加を見込んでおります。

15ページをお願いいたします。

固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る減免措置の縮小等により、前年度比１億7293万3000円の増加を見込んでおります。

32ページをお願いいたします。

地方交付税につきましては、地方財政計画の伸び率等を勘案し、前年度と同額の105億円を見込んでおります。

69ページをお願いいたします。

市債につきましては、（目）土木費の地方道路等整備事業のほか、70ページに記載の（目）消防債の常備消防施設整備事業、（目）教育債の学校跡地利活用事業、安全・安心な学校づくり事業等の主要な建設事業の財源として地方債を活用するため、前年度当初比14億40万円増、６月の肉づけ予算後と比べ８億4880万円増の29億7550万円の発行を予定しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて申し上げます。

73ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）企画費の中のふるさと応援事業は、ふるさと納税の目標額５億円を目指し、インターネットによる受付窓口の増設や、新たな返礼品の開発等を行うものです。

次の企画調査費から山鹿市イメージ戦略推進事業までの４つの事業につきましては、本年４月１日に立ち上がる総合戦略課を中心に取り組む、未来を見据えた戦略的な施策の推進に係るものです。

77ページをお願いいたします。

（目）地域振興費の中の移住定住支援事業は、移住相談窓口の機能を強化し、移住定住者の確保に向けた受入態勢の充実を図るものです。

84ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の中の包括的相談支援事業や女性福祉相談

事業、成年後見制度利用促進事業は、誰もが安心して暮らせる社会を目指し、支援を必要とする方々を対象とした、きめ細やかな支援体制を整えるものです。

94ページをお願いいたします。

（款）衛生費、（目）予防費の中の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、引き続き、ワクチン接種を推進するものです。既に高齢者向けの接種を進めているところですが、その他の市民の方向けの接種につきましても、迅速に対応してまいります。

99ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費から、103ページの（目）林業振興費までの各種事業につきましては、農林業の担い手確保を初め、後継者の育成、農林業の収益力の向上など、持続可能な農林業経営に向けた支援や基盤整備を行うものです。

104ページをお願いいたします。

（款）商工費、（目）商工振興費の中の企業誘致対策事業は、若者が地元で働く環境づくりの一環として、高校生を対象とした企業ガイダンスを実施するほか、半導体関連を主とした製造業の誘致を見据え、新たな工業団地の整備に向けた準備を進めるものです。

111ページをお願いいたします。

（款）土木費、（目）都市計画総務費の中のまちなみ再生事業及び（目）街路費の歴史的地区環境整備街路事業は、魅力あるまちづくりやにぎわいの創出を図るため、豊前街道沿い及びその周辺に点在する空き家、空き地等を活用した創業を支援するほか、歴史的な街並みの整備を行うものです。

115ページをお願いいたします。

（款）消防費、（目）消防施設費の中の消防庁舎施設整備事業は、昭和49年に建設された東分署について、老朽化や耐震力不足に対応するため、新たな消防庁舎の整備を進めるものです。令和５年９月の竣工を目指し、債務負担行為を設定し、２カ年事業として取り組みます。

117ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）教育委員会費の中の財産管理経費は、統合により廃校となった旧城北小学校校舎及び屋内運動場等について、解体の上、民間への土地の売却を進め、自主財源の確保及び跡地の有効活用を図るものです。

120ページをお願いいたします。

（目）小学校の学校建設費の中の安全・安心な学校づくり事業は、老朽化対策として、八幡小学校の屋内運動場を建てかえるものです。

次の給食施設等整備事業は、令和５年度に平小城小学校及び三岳小学校が山鹿小学校に編入することに伴い、給食調理場及び少人数指導教室のスペース不足が生じるため、施設の改修・増築を行うものです。

また、特別支援教室整備事業は、めのだけ小学校における特別支援教室の不足に対応するため、校舎を増築するものです。

以上が予算の概略であります。事業ごとの内容及び性質別の内訳、基金の状況、地方債の状況など、予算に関する資料につきましては、予算に関する説明書及び当初予算のあらましをご参照ください。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

山﨑福祉部次長。

［山﨑寿雄　福祉部次長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部次長

議案第16号　令和４年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を69億8692万9000円とするものです。

第２条は債務負担行為について、第３条は一時借入金の最高額について定めるものです。

２ページをお願いいたします。

第４条は、歳出予算の流用について定めるものです。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

９ページをお願いいたします。

歳入、（款）国民健康保険税につきましては、一般被保険者分及び退職被保険者等分を合わせまして、総額10億9506万2000円を計上しております。

10ページをお願いします。

中段の（款）県支出金、（目）保険給付費等交付金51億6622万6000円は、主に山鹿市が保険給付費として支払う年間の医療費相当額等を県から受け入るものでございます。

11ページをお願いします。

（款）繰入金、（目）一般会計繰入金は、５億9470万3000円を計上しております。

次に、15ページをお願いします。

歳出、（款）保険給付費、（項）療養諸費は、被保険者の入院、外来などの医療の給付に係るもので、総額43億4580万9000円を計上しております。

17ページ下段から18ページ下段をお願いいたします。

（款）国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険事業の財政運営の主体となる熊本県に対し支払う納付金で、医療給付と後期高齢者支援金等及び介護納付金相当分として、総額16億9063万2000円を計上しております。

19ページをお願いいたします。

下段の（款）保健事業費、（目）特定健康診査等事業費は、特定健診や保健指導などに係る経費で、7337万6000円を計上しております。

続きまして、議案第17号　令和４年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を９億4464万3000円とするものです。

歳入歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

６ページをお願いいたします。

歳入、上段の（款）後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収及び普通徴収を合わせまして、５億9285万円を計上しております。

３段目の（款）繰入金、（項）一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険料軽減分補填のための保険基盤安定繰入金として、総額２億7754万9000円を計上しております。

次に、８ページをお願いいたします。

歳出、下段の（款）後期高齢者医療広域連合納付金は、山鹿市が徴収した後期高齢者医療保険料等を熊本県後期高齢者医療広域連合に支払うもので、８億6593万円を計上しております。

９ページをお願いいたします。

（款）保健事業費は、高齢者健診や健康教育及び訪問指導など、後期高齢者の健康増進に資する経費で、6373万円を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

松尾建設部次長。

［松尾正都　建設部次長　登壇］

○松尾正都　建設部次長

議案第18号　令和４年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を７億4082万5000円とするものです。

第２条は債務負担行為、第３条は地方債について定めるものです。

歳入歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

６ページをお願いいたします。

歳入の（款）の２使用料及び手数料、（目）の１農業集落排水施設使用料について、１億6850万9000円を（款）の３繰入金、（目）の１一般会計繰入金として、５億5490万5000円を計上しております。

８ページをお願いいたします。

歳出の（款）の１農業集落排水事業費、（目）の１総務管理費は、職員給、消費税の支払い等に係る経費として8185万4000円を、（目）の２処理場管理費は、20カ所ある処理場の維持管理に係る経費として、１億9064万8000円を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

山﨑福祉部次長。

［山﨑寿雄　福祉部次長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部次長

議案第19号　令和４年度山鹿市介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を67億188万円とするものです。

第２条は、債務負担行為について、第３条は、歳出予算の流用について定めるものです。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

７ページをお願いいたします。

歳入、（款）保険料、（目）第１号被保険者保険料は、65歳以上の第１号被保険者の保険料として、11億8954万1000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金は、法定負担割合に基づき、10億8348万7000円を計上しております。

次に、14ページをお願いいたします。

歳出、（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費は、要介護１から要介護５までの認定を受けられた方に対する介護サービスの給付に係るもので、56億8255万1000円を計上しております。

中段、（目）介護予防サービス給付費は、要支援１及び要支援２の認定を受けられた方に対する介護予防サービスの給付に係るもので、１億2223万4000円を計上し

ております。

16ページをお願いいたします。

（款）地域支援事業費、（目）介護予防・生活支援サービス事業費の１億5480万5000円は、介護予防や生活支援が必要と認められる方への各種サービスに係る経費でございます。

17ページをお願いいたします。

（目）包括的支援事業費8424万8000円は、地域包括支援センターが行う高齢者の総合相談支援や権利擁護業務などに係る経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

池田経済部首席審議員。

［池田淳志　経済部首席審議員　登壇］

○池田淳志　経済部首席審議員

議案第20号から第22号までの財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

まず、議案第20号　令和４年度六郷財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算総額を85万円と定めるものです。

歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

６ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費74万円、主なものは委員報酬及び作業道などの維持管理に係る経費でございます。

次に、議案第21号　令和４年度城北財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算総額を1870万1000円と定めるものです。

歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

６ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費1818万5000円、主なものは委員報酬並びに皆伐及び造林作業に係る経費でございます。

最後に、議案第22号　令和４年度稲田財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算総額を740万円と定めるものです。

歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

６ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費729万3000円、主なものは委員報酬及び造林作業に係る経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

阿蘇品水道局長。

［阿蘇品健　水道局長　登壇］

○阿蘇品健　水道局長

議案第23号　令和４年度山鹿市水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、総則です。

第２条は、業務の予定量です。給水戸数１万3760戸、年間総給水量302万6050立方メートル、一日平均給水量8290立方メートルと見込んでおります。

主要な建設改良事業は、津留配水池整備事業であり、２億4220万円を予定しております。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額です。

（第１款）水道事業収益を５億5954万5000円と見込んでおります。内訳は、主に料金収入及び手数料等の営業収益４億6055万2000円であります。

次に、支出ですが、（第１款）水道事業費用は５億4903万8000円を予定しております。内訳は、営業費用４億8675万5000円、企業債利息等の営業外費用5698万1000円であります。

２ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額です。

（第１款）資本的収入を３億5586万円と見込んでおります。内訳は、企業債３億円、工事負担金280万円などでございます。

次に、支出ですが、（第１款）資本的支出は６億748万3000円を予定しております。内訳は、津留配水池整備及び配水管整備等に係る建設改良費３億8246万6000円、企業債償還金２億2501万7000円であります。

第５条から第８条につきましては、企業債、経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及びたな卸資産限度額について、それぞれ定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

木下市民医療センター事務部長。

［木下実　市民医療センター事務部長　登壇］

○木下実　市民医療センター事務部長

議案第24号　令和４年度山鹿市病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、総則です。

第２条は、業務の予定量です。

病床数は、一般病床197床、感染症病床４床、計201床です。

年間延べ患者数は、入院４万5625人、外来４万9815人を見込んでおります。

一日当たりの平均患者数は、入院125人、外来205人を見込んでおります。

主な建設改良事業は、医療機器整備事業に３億2328万9000円を予定しております。

第３条は、収益的収入及び支出です。

（第１款）病院事業収益は、41億1578万4000円としております。内訳の主なものとして、入院、外来収益などの医業収益、補助金、負担金などの医業外収益、また特別利益であります。

次に支出になりますが、（第１款）病院事業費用は、40億3005万5000円を予定しております。内訳の主なものは、給与費、薬品等材料費などの医業費用、償還利息などの医業外費用、また特別損失であります。

２ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出です。

（第１款）資本的収入は、３億2320万円を見込んでおります。内訳として、医療機器整備事業に係る企業債、また他会計繰入金でございます。

次に、支出です。

（第１款）資本的支出は、８億7291万円を見込んでおります。内訳は、建設改良費、企業債の元金償還に係る企業債償還金、また一般会計長期借入金償還金であります。

第５条は、債務負担行為です。栄養科調理業務及び院内在庫物流管理業務について、期間及び限度額を定めるものです。

３ページをお願いいたします。

第６条から第10条につきましては、企業債、一時借入金、経費の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、そしてたな卸資産購入限度額について、それぞれ定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

松尾建設部次長。

［松尾正都　建設部次長　登壇］

○松尾正都　建設部次長

議案第25号　令和４年度山鹿市下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、総則です。

第２条は、業務の予定量で、排水件数を１万1974件、年間総排水量を762万5480立方メートルと見込んでおります。

主な建設改良事業としましては、管渠及び下水道処理施設の整備で、事業費は９億1730万円を予定しております。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額について定めるものです。

収入より、ご説明いたします。

（第１款）下水道事業収益として、営業収益など12億9888万6000円を見込んでおります。

次に支出でございますが、（第１款）下水道事業費用として、営業費用など12億9505万7000円を予定しております。

２ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額について定めるものです。

収入より、ご説明いたします。

（第１款）資本的収入として、９億9870万円を見込んでおり、内訳としましては、建設改良事業に係る企業債５億3000万円、国庫補助金４億6670万円であります。

次に支出でございますが、（第１款）資本的支出として、下水道処理施設の整備に係る費用９億1730万円など、13億1761万8000円を予定しております。

第５条は、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給、山鹿浄水センター運転維持管理業務委託など、期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

３ページをお願いいたします。

第６条から第９条は、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、それぞれ定めるものです。

続きまして、議案第26号　財産の譲渡について、ご説明申し上げます。

本案は、平成６年度に建設しました島田団地の集会所の用に供する土地及び建物について、地元自治会に譲渡し、引き続き地元の集会施設として有効活用を図るため、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を経る必要があり提

案するものです。

今回、譲渡する財産の種類は土地と建物で、土地については、所在は山鹿市菊鹿町下内田字下嶋田595番２及び595番３、地目は宅地、面積は２筆合計で650.33平方メートルでございます。

建物については、所在は山鹿市菊鹿町下内田字下嶋田595番地３、構造は木造平家建て、床面積は171.47平方メートルでございます。

譲渡価格は52万8230円、契約の相手方は山鹿市菊鹿町下内田1534番地２、菊鹿町島田自治会会長、青木英二氏でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

議案第27号　財産の貸し付けについて、ご説明申し上げます。

本案は、旧山鹿市バイオマスセンターの堆肥製造施設について、施設の有効活用及び効率的運用を図るため、引き続き地元堆肥生産組合に無償で貸し付ける必要があり、規定により議会の議決を求めるため提案するものでございます。

貸し付ける財産は土地、所在は、山鹿市鹿本町高橋字前田690番、同じく691番、同じく692番でございます。地目はすべて田、地積は合計で8781平方メートルでございます。

建物は、構造が鉄筋コンクリート造り平屋建て、床面積は5527.6平方メートルでございます。貸し付け価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市鹿本町梶屋227番地、鹿本町堆肥生産組合　組合長　谷秀則氏でございます。

貸し付けの期間は、令和４年４月１日から令和９年３月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

議案第28号　熊本市及び山鹿市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第252条の２第１項の規定により、熊本市と山鹿市との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結する必要があり、提案するものです。

２ページをお願いします。

協約の内容につきましては、第１条で目的、第２条で基本方針を定め、第３条では連携する３つの分野について示し、別表第１、別表第２及び別表第３に掲げております項目ごとに、お互いが役割を分担して取り組むことといたしております。

また、第４条以下は、費用分担などを定めております。

なお、本連携協約につきましては、熊本市との同じ内容による議決が必要となります。

続きまして、議案第29号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、交通災害見舞金に関する事務から宇城市が外れることに伴い、当該組合の共同処理する事務及び規約の変更をするものです。

附則として、この規約は令和４年７月１日から施行するものです。

なお、本案に関する変更手続につきましては、熊本県市町村総合事務組合を構成する全ての団体において、同文議決が必要となります。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

議案第30号　熊本市及び山鹿市の公の施設の相互利用について、ご説明を申し上げます。

本案は、熊本連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく、事務の処理を推進するに当たり、熊本市及び山鹿市に設置をされたそれぞれの図書館等の図書資料を、相互の住民が利用できるようにするために、規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

松尾建設部次長。

［松尾正都　建設部次長　登壇］

○松尾正都　建設部次長

議案第31号　市道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

本案は、市道路線の廃止及び認定を行うため、道路法第８条第２項及び第10条第３項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があり、提案するものです。

今回、市道の廃止及び認定を求めるに至った経緯につきまして、ご説明いたします。

主要地方道菊池鹿北線の新設改良工事により、県道の道路線形が変更されたことに伴い生じる県道区域に取り込まれる市道部分については、市道区域から除外するため、その一部または全部を廃止し、再度認定するものです。また、旧県道を今後とも市道路網の１つとして一般交通の用に供する必要があり、認定するものです。

以下、１ページの市道路線を廃止及び認定する路線調書により、ご説明いたします。

まず、廃止する市道路線は、路線番号84254号、路線名、小伏野宇曽線、起点、山鹿市菊鹿町上内田字小伏野、終点、山鹿市菊鹿町上内田字宇曽です。

続きまして、路線番号84272号、路線名、鶴の前小伏野線、起点・終点はともに山鹿市菊鹿町上内田字辻です。

最後に、路線番号84273号、路線名、辻線、起点、山鹿市菊鹿町上内田字辻、終点、字田中です。

次に、新たに認定する市道路線は、路線番号84254号、路線名、小伏野宇曽線、路線番号、路線名、終点は変わらず、起点が山鹿市菊鹿町上内田字辻に変更となります。

続きまして、路線番号84273号、路線名、辻線、路線番号、路線名、終点は変わらず、起点が山鹿市菊鹿町上内田字鶴の前に変更となります。

続きまして、路線番号84326号、路線名、辻小伏野線、起点・終点ともに山鹿市菊鹿町上内田字小伏野です。

最後に、路線番号84327号、路線名、清水辻線、起点は山鹿市菊鹿町上内田字清水、終点は字辻です。

なお、２ページに位置図を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第32号　市道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

本案は、市道路線の廃止及び認定を行うため、道路法第８条第２項及び第10条第３項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があり、提案するものです。

今回、市道の廃止及び認定を求めるに至った経緯につきまして、ご説明いたします。

市道大学坂線は、一般県道植木山鹿線の改良工事に伴う市道小原持松線との交差点改良により、安全性確保の観点から車両通行ルートが変更となるため、当該路線全体を一旦廃止し、分割の上、再び認定するものです。

以下、１ページの市道路線を廃止及び認定する路線調書により、ご説明いたしま

す。

まず、廃止する市道路線は、路線番号86231号、路線名、大学坂線、起点は山鹿市鹿央町持松字前田、終点は山鹿市鹿央町持松字居屋敷です。

次に、新たに認定する市道路線は、路線番号86231号、路線名、大学坂線、路線番号、路線名、起点、終点は変わりませんが、起点の位置が南西方向へ約100メートル変更となります。

続きまして、路線番号86275号、路線名、前田居屋敷線、起点･終点とも山鹿市鹿央町持松字前田です。

なお、２ページに位置図を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

議案第33号　教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員、野口法子氏が本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、再度、同氏を本市教育委員会の委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、熊本県職員として要職を歴任されるとともに、平成30年４月からは本市教育委員会委員としてご尽力いただいており、その人格、識見ともに教育委員会委員として適任であることから、提案するものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。

ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○服部香代　議長

阿蘇品副市長。

［阿蘇品貴司　副市長　登壇］

○阿蘇品貴司　副市長

議案第34号から議案第40号までの城北財産区管理委員の選任について、ご説明申し上げます。

これらの案件は、現在の７名の委員が本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の城北財産区管理委員を選任するため、財産区の財産の管理及び処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第34号では、現委員、冨田正信氏の任期満了に伴い、新たに井上幸次

氏を、次の議案第35号では、現委員、渡辺英治氏の任期満了に伴い、新たに石井一幸氏を、次の議案第36号では、現委員、村上実氏の任期満了に伴い、新たに井手上和樹氏を、次の議案第37号では、現委員、片山政義氏の任期満了に伴い、再度、同氏を、次の議案第38号では、現委員、萩尾俊一氏の任期満了に伴い、新たに田中隆則氏を、次の議案第39号では、現委員、津留秋弘氏の任期満了に伴い、新たに矢野成雄氏を、次の議案第40号では、現委員、鈴木直孝氏の任期満了に伴い、再度、同氏を、それぞれ城北財産区管理委員に選任しようとするものでございます。

以上、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○服部香代　議長

大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

報告第１号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定により、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により、ご報告するものです。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和３年12月13日、午後１時35分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市鹿本町庄地内において、市道庄木野川橋線を走行していた公用車と、右側から同線に侵入してきた相手方車両が衝突し、双方の車両が損傷したものです。

損害賠償の額は２万2640円です。

和解事項として、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○服部香代　議長

池田経済部首席審議員。

［池田淳志　経済部首席審議員　登壇］

○池田淳志　経済部首席審議員

報告第２号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について、ご説明申し上げます。

株式会社菊鹿フラワーバンクは、地域に咲く山野草などを採取し、押し花にして販売することで、地域活性化を図ることを目的として、これまで特産工芸村内の押

し花館の運営に当たっておりましたが、今期をもってその事業を終了しましたので、その後の清算事務と併せて、ご報告いたします。

３ページをお願いいたします。

まず、令和２年度の事業報告でございます。昨年に引き続き、コロナ禍の影響に加え、全国的な押し花文化の市場不況により、大変厳しい業績結果となり、営業損益は400万4909円の損失となりました。

４ページから７ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を掲載しておりますので、ご参照ください。

ただいまご説明しましたとおり、押し花文化を取り巻く状況は非常に厳しく、さらに社員の高齢化や後継者不在等の理由により、これ以上の事業継続は困難として、会社を解散し、清算するという判断に至ったため、筆頭株主である本市としても、これを承認いたしました。

これにより、令和３年８月２日の臨時株主総会において、解散の議決が承認可決され、９月30日付をもって、会社は解散となりました。その後、清算事務を経まして、結果的に残余財産は365万3196円となり、一株５万円の額面に対し、１万938円が12月までに株主に配分されました。

平成３年11月の会社設立以来、約30年間の永きにわたり、地域振興に大きな貢献をしてまいりましたが、今回の解散に際し、これまで株式会社菊鹿フラワーバンクを支えていただきました関係各位に深く感謝を申し上げます。

以上で、出資法人の経営状況の報告を終わります。

○服部香代　議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散　会

○服部香代　議長

今期定例会において受理いたしました請願等の取扱いについては、お手元の請願等文書表のとおりといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時45分　散会

～～～

３月３日（木曜日）

令和４年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

令和４年３月３日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

発言通告

１．原芳郎

一般質問

（１）山鹿市の移住定住について

（２）市長説明要旨について

（３）ふるさと納税について

２．豊田新二郎

一般質問

（１）ＳＤＧｓの取り組みについて

（２）空き家対策について

（３）高齢者の運転免許証自主返納者支援について

３．永田壮拡

一般質問

（１）中高年層のひきこもり支援について

（２）ＩＣＴ教育について

（３）小中学校の校則について

４．芋生よしや

一般質問

（１）新型コロナ禍の支援について

（２）マイナンバー制度と地域社会のデジタル化について

（３）介護保険料の還付に関する不審な電話への対応について

５．勢田昭一

一般質問

（１）障害児・障害者教育と福祉の連携について

（２）新設「総合戦略課」について

（３）２学期制と授業の単位取得について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（20名）

1番	関口和良
2番	永田壮拡
3番	深牧大助
4番	原　芳郎
5番	隈部賢治
6番	高橋龍一
7番	豊田新二郎
8番	山下誠治
9番	古川和博
10番	金光一誠
11番	松見真一
12番	立山大二朗
13番	小川榮二
14番	芋生よしや
15番	勢田昭一
16番	有働辰喜
17番	服部香代
18番	冨丸洋一郎
19番	北原昭三
20番	永田紘二

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	早田順一
副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎
総務部長	大林秀樹
市民部長	中尾雄二
福祉部長	佐藤アキ
経済部長	石井耕一郎
建設部長	古江光拡

教育部長	渡邊義明
消防本部消防長	中原茂昭
総務部次長	木村隆男
市民部次長	白石浩二
福祉部次長	山﨑寿雄
建設部次長	松尾正都
教育部首席教育審議員	村上　清
総務課長	永田健一
鹿本市民センター長	都田英樹
福祉課長	飯川浩一
福祉援護課長	原　幸徳
健康増進課長	徳丸和孝
農業振興課長	鶴川浩一郎
農林整備課長	高森智重
下水道課長	三森一幸

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	小山　天
局長補佐兼議事係長	中村武志
書記	木村隆寛

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○服部香代　議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○服部香代　議長

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

おはようございます。

議席番号４番、れいわ創造の原芳郎です。

発言通告に従いまして、一般質問を３件、質問させていただきます。それぞれ一問一答にてお願いします。

まず１点目に、山鹿市の移住定住について質問します。

私は就農して32年、就農した直後からさまざまな災害を経験し、また試行錯誤を繰り返しながら仕事をしているところです。現在は、コロナ禍の中、燃料や資材の高騰、そして農産物の下落など、さまざまな難題に見舞われています。

１月28日の日本農業新聞に、農水省が2021年の農業物価指数（概数）を発表しのました。15年を100とした指数であり、生産資材は106.7となり、前年比4.8％上昇、飼料費や光熱動力費の高騰が目立ちました。農産物は同3.2％下がり107.4、需給緩和による米価下落や野菜の低迷が響いた状況です。資材費が高騰する一方で、農産物の価格は上がらず、農家の厳しい現状が浮き彫りとなりました。飼料は前年より13.9％上がり111.5、コロナ禍からの経済正常化に伴う海上運賃の上昇、中国や輸出国の旺盛な需要などを背景に、年初から急騰した状況です。

原油高騰を受け、光熱動力費は年間で前年を11.5％を上回る110.5となっています。Ａ重油の12月の全国平均価格は１リットル当たり103.45円、指数では前年同月を33.3％上回る126.6となりました。肥料費も年間で前年を2.4％上回り101.2となっています。中国からの原料の輸出停止や世界的な需要の高まりが要因です。12月は前年同月を8.8％上回る106.7で、上昇が続いています。

一方、農産物価格指数は下降しており、米は年間で前年より11.3％下がり114.3、21年産米出回り後の12月は前年当月を16.9％下回る101となっています。天候不順

やコロナ禍で乱降下した野菜は、年間で前年を3.9％下回る95となっています。山鹿市内の農家も同様に、厳しい経営が浮き彫りになっていることは言うまでもありません。

生産資材の指数上昇は、農家の支出増加につながり、農産物の指数低下は収入の減少を意味します。板挟みとなった農家の取得は減り、農水省の農業物価指数で高騰ショックの影響が如実となっています。高騰する燃料や肥料、飼料は輸入に依存しており、一部肥料、乾牧草は供給が滞る状況です。コロナ禍からの経済回復、各国での需要増、主産国の作況悪化、海外情勢によって日本の農業の持続性や食料安全保障が揺らいでいると言えます。海外情勢に起因する影響は、国内農家の努力では緩和しきれません。一方で、農産物価格の指数低下は、農家が原料高を農産物の価格に適切に転嫁できないことを示しています。これもまた、国内農業の持続性を揺るがしている状況です。

こうした状況は当面続き、さらなる悪化の可能性もあります。しかし、収入保険では支出増はカバーできません。燃油や配合飼料には高騰時の補塡制度がありますが、あらゆる資材が同時に高騰する多重苦に対応し、そして支援する政策の拡充が必要です。自給飼料の拡大や輸入資材に依存しない国内生産体制の構築に向けた、中長期的な支援策も欠かせないと思います。農家の自助努力では限界があり、価格転嫁することによる販売価格の高騰もありますが、消費者が買い支えていくことも必要だろうと思います。

隣の玉名市では、既に各種燃油の高騰が生産者の経営安定に大きな影響をもたらしていることから、玉名市農水産業燃油価格緊急補塡事業補助金を創設し、補助を開始されています。

まず最初の質問としまして、コロナ禍による世界情勢が著しく変化していく中、第１次産業である農業の持続的な経営や安定した収益の確保を図るため、今後、山鹿市が考える農業支援策をどのようになされるのか、どうように考えておられるのかお尋ねいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

原議員の一般質問、市の農業支援策について、お答えをいたします。

本市の農業につきましては、農業従事者の高齢化や後継者の減少により、農業の担い手不足が懸念されていることから、国・県・市の各種事業を活用し、新規就農者の確保、育成、定着に努めております。

まず、新規就農者につきましては、国の農業次世代人材投資事業等を活用し、新規参入を促進しております。さらに、本年度から新設しました地域農林業担い手育成支援及び農業後継者研修支援、農業機械免許等取得補助などにより、親元就農を含む新規就農者や認定農業者等を支援しております。

また、農地の効率的活用を図るため、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を加速化させるとともに、農業機械及び施設の導入など、国や県の各種事業補助金を活用し、集落営農組織の育成及び法人化、認定農業者や農業法人の経営基盤強化に努めております。

さらに、原油価格高騰による加温用燃料や農業資材、肥料、飼料など、生産コストの上昇に対し、農産の価格転嫁が難しいため、農業経営は非常に厳しい状況にあります。

特に、燃料コストが高い施設園芸につきましては、国の事業の施設園芸等燃油高騰対策事業の活用を図りながら、燃油価格の高騰に対処しております。

また、農産物の付加価値を高めるため、ＪＡかもと等の農業関係団体と協力し、ブランド化への支援も行い、認知度向上に努めております。

今後も当市の主要産業である農業につきましては、市だけでなく、国や県の支援策を活用しながら、足腰の強い農業の確立とともに、農家の方の所得の向上を図り、本市農業の活性化及び発展につなげてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

次に、担い手確保と転作の推進について、お尋ねいたします。

現在、山鹿市では、多種多様な農林畜産物がありますが、どの農林畜産物をとっても、国内で、いや世界を相手にしても全く引けをとらないものだと思っております。しかし、山鹿市の農家は、後継者不足も重なり、高齢化が進む一方です。

基幹的農業従事者数は、2015年が山鹿市全体で2183人、2020年が1757人となり。426人減少しているのが現状です。今後もさらに減少が見込まれることは、昨年の３月議会一般質問で述べたとおりです。農業者の平均年齢は上昇し、専業農家は減少傾向にあり、厳しい状況が続くことは間違いないと思います。

また、法人化についてですが、法人化している中で農事組合法人は山鹿市全体で平成27年が12社、令和２年が15社と、３社ふえています。株式会社としては、山鹿市全体で平成27年が35社、令和２年が46社と、11社ふえています。

このように、専業農家数は減少していますが、法人や株式会社といった組織は増加傾向にあります。これらの法人等の方々は、主に米、麦、大豆、そば、米粉、飼料用米といったように、水田耕作に携わっておられる方々です。

山鹿市の農業、水田を、そしてこの農村景観や地域を守っていく上では必要な組織だと考えますが、しかしながら法人等の組織にも高齢化の波は迫ってきているとお聞きしています。また、それぞれの法人等の担い手も減少傾向にある中、山鹿市としてどのように担い手の確保を行っていくのか、また米価が下落し、農家所得が減少している中、転作をどのように進めていくのかお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

原議員のご質問、担い手の確保と転作の推進について、お答えをいたします。

まず、担い手の確保につきましては、新規就農相談件数は、令和元年度18件、令和２年度が36件、令和３年度は54件と増加しており、それに伴い新規就農者数も令和元年度が19人、令和２年度が16人、令和３年度９月末現在で32人と、確実にふえてきております。その32人の内訳としましては、年齢として10代から30代が26人と、全体の81％、また、状況としてＩターン等による新規参入者が13人の４１％、Ｕターンを含む親元就農者が14人の44％、その他雇用就労となっており、コロナ禍の影響もあり、今後も増加が見込まれております。

近年の新規就農者は、スイカ、ナス、アスパラガスの施設野菜や肉用牛の繁殖など、高収益が見込まれる農業を主体に営農されております。また、中山間地では露地野菜とクリ、ブドウなどの果樹やタケノコを組み合わせた複合経営により就農されております。

さらに、子や孫による親元就農の増加や、後継者がいない農家と第三者である新規就農者をマッチングさせ、農地や施設、優れた技術を次世代へ継承する取り組みにより、担い手確保や産地の維持につながっております。

今後、農業に関心のある若者を本市に呼び込み定着させるため、山鹿市担い手育成総合支援協議会に新規就農相談員や農地集積推進員を増員し、一元的な相談窓口を拡充することで、新規就農相談はもちろん、認定農業者や農業法人等の経営基盤の強化及び経営サポートの充実を図ってまいります。

次に、転作の推進につきましては、米価の下落により、今後ますます米づくりは厳しい状況になると思われますが、安定的な米の生産を行う必要があると同時に、転作作物の必要性も認識しております。

今後も、国の経営所得安定対策事業の動向を注視するとともに、現状、交付金が大きい作物である大豆やＷＣＳ、飼料用米の生産拡大の可能性を模索するとともに、県やＪＡなど関係機関と協議しながら、所得の向上を図るため、地域特性に合った作物の導入について検討を行っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

ただいまの答弁で、農業に関心のある若者を本市に呼び込み、定着させるためとありましたが、本当に大事なのは家族で、また地域での営農できる環境整備が最重要だと思います。なぜならば、山鹿市がふるさとだからです。

先ほどもありましたが、山鹿市として、地域農林業担い手育成支援、農業後継者研修支援、農業機械免許取得補助など、数多くの支援が補助がなされ、数多くの農家の方々が活用され、助かっていることと思いますが、一方で所得制限限度額により、補助等を受けることができない農家の方々も数多くいるとお聞きしております。今現在、所得を上げておられる方々、農家や法人の方々には今以上に成長していただくために、山鹿市では600万円という所得制限を廃止され、農業経営や担い手の確保、そして地域の活性化を図っていただきたいと願います。

また、令和４年度経営所得安定対策と米政策の中で、水田のフル活用に向けた支援が大きく変わりつつあります。今後、山鹿市として新たな施策や支援のあり方を検討されることとは思いますが、第１次産業である農業をしっかり守っていただけることを期待いたしまして、次の質問に移ります。

山鹿市が考える農業の将来像について、お尋ねいたします。

先ほどから質問しているように、山鹿市の農業は大きな転換期を迎えているのではないかと考えます。今後、農家が営農を継続、そして生活していく上で、一番の問題は所得の安定だと思います。

昨年12月議会一般質問にて、我が会派の金光議員が、水田の種目別作付状況について、米栽培の支援について質問され、山鹿市は米生産農家の負担軽減につながるような施策について、国や県の動向を注視しながら見極めていくと答弁されています。

現在の転作品目の中で、それぞれの地域で取り組まれている飼料用米、米粉、そば、ＷＣＳ、麦、大豆等があると思います。その中で生産から加工、販売といった品目もあると思います。例えば大豆、今最も注目を集めている大豆ですが、山鹿市

に大豆加工食品の加工や製造を担う工場を誘致することにより、農家の継続的な営農、そして新たな雇用の創出が山鹿市の未来を明るく照らし、地域活性化、あるいは山鹿市の人口増加にもつながっていくものと考えます。

生産者の方々は、大豆を生産し、そして買い取ってもらい、国の転作交付金とあわせて、経営継続の安定化を図ることも可能です。また、山鹿市の事業者の方々と連携し、加工品を商業施設や道の駅などで販売するなど、山鹿ブランドとして国内外に販売し、なおかつそれぞれの所得向上につながり、山鹿の農地、水田を未来に残すために、農業・商業・観光、そして山鹿市とともに手を取り合い、地域の大きな活性化への礎となればと考えます。

そこで、これからの山鹿市が考える農業の未来像、また将来像について、市長にお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

これからの本市農業の振興につきましては、まず担い手対策として、現在、相談件数やＩターン・Ｕターンによる就農者もふえ、今後も増加が見込まれますので、引き続き就農相談や新規就農者の支援等に力を入れてまいります。

さらに、中山間地域においては、作物の組み合わせによる安定的な生産ができるモデルをつくり、新規就農者の確保につなげてまいります。

また、本市には、多様で高品質な農産物がありますので、品質・生産量とも日本一を目指せるような作物のブランド化や販路拡大などに取り組んでいくとともに、本市農産物を活用した農産加工品等の生産販売により、本市農業の振興と雇用の創出につながるような６次産業化に取り組む団体や事業者等があれば、積極的な誘致に取り組んでまいります。これらを通して、農業が発展し、魅力あるものとなることで、移住定住先として山鹿市が選ばれるよう推進していきたいと考えております。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

今までの答弁でもあっていましたが、積極的かつ具体的な農業施策がなされていないように感じます。今から先の農業は、農家だけでは成り立たない時代になってきています。これからは他業種との連携を図り、山鹿市とともに考え、同じ方向を向き、手を取り合い、共に成長し合い、活気ある山鹿市になることで、農業従事者

の増加と人口増加につながることを期待します。

次に、空き家対策について質問いたします。

空き家対策の解消については、移住定住を推進し、空き家の有効活用を図る必要がありますが、実際には食べていくための仕事環境、生活するための学校、病院、スーパーなど、生活環境があり、特に移住を希望する方にとっては、生活の拠点の確保、居住環境が重要な要素であります。

空き家といっても、適正に管理され、活用可能な家、管理されず放置され、老朽化が進行した家、倒壊の恐れがある危険な家など、さまざまな種類があると思いますが、以前の一般質問で、空き家の数を平成28年度には委託業者の目視で1012軒の空き家と推測される物件があったと答弁されています。前回の調査から５年が経過しており、その後の調査はなされているのか、また今後ますます人口減少と核家族化が進むと予想されますので、空き家の増加に向けた対策や取り組みについて、どのように考えておられるのか、またこの空き家対策は移住者をふやすための要素だけではなく、山鹿市住民の定住に向けた施策としても必要で、総合戦略課で重点的に取り組むとされている人口減少対策にもつながります。個人の資産であり、行政が強制力を発揮することは難しいとは思いますが、防犯、景観、安全、利活用など、さまざまな問題がある中で、今後どのように移住定住を推進していくのかをお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

原議員のご質問、空き家対策について、お答えをいたします。

まず、ご質問の空き家に関するその後の調査は行っておりませんけれども、ご指摘のとおり、調査後５年を経過しているため、最新の数値を把握するための新たな調査が必要であると考えております。

次に、議員ご案内のとおり、全国的に人口減少と核家族化が進む中、本市でも、今後ますます空き家が増加すると懸念しております。

こうした中、本市においては、移住者の定住促進と空き家の有効活用という２つの観点から、空き家バンク登録制度を通じたマッチングや改修費補助等の支援を実施しております。

一方で、老朽化が著しく、管理不全となっている危険な家屋については、火災や犯罪のおそれがあるため、特定空家等またはこれと同等の状態にある空き家として、所有者等に対し除却費用の支援を行っております。

このほか、利活用が可能であるものの、所有者等が空き家バンク等への登録を希望しない物件や、老朽化が進んでいるものの特定空家に該当しない物件、所有者の死亡等による権利者不明の物件など多数ありますが、個人の財産という側面から、行政として利活用や除却等の対応が困難な状況にございます。

こうした課題につきましては、移住定住や防災・防犯にとどまらず、まちづくりや環境、子育て支援など、部局の枠を超えた幅広い視点から対策を検討する必要があり、事務レベルでの協議や情報共有が一層重要となります。

こうしたことを踏まえまして、次年度におきましては、各部の次長級職員等をメンバーとする庁内連携推進会議を新たに設置し、総合戦略課が事務局となって、部局間の連携を強化しながら、全庁挙げて効果的な対策を研究してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

大変難しい問題とは思いますが、一つずつ課題をクリアし、今以上に隣同士で助け合える、住みやすい山鹿市の実現に向け、しっかりと研究していただき、その研究の成果が山鹿市の移住定住につながることを期待いたします。

次に、市職員採用について質問いたします。

以前にも、職員採用について一般質問がなされており、採用方針の答弁があっております。今回は、先ほどから質問していますが、市長が最重要課題として考えておられる人口減少対策をいろいろな観点から幅広く考えること、まさにこのことが移住定住施策にも必要であるとの思いから、あえて職員採用について質問させていただきます。

地方公務員の各種義務の根拠とされる地方公務員法第30条には、全て職員は全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、なおかつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。そして、地方公務員の採用方法の多様化が進む中、地方の実情に応じた職員採用の実施に向け、今後も取り組んでいただきたいと、総務省自治行政局から照会があっています。

このような中、一つ例を挙げますと、岐阜県飛騨市では令和３年度の職員採用試験が２回実施されており、２回目の募集では民間経験のある方を対象としたふるさと枠、年齢上限撤廃、そして障害のある方を対象とした障害者枠が設けられています。それぞれの自治体においては、創意工夫をしながら、人口減少を防ぐために独自の移住定住対策を進められているのは言うまでもありません。山鹿市にとっても、

人口減少対策は最も重要な施策の一つですので、絶えず挑戦することが必要不可欠であると思っています。

職員採用については、いろいろなご意見を聞いておりますが、今後の職員採用についての市長の考え方をお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

職員の採用につきましては、地方公務員法により平等取扱の原則が厳粛に求められております。

仮に、資格要件として、本市居住者や地元出身者を優遇し、また本市への移住を義務付けるものとした場合、法に抵触する格好となりますので、職員採用において、直接的に定住者・移住者の確保を図るといった方策は取り難いのが現状でございます。

しかしながら、山鹿で育ち、山鹿をよりよくしたいという情熱をもった方が市役所を受験され、職員となって活躍されることは、今後も大いに歓迎し、また期待をするものであります。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

市長の最重要課題とされている人口減少対策には、職員採用も関係してくると思います。山鹿市民の生命・財産を守り、地域の発展のためには職員の方々の協力なくしては、地域の発展はないと考えます。

また、職員の方々への人材育成や人事評価等を実施され、希望する部署への配置転換も実施されていると思います。各部署で職員の方々が情熱を持った仕事ができる環境づくりも必要だと考えます。

近年、職員削減が進む中、職員の方々には相当な負担がかかってきているとは思いますが、地域の方々のよき相談役として、市民と行政とをつなぐパイプ役として、今後も地域に根差した職員の育成を期待しております。

２点目に、市長説明要旨について質問いたします。

令和４年度の市政運営の基本的方針について、お尋ねをいたします。市政運営方針の冒頭に、まずは市民の生命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組み、３回目のワクチン接種についても、前倒しで実施するとい

うことですので、市民にとっても大変ありがたいことだと思います。

また、コロナで影響を受けている事業者や生活困窮者、そして子育て世帯に対しても支援するということですので、これもまたありがたいことだと思います。その結果として、感染防止拡大と地域経済の回復の両立を目指すとあります。現在、第６波が収束していない状況にあり、まん延防止等重点措置が３月６日まで実施されています。今後、飲食業を初め、関連する事業者はコロナ前の状況に回復するには、一定の期間を要すると考えますが、最悪の場合、戻らないことも想定されますので、国の各種経済対策がなければ、廃業等の増加も考えられます。国の支援策だけでなく、地域経済を早急に立ち直らせるために、これからウィズコロナ、もしくはアフターコロナ後の独自の草の根的な支援策などについて、市長はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

新型コロナウイルスとの闘いが長期化する中、本市においても、飲食業や観光業を中心に地域経済が深刻な打撃を受けており、また失業や収入減による生活困窮など、市民生活も大きな影響を受けております。

そうした中、市民の生命と健康を守るため、引き続き感染防止対策に万全を期してまいりますが、一方で、議員ご指摘のとおり、コロナ収束後に向けたアフターコロナ対策についても、しっかりと推進していく必要があると考えており、現在、各部に対し、市民や事業者の現状・ニーズを踏まえた上で、必要な対策を早急に検討するよう指示をしているところです。

アフターコロナ対策については、今後の感染状況に応じ、時機を失することなく、新しい生活様式への対応や、景気回復局面において、市民や事業者が必要とする取り組みを部局横断的に支援する必要があるため、新たに設置する総合戦略課を中心に庁内の連携を強化し、全庁挙げた総力戦で臨んでまいります。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

市民の方々及び事業者の方々は、コロナ後の山鹿市の支援策を心の底から待っておられるのはご存じのことだとは思います。私は、今の疲弊している山鹿市を見ていたくありません。早急な対応を期待、またお願いいたします。

最後に、ふるさと応援寄附金、ふるさと納税について質問いたします。ふるさと納税については、昨年６月議会で「目指せ10億円」を掲げ、私たち会派の最も重要な課題であります。ふるさと納税について、寄附額増加に伴った補正が他市町村では多く見られていますが、山鹿市では補正が組まれていませんでしたので、寄附額が伸びなかったものだと思っております。

そこで、山鹿市での令和３年の寄附金額及び返礼品のランキング、過去３年間との比率、そして昨年12月の市長答弁の中で、寄附額増加に向け、職員を担当に置くとの答弁がありました。令和４年度に向けてどのような体制で取り組みをなされるのかお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

原議員のふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

過去３年の寄附実績につきましては、申し込みベースで令和元年が２億6265万1000円、令和２年が１億5966万6000円、令和３年が１億188万円となっております。

また、令和３年の１月から12月までに申し込みが多かった返礼品は、多い順にスイカ、ミカンなどの果物、馬刺しやあか牛ステーキなどの肉類、燻製チーズなどの加工品、米、赤たまごとなっており、果物と肉類で全体の６割弱を占めております。

昨年12月１日に新たな寄附受付を開始したポータルサイトさとふるにおいては、開設からの１カ月間で返礼品登録が92品目であるにもかかわらず、450万円以上の寄附を受け付けたことや、11月に開始した定期便の返礼品が好評なこともあり、全体では12月以降、前年同月を上回る寄附額で推移をしております。

現在の体制としまして、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふるの３つのポータルサイトと、２つの中間事業者で業務を運営しておりますが、さらなる寄附額増加と効果的なＰＲを図るために、より地域に密着した中間事業者を導入し、魅力的な返礼品の開発を進めるとともに、本年５月から６月を目途に新しい複数のポータルサイトの開設の準備を進めてまいります。

さらに、市としましては、担当職員を配置し、ポータルサイト運営事業者、中間事業者、返礼事業者、その他関係団体等との連携強化を図り、それぞれがそれぞれの役割を最大限に発揮できるよう、市がマネージメントし、チーム一丸となった体制のもと、寄附額増加を目指してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

生産者、各事業者、山鹿市、そして中間事業者が同じ方向を向かなければ、ふるさと納税の納税額がふえることはないと考えます。山鹿市が中心となり、まずは10億円の目標を達成し、今までできなかった新たな事業の創設や、多方面での支援など、山鹿市の発展に役立てていただきたいと願います。

最後に、将来の山鹿市のためにも、目指せ20億、30億と目標を持ち、共に知恵を出し合い、そして手を取り合い、頑張っていける関係になることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○服部香代　議長

以上で、原芳郎議員は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時42分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前10時54分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、豊田新二郎議員の発言を許します。豊田議員。

［７番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

皆さん、おはようございます。

議席番号７番、清風やまが、豊田新二郎です。

新型コロナウイルス感染拡大は、またまだ収束の見えない状況が続き、市民生活にも大きな影響を与えております。

そのような中、世界ではロシアによるウクライナへの軍事侵攻という悲しいニュースが入ってきております。今後、私たちの生活にも大きな影響が及ぶことが懸念されます。一刻も早い事態の収束と世界平和を願うところです。

このような暗いニュースの中で、山鹿市では明るいニュースもあります。現在、日本ハンドボールリーグ戦を戦っているオムロンハンドボール部がおとといのザ・テラスホテルズに勝利し、10連勝を飾り、３年振りのプレーオフ進出を決めました。リーグ戦は後半を迎え、３月５日のソニー戦、３月10日の北國銀行戦を残す、上位２チームとの２試合のみとなりました。残り２試合とも、地元山鹿市総合体育館での開催となっております。３月５日のソニー戦終了後は、今期で引退する永田選手、

西尾選手、伊地知選手、３選手の引退セレモニーも予定されております。山鹿市は、ハンドボールのまち・やまがの推進を行っております。山鹿市を挙げて、皆さんと声援を送っていただきたいと思います。

それでは、発言通告に従いまして、３点の質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず１点目は、ＳＤＧｓの取り組みについての質問です。皆さんご存じとは思いますが、このＳＤＧｓとは持続可能な開発目標という意味で、2015年９月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の目標であります。2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能なよりよい社会をつくるため、全世界で取り組むべき課題を17の目標に分け、さらに169の具体的な項目、232の指標で構成されています。この17の目標は、１の貧困をなくそう、飢餓をゼロに、全ての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなになどから、17のパートナーシップで目標を達成しようまで、多岐にわたっています。この中の目標11の住み続けられるまちづくりという目標は、自治行政と最も関連の強いゴールと捉えることができ、自治行政の参画を抜きにしての目標11のゴール達成は不可能と思います。

しかし、自治体の役割と責務は、目標11だけでなく、他の16の目標にも深くかかわっています。誰ひとり取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広域な課題に全ての関係者、政府、民間企業、有識者などの取り組みを重視していることです。

ＳＤＧｓ採択から６年がたち、日本国内でＳＤＧｓに関する認知度は大きく高まり、企業経営にもＳＤＧｓが浸透しました。また、学習指導要領に持続可能な開発のための教育の理念が盛り込まれ、再生エネルギー導入が着実に進展するなど、日本国内でＳＤＧｓの考え方が浸透してきています。最近、しきりにＳＤＧｓという言葉を聞くようになり、虹色のドーナツ型のバッジを胸につけている方も大分ふえてきたというふうに感じます。

また、つい先日は、日本ハンドボールリーグ戦が行われた山鹿市総合体育館で、オムロンハンドボール部によるフードドライブが開催されました。もったいないをありがとうに変えたいと協力を呼びかけられ、フードロスをなくそうというＳＤＧｓ活動をされました。

このように、団体や企業においても、また行政においても、ＳＤＧｓを身近に捉える人が急速に増加しているように感じます。ＳＤＧｓというのは、全世界的な目標でありながら、自治体行政においても、医療や福祉、ごみやインフラやまちづくりなど、政策においても日常の業務においても、ＳＤＧｓの理念は適用していけるものと思います。

国においては、積極的にＳＤＧｓに取り組んでいる125の自治体をＳＤＧｓ未来都市として選定し、特に優れた取り組みと認定された事業に対しては、地方創生支援事業費補助金による資金的支援を設けるなど、持続可能なまちづくりを支援、推薦しております。

ここ山鹿市では、第２次山鹿市総合計画後期基本計画に、ポストコロナの時代に即して、健康で豊かな地域社会を持続するための基本として取り入れるとの記載がされております。山鹿市として、ＳＤＧｓの具体的な今後の取り組みについて伺います。また、教育現場ではＳＤＧｓについてはどのような取り組みをされているのか伺います。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

豊田議員のご質問、ＳＤＧｓの取り組みについて、お答えをいたします。

ＳＤＧｓの取り組みは、国を初めとする行政や民間企業、教育現場等において積極的に進められており、その理念は広く浸透してきているところです。

本市においても、個別の施策ごとの開発目標は設定しておりませんが、直接的または間接的に、ＳＤＧｓの理念を念頭に置きながら、各分野における事業や施策を展開してまいりました。

このように、ＳＤＧｓの視点を持った戦略立案が重要であるとの考えから、第２次山鹿市総合計画後期基本計画では、世界的に加速するＳＤＧｓの取り組みについて、ポストコロナの時代に即した健康で豊かな地域社会を持続するための基本として取り入れるとしたところでございます。

総合計画とＳＤＧｓの目標との関連について、例を挙げますと、先導施策の明日を担う産業後継者育成プロジェクトは、ＳＤＧｓの目標の８、働きがいも経済成長もなどに関連しており、また山鹿暮らし応援プロジェクトは、目標の11、住み続けられるまちづくりをなどに、デジタル社会に対応した教育環境プロジェクトは、目標の４、質の高い教育をみんなになどに、がんに負けない健康づくりプロジェクトは、目標の３、全ての人に健康と福祉をなどに関連がございます。

一方、熊本県ではＳＤＧｓに積極的に取り組む企業や団体等を後押しし、ＳＤＧｓの取り組みの裾野を広げるため、熊本県ＳＤＧｓ登録制度を昨年創設され、既に山鹿市内の23の事業者が登録されております。

今後は、このような民間活動を支援する取り組みへの協力や、近隣自治体との広域的な連携も視野に入れながら、行政主体として地域課題の解決や地域活性化を推

進するにあたり、ＳＤＧｓの理念を踏まえた上で、持続可能で市民が安心して生活できるようなまちづくりを進めていく必要があるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。村上首席教育審議員。

［村上清　首席教育審議員　登壇］

○村上清　首席教育審議員

ご質問の、教育現場におけるＳＤＧｓの取り組みについて、お答えいたします。

ご案内のとおり、ＳＤＧｓは2015年の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の目標として、持続可能な開発目標が採択されたものですが、本市ではこれまでＳＤＧｓ17の目標の１つであります、４、質の高い教育をみんなに、に位置づけられていますＥＳＤの推進に取り組んでまいりました。

ＥＳＤとは、現代社会の問題をみずからの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。つまり、持続可能な社会のつくり手を育む教育とされています。

このような国際社会の動きを背景に、本年度新たに策定しました山鹿市教育大綱では、ＳＤＧｓの達成に向けた行動を起こす力の育成を基本目標に掲げております。あわせまして、来年度から３年間の本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めた第４次山鹿市教育振興基本計画及び本市におけるスポーツ推進の基本的な方向性を示した山鹿市スポーツ推進計画にもＳＤＧｓを明記し、その理念を踏まえ、各種施策に取り組むよう位置づけております。

本市では、これまでも17の目標の１つである目標４の質の高い教育をみんなに、に加えまして、目標１の貧困をなくそう及び目標10の人や国の不平等をなくそうの実現を目指し、誰ひとり取り残さないを教育現場のキーワードとして取り組みを行っています。具体的には学力向上と不登校児童・生徒の減少を目指す取り組みです。

学力向上につきましては、学力の厳しい子供たちもわかる授業の創造を目指し、授業づくりの考え方や、授業に必要な指導方法の改善に努め、全国及び熊本県学力・学習状況調査において、小中学校それぞれ平均を上回る確かな成果を上げています。

また、不登校児童・生徒の減少につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、児童・生徒の出席停止や欠席の数が増加傾向にある中で、外部専門家とも連携しながら、一人一人の持つ課題に寄り添い、誰ひとり取り残さない粘り強いかかわりを持つことで、不登校の子供たちの抑制に努めているところです。

一方で、既に形にした活動もあります。例えば、鹿北中学校では、持続可能性を

キーワードに、鹿北版ＳＤＧｓ行動宣言を提案し、その実践のために17の目標を設定し、取り組まれています。

また、菊鹿中学校では、学校だよりにおいて、学校での様子や取り組みを各家庭や地域などに発信する中で、その内容はＳＤＧｓのどの目標につながっているかを表記することで、ＳＤＧｓの認知度を広げ、保護者等へもその周知が図られています。

学校での具体的な取り組みといたしましては、年間を通した人権学習や、機会を捉えての平和学習、地域や保護者の協力を得ながらの緑化活動や資源回収など、持続可能な社会の実現を目指して、全ての学校でさまざまな取り組みがなされております。

今後におきましても、将来にわたって子供たちが夢を持って生きていける持続可能な社会の実現を目指し、誰ひとり取り残すことがない教育の構築を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

豊田議員。

［７番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

今回、ＳＤＧｓを一般質問に取り上げた理由は、第２次総合計画後期基本計画に非常に関連が深いということと、山鹿市民の方の認知度が低いと感じたからです。目標やターゲットが非常に広く、難しいと感じられる方もおられるかと思います。

実は、17の目標の項目の１つを見ると、日ごろの暮らしの中で自然と取り込まれていることはたくさんあります。例えば、14の海の豊かさを守ろうという項目は、海洋汚染問題としてプラスチックごみ問題ですが、レジ袋の有料化や、大手コーヒーショップではストローやコップを紙に変えるという動きがありますが、これも貢献の一つです。また、家庭内や職場におけるエアコン温度の適正化など、日常生活の中で自然と取り組んでいることもあります。また、教育現場では、ＥＳＤ、持続可能な開発のための教育を推進しながら、多岐にわたってＳＤＧｓの取り組みをされていることがわかりました。誰ひとり取り残さないを、現場のキーワードとされ、学力の向上、不登校児童・生徒の減少を目指す取り組みなど、積極的な取り組みをされていることに感謝いたしとます。

鹿北中学校では、鹿北版ＳＤＧｓの行動宣言を提案し、その実践のために17の目標を設定し、取り組まれているということです。ＳＤＧｓは、早田市長の市政運営方針の重点施策である人口減少対策へとつながるものであり、より魅力的なまちづ

くりを推進していくためにも、積極的に進めていく必要があると考えます。山鹿市でも個別の施策ごとに開発目標を設定し、市民によりわかりやすい取り組みを発信し、積極的に推進していくことをお願いします。

続きまして、２点目に、原議員と重複するところもありますが、空き家対策についての質問です。空き家、廃屋の問題については、全国的に大きな問題であり、各地でその対策が行われておりますが、山鹿市でも人口減少や後継者が少なくなって、空き家、廃屋が多く見られることから、対策を進めていかなければならないと思いますので、山鹿市の空き家、廃屋の現状についてお伺いします。

空き家については、きちんと管理されていなければ、火災の発生や不審者の侵入等の事故や、犯罪の温床となる場合もあり、年数が経過すると老朽化が進み、台風や地震による倒壊といったとで、近隣の住民や住宅に被害を及ぼす可能性もあり、周辺環境にも悪影響を及ぼすことから、その管理が非常に重要であります。

こうした空き家、廃屋は、今後ますます増加していくものと思います。中には、所有者が全く不明なものもあると思われ、長年放置され、傷みがひどくなり、屋根や壁が落ちており、強風のときは屋根や外壁の一部が飛び散るといった、非常に危険な状態の廃屋もあり、付近の住民が大変心配しているところもあります。建物というのは、私有財産であり、あくまで所有者やその相続人が管理の責務があることは承知しておりますが、危険な状態にあるものについては、早急な処置が必要であると思います。

全国で放置空き家が問題視される中、平成26年11月に空家等対策特別措置法が成立しました。法律では、次のことが定められています。１、空き家の実態調査、２、空き家の所有者へ適切な管理の指導、３、適切に管理されていない空き家を特定空家に指定することができる、４、特定空家に対して助言・指導・勧告、命令ができる、５、特定空家に対して罰金や行政代執行を行うことができる。行政としては、大変難しい問題と思いますが、適切な対応が必要と思います。

以上のことから、山鹿市にはどれくらいの空き家、特定空家、廃屋があるのか、またどのように対策の計画を考えているのかを伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

豊田議員のご質問、空き家対策について、お答えをいたします。

まず、現在把握している空き家の数及び特定空家の状況につきましては、平成30年３月に策定しました山鹿市空家等対策計画の数値になりますけれども、市内に

1012軒の空き家を確認しており、そのうち102軒が現状のままでは使用できない空き家であるとの調査結果となっております。

なお、空家に関する相談が、毎年40件から50件程度寄せられておりますので、空き家件数は、今後もふえ続けるものと考えております。

次に、特定空家に対する対策につきましては、管理不全な空家等の情報提供を受けた場合は、現地確認を行い、所有者等を特定した後、文書による助言、指導及び山鹿市特定空家等除去促進事業の活用を促進しながら、特定空家の自主的な解体へ向け、その支援に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、所有者等の特定が困難、相続人の相続放棄、相続人がいないなどに起因する管理不全な家屋等に対して、法の規定に基づく勧告・命令・代執行等の措置が必要となってくると考えておりますので、建築士、学識経験者等で組織する山鹿市空家等対策協議会において協議を行い、適正な措置の実行に努め、特定空家解消に向けた取り組みを続けてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

豊田議員。

［７番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

ただいま答弁いただいた、使用できない空き家の軒数は、昨年３月定例会で立山議員が一般質問されたときと同じ、平成30年のデータの件数であり、今ではさらに増加しているかと思われます。空き家が増加することで、地域の景観も悪化し、地域のイメージ低下にもつながり、転入者の減少と転出者の増加にもつながりかねません。また、空き家を放置し続けると、建物の倒壊、火災発生など、近隣住民の生命を巻き込む、非常に高い危険性があり、一刻も早い対応が必要と思われます。

管理不全な空き家等の情報提供を受けた場合は、文書による助言、指導及び山鹿市特定空家等除却促進事業の活用促進を行っておられるということですが、直近でのデータで、年間どれくらいの助言、指導を行い、何件の方が山鹿市特定空家等除却促進事業補助金を利用されたのかを伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

豊田議員の２回目のご質問、空き家所有者への助言、指導及び補助金の利用実績等について、お答えをいたします。

まず、空き家所有者への助言、指導につきましては、令和２年度が38件、令和３年度が12月末現在ですけれども、45件となっております。

次に、補助金の利用実績につきましては、令和２年度が13件で719万9000円、令和３年度が12月末現在で15件、887万3000円の利用となっております。

ご質問の中でもございました、議員からのご指摘がございました、データがかなり古いということでございましたけれども、これにつきましては既に空き家件数についてのデータ、これが調査から５年を経過しているということもございまして、今後新たな調査を実施し、これをもとに空家対策計画の見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

豊田議員。

［７番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

答弁いただいたデータでも、助言、指導された件数も、補助金の利用実績も増加していることがわかりました。とはいえ、まだまだ対応すべき空き家が数多くありますので、さらなる活用ができることを期待します。

近年、空き家から発生する火災が全国でも問題となっています。冬になると空気が乾燥するので、火の取り扱いにはいつも以上に注意をしなくてはいけませんが、空き家の場合は放置したまま、何も対策をしない所有者が少なくありません。山鹿市においても、１月に発生した中心市街地で８棟を焼いた火災は、空き家からの出火ということです。空き家や店舗が密集する中心市街地では、火災が発生すれば延焼が免れません。所有者等の特定が困難、相続人の相続放棄、相続人がいないなどに起因する管理不全な空き家等に対して、山鹿市空家等対策協議会が設置されているということですので、今後も早急な対応をお願いいたします。

続きまして、３点目に、高齢者の運転免許証自主返納者支援についての質問です。山鹿市でも、少子高齢化が進行し、総人口が減少する中、65歳以上となる高齢者人口は大幅に増加しています。令和２年時点で、高齢化率は37％を超えており、今後においても高齢化はさらに進行していくものと思われます。

そのような中、全国的に見ても、残念ながら高齢者にかかわる交通事故が増加傾向にあり、今後も高齢化に伴う交通事故がふえることが予想されます。令和３年版交通安全白書によると、年齢層別に昭和46年には全交通事故死者数に占める65歳以上の割合は16.3％であったのに対し、令和２年は56.2％となっており、一層の高齢化に伴い、高齢者の割合は大きくなっています。

私も職業柄、高齢ドライバーの方と面談する機会が多く、免許証の返納に踏み切れない理由をお聞きすると、年をとってきて運転に不安はあるが、自分が運転免許証を返納したら、買い物に行けなくなる、免許証がないと病院に行くのが大変などとの声をお聞きします。免許証返納後の不便な生活を考えると、なかなか返納の踏み切れない方が多いことは理解できます。そのため、熊本県内の自治体の状況を調べてみますと、運転免許証返納について積極的に取り組む自治体も多く、バスやタクシー、鉄道などの運賃が割り引きをされたり、商品券の交付を受けたり、電動アシスト付自転車の購入費の一部助成、運転経歴証明書の交付手数料を助成している自治体もあります。

高齢者を含めた市民の命を守っていく観点からも、運転免許証の自主返納の推進や、運転免許証返納後も高齢者が買い物、病院等への外出ができる新たな交通政策が重要な課題であると思います。山鹿市では、安心して運転免許証の返納ができる支援事業をお考えであるか伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

豊田議員のご質問、高齢者の運転免許証自主返納支援について、お答えをいたします。

本市の運転免許証自主返納の状況につきましては、平成29年、131名、平成30年、172名、令和元年、215名、令和２年、213名、令和３年、直近で190名でございます。

現在、山鹿市独自の運転免許証自主返納者への優遇制度はございませんけれども、議員ご指摘のとおり、公共交通機関の運賃割引制度等を導入している自治体も一部にはございます。

この問題は、交通事故防止の観点からだけではなく、免許返納者、買い物弱者、交通弱者と言われている方々の移動手段の確保など、総合的な生活支援策として捉え、他自治体の取り組み例も参考にしながら、関係部署と協議を加速させてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

豊田議員。

［７番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

なかなか減少しない高齢者の交通事故を防ぐためにも、高齢者の方に積極的に運

転免許証の自主返納を検討していただく啓発活動も必要だと思います。

安心して運転免許証を自主返納の推進をしていくためにも、多くの自治体で行われている特典も一つの手段かと思われます。山鹿市においては、運転免許証返納者だけでなく、買い物弱者、交通弱者と言われる方々を、総合的な支援策を協議していくということですが、現在実施されているあいのりタクシーの活用方法の見直しも、その手段の一つになり得ると思います。

新規事業開拓を考えることも大切ですが、今ある事業をさらに有効活用することをお願いして、私の一般質問を終わります。

○服部香代　議長

以上で、豊田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時33分　休憩

――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――

午前11時39分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田壮拡議員の発言を許します。永田議員。

［２番　永田壮拡　議員　登壇］

○永田壮拡　議員

皆さん、こんにちは。

議席番号２番、清風やまがの永田壮拡でございます。

今朝もまた新聞の１面に掲載されておりますが、ロシア軍によるウクライナ侵攻は、国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、憤りがおさまりません。ウクライナ国民の皆様方の苦しみは、いかばかりかと察するに余りあります。

そのような状況下にありますが、私たちはこのふるさと山鹿をさらに住みよく、よりよきふるさとにし、子や孫たちに平和を引き継いでいくことこそが、今に生きる私たちの責務であります。そのような思いで本日は一般質問をさせていただきますので、よろしく答弁いただきますようお願い申し上げます。

初めに、中高年層のひきこもり支援についてお尋ねいたします。

これまでひきこもりといえば、若者の問題としてイメージされてきたこともあり、その実態調査においても15歳から39歳までが対象とされてきました。しかし、ひきこもり期間の長期化や、ひきこもり者の高齢化による80歳代の親が50歳代のひきこもりの子の面倒を見るという8050問題を初め、就職氷河期世代の多くが40歳代に達するということから、中高年層のひきこもりが増加しているという実態が指摘され

ているところであります。

そうした状況から、2019年３月、内閣府は初めて40歳以上から64歳までの中高年層を対象としたひきこもりに関する全国調査を実施し、公表しましたが、推計で総数61万3000人、そのうち約５割の方がひきこもりの状態になって７年以上が経過しているという結果は、社会に大きな衝撃を与えました。

これまでも国のひきこもり対策推進事業の一環として、全国の自治体ではひきこもり支援が進められてきましたが、このような調査結果を受け、さらに支援体制を加速させていこうといった状況にあります。

そのため、国は各自治体における支援体制の構築に向け、市町村において取り組むべき事項として３点、市町村に対し要請をしております。１つ目は、ひきこもり相談窓口の明確化及び周知、２つ目、支援対象者の実態やニーズの把握、３つ目、市町村プラットホームの設置及び運営、これらを原則、令和３年度末までに全て実施することとされています。私も、ひきこもり状態にある方に必要な情報や支援を届けるためには、ひきこもりの実態をまずは把握することが大変重要であると考えます。

2019年に熊本県が実施したひきこもり状態にある方に関する調査によりますと、15歳から64歳までのひきこもり状態にある方が、県全体で845人、そのうち40歳以上の方が６割を超え、ひきこもり期間が10年以上の方が約４割を占めているということで、全国の調査の傾向と同じような調査結果が報告されております。

しかし、この結果につきましては、あくまでも確認を取れた数であり、実際はもっと多いのではないかと推測するわけですが、そこで最初の質問をさせていただきます。

山鹿市内における実態調査は、熊本県の調査の際に県からの依頼を受け、実施されていると伺っておりますが、その調査方法と山鹿市内の調査結果をお尋ねいたします。また、現状のひきこもりに関する相談窓口とその周知方法、さらにはひきこもりに関する相談件数について、あわせてお尋ねいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［佐藤アキ　福祉部長　登壇］

○佐藤アキ　福祉部長

永田議員お尋ねのひきこもりに関する調査について、お答えいたします。

この調査は、2019年（令和元年）９月に、熊本県より、ひきこもり状態にある方に関する調査依頼があったものであり、その方法及び内容につきましては、民生委員・児童委員に対し、担当する地域において、ひきこもり状態にある方を把握され

ているか、また把握されている方について、男女別の人数や、どのようなひきこもり状態にあるか等について調査を行ったものでございます。

結果につきましては、ひきこもり状態にある方が、山鹿市全体で45人、このうち40歳から64歳までの中高年層は25人、うち男性が23人、女性が２人、また、ひきこもり期間が10年以上の方が、25人中13人でございました。

ひきこもりの原因としましては、疾病によるものや、就職できなかった、あるいは就職後に離職をされたものなどのほか、原因がわからないという方も一定数いらっしゃいました。

民生委員・児童委員の皆様には、引き続き見守りや声かけを行っていただきながら、必要に応じて本市の相談窓口におつなぎいただくようお願いをいたしております。

次に、現状の相談窓口と周知方法、相談件数につきましてお答えいたします。

ひきこもり専門の相談窓口としましては、県が設置しております熊本県ひきこもり地域支援センター「ゆるここ」がございます。

本市におきましては、ひきこもり専門の窓口はございませんが、福祉に関する総合的な窓口であります福祉総合相談窓口、また主に生活困窮の方を対象とする生活自立相談窓口、主に障害をお持ちの方を対象とする基幹相談支援センターの３つの窓口を設置しており、それぞれひきこもりに関する相談もお受けいたしております。

各相談窓口での、ひきこもりに関する相談件数の実績としましては、福祉総合相談窓口では、令和２年度が３件、令和３年度は現時点で１件、生活自立相談窓口では、令和２年度が５件、令和３年度は現時点で18件、また今年度開設した基幹相談支援センターでは、これまで４件となっております。

各窓口とも、主な相談者は対象者の母親が最も多く、次いで対象者本人となっております。

生活自立相談窓口での相談件数が多くなっておりますのは、コロナ禍等において生活困窮状態に陥ったことによって、ひきこもりの状態が表面化したのではないかとも考えられます。

なお、いずれの窓口も、山鹿市のホームページ、広報やまが、パンフレット等を用いて市民に周知いたしているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

永田議員。

［２番　永田壮拡　議員　登壇］

○永田壮拡　議員

今後、ひきこもり支援を実施していく上では、やはり実態とニーズの把握というものは大変重要であります。今答弁をいただきました相談件数等、確認できているひきこもり状態にある方の数を伺いますと、誰にも相談をできずに悩んでいる方がまだまだ多くいらっしゃるのではないか、十分な調査結果を得られていないのではないかと感じているところであります。

ここで、ひきこもり問題において、積極的な取り組みで知られる秋田県の藤里町の事例を少し紹介させていただきます。人口3800人の小さい町ではありますが、ここでは社会福祉協議会のご協力のもとに、１年半をかけて全戸訪問され、実態調査を実施した結果、驚くことに18歳から55歳までの現役世代のほぼ10人に１人がひきこもり状態にあると判明しました。その上で、地域が一体となって支援に取り組み、ひきこもっていた113名のうち50名以上が家を出て、社会復帰をされたということであります。

熊本県においても、県議会で幾度となく、このひきこもり支援に対して議論がなされております。先ほど答弁にもありましたけれども、平成27年にはひきこもり地域支援センター「ゆるここ」が設置をされ、当事者宅の訪問支援等を中心として担うひきこもりサポーターや、ひきこもりピアサポーターの養成を始めております。

しかし、ひきこもり者への支援は、地域での居場所の設置、社会参加や就労に関するトレーニングやサポート、必要な治療へのつなぎ、家族への寄り添いなど、ニーズに合った支援を身近で受けられる体制づくりが必要であり、そのためには地域の実状に詳しい住民の身近でさまざまな支援を行う市町村の役割が最も重要であると考えます。

国は、このひきこもり支援について、令和３年度、13億円の予算に対して、令和４年度では2.4倍の約31億円を計上しております。先ほど述べましたように、既に都道府県や政令市では、ひきこもりに特化した専門窓口が設置され、ひきこもり支援に携わる人材の養成研修や、ひきこもりサポート事業が行われてきました。

今後は、より住民に身近な市町村でも、相談体制づくりを進め、さらなる支援を強化するため、国は市町村に対しても、ひきこもり地域支援センターや、センターより規模の小さい、ひきこもり支援ステーションなどの設置に要する費用を補助の対象とする方針であります。いかにこの問題が深刻かつ重要な課題として捉えられているかということであります。

ひきこもりの状態にある方が、さまざまな支援を受けるためには、まずは支援を行う相談窓口に相談してもらう必要があります。相談窓口を利用されている方は、その時点でひきこもり状態を脱するための大きな一歩を踏み出されている状況にありますが、相談に行くことができない、あるいはひきこもりという自覚がない方々

をどうやってこの支援の輪に取り込んでいくのか、このことがひきこもりを長期化・重篤化させないためにも、大変重要であります。そのためには、来所相談だけではなく、自宅への訪問活動を行うアウトリーチ支援を充実させていく必要があるのではないでしょうか。

そこで、質問をさせていただきますが、山鹿市としてのひきこもり支援の現状と、新型コロナウイルスによる影響で、ひきこもりの増加が懸念される中、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［佐藤アキ　福祉部長　登壇］

○佐藤アキ　福祉部長

ただいまのご質問にお答えいたします。

ひきこもり支援の現状としましては、先ほどご説明しました福祉総合相談窓口、生活自立相談窓口及び基幹相談支援センターで、それぞれ相談を受けた後、各相談担当者や関係者による支援調整会議において情報共有を図っております。その調整会議の中で、個人ごとの支援のあり方を検討した上で、必要な制度やサービスの活用支援、就労支援等に取り組んでいるところでございます。ただ、ひきこもりの期間が長期化するほど、支援が難しい場合が多いのが現状でございます。

今後は、相談に来ることができない方や、ひきこもりという自覚がないままに社会とのつながりをなくしている方々を、できるだけ早期に見出し、必要な支援につなげていくことが重要と考えております。そのためには、相談窓口の周知徹底と、相談しやすい体制の整備が必要でございます。ホームページ等で、ひきこもりに関する相談についてのわかりやすい周知を行うことや、ご本人が気軽にアクセスしやすいＳＮＳなどを活用した相談方法等の検討を進めてまいります。

また、相談や情報があった場合に、いち早く支援に出向くアウトリーチ（訪問支援）につきましても、現在も実施しているところではございますが、担当職員のスキルアップのための研修など、さらに体制を強化してまいりたいと考えております。

さらには、民生委員を初めとする地域の方々とも連携・協働し、本人やご家族が地域で孤立しないよう、見守りや居場所の確保などの支援の輪を広げていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

永田議員。

［２番　永田壮拡　議員　登壇］

○永田壮拡　議員

ひきこもりは、明確な原因がわからず、精神疾患の有無やひきこもりの期間もケースごとにさまざまなため、解決が非常に困難であるというのが実情であります。しかし、ひきこもり問題をこのまま対策を打たず、放置することになれば、9060問題さえもが到来をし、いよいよ福祉財源が破綻する危機に直面するなど、我が国の社会保障制度にも大きな影響を及ぼすこととなります。誰もがひきこもりになる可能性がある中で、訪問支援、家族支援、居場所型支援、就労支援など、切れ目のない相談支援体制の確立のために、どうか県、周辺自治体との連携を取りながら、取り組んでいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

加えて、ひきこもりに特化した相談窓口である、ひきこもり地域支援センターなどの設置につきましても、近隣自治体との広域運営も含めて、ご検討いただきますよう重ねてお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、ＩＣＴ教育についてお伺いいたします。山鹿市においては、１人１台のタブレット端末の配備が完了し、昨年４月より本格的にＩＣＴ機器を活用した授業が展開されており、やがて１年を迎えようとしております。現場の先生方におかれましては、ＩＣＴ活用技術の向上のため、日々研さんを重ねられており、そのご努力に心から感謝と敬意を表するところであります。

さて、ＩＣＴ教育につきましては、2019年12月に閣議決定されたＧＩＧＡスクール構想において進められてきました。現在は、ほとんどの自治体で配備されている１人１台端末ではありますが、国の当初計画においては、2023年度までに整備することとしておりました。しかし、ご承知のように、今回の新型コロナウイルスの影響でＧＩＧＡスクール構想が前倒しされることとなり、ＩＣＴ環境整備は急速に進み、今に至っております。

このように、準備不足のまま見切り発車したとも言える状況で、全国でもＩＣＴ教育におけるさまざまな格差が問題提起されております。特にＩＣＴ環境整備による自治体間の格差と、ＩＣＴ機器を使用する教職員の指導力の格差、さらにはそれに伴う学校間との格差などが挙げられます。

昨年12月、私が所属する会派、清風やまがのメンバーで、このＩＣＴ教育について、市内小中学校を３校視察をさせていただきました。視察では、主にＩＣＴ機器を活用した授業の模様を参観し、質疑や意見交換をさせていただきましたが、私たちが通っていた時代とは想像もできないような授業内容に大変驚き、感心したところであります。近年の激動する社会情勢の中、この教育改革の波に乗り遅れまいと励む先生方の姿には感激をいたしました。しかし、ＩＣＴ機器を活用する以上、各先生方でＩＣＴ機器の活用方法や指導内容というものは当然異なってまいります。

そこがまさに格差が生じる要因でもあります。

今回の視察の中で最も気になった点を申し上げますと、タブレット操作時においての文字入力の方法がそれぞれ子供たち違っていたということであります。キーボードを使用してのローマ字入力の生徒もいれば、スマートフォンでメールを打つようなあいうえお入力で使用している生徒もいました。今や英語は小学校３・４年生では必修化、５・６年生では教科化されています。また、ＩＴ社会である今日において、パソコンのタイピング技術は必須であります。例えば、低学年のうちはローマ字入力で統一し、学習する過程においてそういったものを身につけることも長期的な視点では大変有効であるというふうに思ったところであります。

そこで、２点お伺いをいたします。１点目は、学校間でＩＣＴ機器の活用に違いが生じているという認識はあられるのかどうか。２点目は、この活用の違いなどから生じる教職員の指導力の格差解消のための取り組みについてお尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。村上首席教育審議員。

［村上清　首席教育審議員　登壇］

○村上清　首席教育審議員

ご質問の、学校間のＩＣＴ機器活用の違いの認識について、お答えいたします。

ご案内のとおり、昨年の３月には、全ての小中学校の児童・生徒を対象に、タブレット端末を配備し、ＩＣＴ環境の充実に努めてきたところでございます。この間、ＩＣＴ機器の活用につきましては、学校の規模や教職員の年齢構成などにより、教職員のスキルなどに幾らかの差は生じていると把握をしているところでございます。

次に、教職員の指導力の格差解消の取り組みについて、お答えいたします。

まず、タブレットの活用につきましては、年度始めの校長会議にて議題として取り上げまして、まずは学級間・学校間で格差を生まないための取り組みに関して、互いに共通認識を図ることを確認しております。具体的なこととしましては、ＩＣＴ支援員等の活用により、教職員のスキルアップや子供たちの学びに効果的なＩＣＴ活用実践例を学ぶ取り組みを進めてきたところです。

ＩＣＴ支援員による年間の振り返りの中におきまして、ＩＣＴ活用に対して山鹿の先生方はとても意欲的だという評価をいただいております。

また、本市では、文部科学省が示す情報活用能力の体系表例を参考にしまして、小学校段階、中学校段階で身につけるべき能力を整理し、各学校に周知し、学校教育での情報活用能力の育成に努めております。例えば、小学校高学年の能力目標を紹介しますと、キーボードでの文字の正確な入力ができる（10分間で200文字）、ワープロ・表計算・プレゼン・動画編集アプリ等の目的に応じた操作ができるなど、

学年に応じた具体的な項目が明記されています。

さらに、本市では、それぞれの学校の情報化の推進状況が、どの段階にあるのかを客観的に評価できる学校情報化診断システムを活用しています。加えまして、教職員のＩＣＴ活用能力と児童・生徒のスキルアップを図るために、日本教育工学協会による学校情報化認定制度を活用して、教育の情報化優良校及び優良地域を目指した取り組みを行っています。本年度は、鹿北小学校、鹿北中学校、八幡小学校、めのだけ小学校、米野岳中学校の計５校が学校情報化優良校に認定されました。ほかの10校も認定を目指し、定期的に働きかけを行うなど、継続してＩＣＴ活用に差を生まないよう取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

永田議員。

［２番　永田壮拡　議員　登壇］

○永田壮拡　議員

ＩＣＴ教育に関しては、まだ本格始動から１年足らずということで、試行錯誤が続いている状況だと思います。なかなか周りから評価をしづらいもの、ＩＣＴ教育について、学校情報化診断システムや学校情報化認定制度を活用するということは、大変有効だと思います。そして、格差解消のための取り組みが、結果的に情報化優良校の拡大に加え、優良地域としての認定にもつながっていくものであります。どうか引き続き、ＩＣＴ教育の充実に努めていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、小中学校の校則についてお伺いいたします。2017年10月、大阪府で生まれつきの茶色い髪を黒色に染めるよう強要され、精神的苦痛を受けたとして、大阪府に対し、元生徒が賠償を求める訴訟を起こすといった事案がありました。この裁判をきっかけに、校則のあり方を問う声が日に日に高まり、不合理な校則の見直しが全国の学校で広がってきています。

文部科学省が定める生徒指導提要によりますと、校則は学校が教育目的を実現していく過程において、児童・生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長・発達していくための一定の決まりとして、各学校の責任において定められるものとされております。もちろん集団生活を行う学校の性質上、一定のルールが必要であるということは言うまでもなく、教育的意義を持つ校則の必要性は絶対であります。

その上で、私も山鹿市内小中学校の心得や決まり、ここでは全て校則と言わせていただきますが、拝見をさせていただきました。中には、不合理と思われる校則や、教育目的から外れている校則もあったように感じたところです。また、全国的にこ

うした校則の見直しが進んでいる状況で、なかなか山鹿市の学校ではその議論すら進んでいないのではないか、そういった声も保護者の方から耳にいたします。

なぜ、こうした見直されるべき校則がこれまで残っていたのか。その要因として、特に校則を緩めると学校が荒れるからという根拠のない恐れがあります。1980年代の校内暴力や非行問題が大きな社会問題となった時代に、学校は問題行動を抑える手段として校則を厳しくしたといった過去がありました。しかし、生徒指導提要には、学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況は変化するため、校則の内容は児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているかどうか、絶えず積極的に見直さなければならないとしており、1980年代につくられた校則がそのまま残っているものがあるとすれば、それは時代にそぐわない校則になっている可能性が高いと言えます。

そこで、質問をさせていただきます。これまでの各学校における校則見直しの状況、また教育委員会では現状の校則に問題点があるとの認識がおありかどうか、お尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。村上首席教育審議員。

［村上清　首席教育審議員　登壇］

○村上清　首席教育審議員

ご質問の、小中学校の校則について、お答えいたします。

現在、校則の見直しに関しましては、文部科学省が定める生徒指導提要に示されております。

文部科学省から、校則が子供の実情や社会常識などに合った内容になっているか絶えず見直すようにという方向性が示され、12月に熊本県教育委員会より、校則の見直しについて通知があっております。これを受けまして、各学校には人権尊重の精神に立った内容表現であるか、社会通念上、合理的と認められる範囲になっているかなどの視点を持って、校則の点検と必要に応じた改定をお願いしているところです。

このような状況にありますが、本市の状況ですけれども、校則の問題点に関して、全てを把握している段階にはありませんが、幾つかの学校からは、校則の中には手袋、マフラーや防寒着、制服の夏用・冬用の移行期間など、子供たちや保護者の判断に任せてもよいものや、靴下の細かい色や長さなど、時代にそぐわないものがあると認識しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

永田議員。

［２番　永田壮拡　議員　登壇］

○永田壮拡　議員

校則の見直しについて、これまでになかなか進展していない学校があるというのが実情のようであります。２年も続くコロナ禍で、全国の学校では室内換気の必要性から、寒さ対策のために教室内でのコート着用が認められる学校もありました。また、コロナ禍以前のマスクは白色限定だったものが、マスク不足で一気に多様化が認められ、教室内がカラフルになった学校も多いかと思います。

しかし、このような校則の規制緩和によって、生徒が荒れ、学校の秩序が乱れてしまったといった話は特に確認はされておりません。私たち大人の勝手な思い込みで残る不適切な校則も中にはあるのではないかと思います。そこには、私たち大人がもっと子供たちを信じてあげる必要があるのかも知れません。

私は、校則というのは、その学校の個性であり、特徴であることから、全て一律のルールを定めることは望ましくないというふうに思います。しかし、極端にこの学校はよくて、あの学校ではだめだといった、公平性に欠けることのないよう、また山鹿市立としての目指す学校、生徒を育むという意味でも、校則見直しについて一定の方向性は示していかなければならないと考えております。

熊本市教育委員会では、昨年３月に校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドラインを策定し、児童・生徒がみずから考え、みずから決めていくように仕組みの構築のポイントや、校則の学校ホームページでの公開などを示し、学校改革の一環としてそれぞれの学校で取り組みがなされております。

昨年６月には、文部科学省が都道府県教育委員会に対して、校則の見直し等に関する全国の取り組み事例を紹介し、不合理な校則の見直しを促す通知が出されたほか、生徒指導提要の改正に向けても動き出しており、ますます校則見直しへの意識が高まってきております。

また、そのような中、全国の校則見直しの実例を見てみますと、学校の主役である生徒や生徒会が主体的に取り組むことが前提となっている学校がほとんどであります。児童の権利に関する条約第12条にも、児童は自分たちに影響を及ぼす全ての事項について、自由に自己の意見を表現する権利を有するとしております。民主主義の大原則であります、自分たちの社会は自分たちでつくる、この基本を身につけるためにも、生徒が自分たちのルールを自分たちで取り決めるということは、大変意義深いものであります。

そこで、なかなか進まない校則の見直しについて、山鹿市としての見解と、今後その推進のためにどのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。村上首席教育審議員。

［村上清　首席教育審議員　登壇］

○村上清　首席教育審議員

ご質問の、校則の見直しについての見解と今後の推進について、お答えいたします。

校則の見直しにつきましては、本年１月の校長会議を通じて、校則についての考え方や留意点を示し、見直しを行った参考事例も紹介しているところです。

今後は、子供たちや保護者が何らかの形で参画し、必要かつ合理的な範囲内での校則づくりが進みますよう、教育委員会からも推奨してまいります。

加えまして、年度が明けての生徒指導担当者会の中で、各学校での校則見直しについての協議の場を設けることとしており、学校を超えた枠組みで情報の共有を行い、方向性を一にして、子供たちに校則の意義を理解させ、校則に対する主体的な態度を育むための児童・生徒参加型の校則見直しの仕組みづくりを提案していきたいと考えています。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

永田議員。

［２番　永田壮拡　議員　登壇］

○永田壮拡　議員

中には、理不尽な校則があっても、その校則がある以上、それについての指導や違反じゃないかの確認をしなければならないといった、現場の先生の声も聞かれます。理不尽な校則がなくなれば、その不要な指導時間はなくなるため、教職員の働き方改革にもつながるかも知れません。

一方で、校則見直しには一定の時間が必要になることから、そのことが教職員の負担になるといった懸念も否めません。長時間労働などの教職員の環境問題や地域社会とのつながりなど、複雑な問題ではありますが、既に校則改革を通じて、より快適な環境づくりを進めている学校が出てきているというのも事実であります。さらには、生徒が行きたくなる学校を目指して、不登校対策として、この校則見直しに着手し、成果を出された学校もあります。

最初にひきこもり支援についてお尋ねをしましたが、ひきこもりになるきっかけが不登校からという方が１割ほどおられるわけであります。子供も先生も安心して学校に通うことのできる環境づくりに向け、現場の先生方の意見も積極的に調査し、世論や地域社会と足並みをそろえ、ひきこもりを未然に防ぐという意味でも、校則

見直しだけでなく、生徒指導のあり方についても、引き続き取り組んでいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

また、今回は校則見直しについてお尋ねをしましたが、これに大きくかかわるのが制服や体操服であります。この件につきましても、私は子供をもつ保護者として、今後、現場の先生方、子供たちと一緒に議論をしていきたいというふうに考えております。

これで、全ての質問が終了しました。冒頭でウクライナ情勢の話に触れましたけれども、政治によって国民の暮らしが大きく左右されるわけであります。本日は３月３日、ひなまつりでありますが、耳の日ともいわれております。私も政治家として、市民の皆様方の声にしっかりと耳を傾け、力強い山鹿市づくりのために、今後も執行部の皆様方と議論を重ねていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後１時30分から再開いたします。

午後０時27分　休憩

――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――

午後１時29分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生よしや議員の発言を許します。芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

皆さん、こんにちは。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

２月24日、ロシアはウクライナ領土と主権を脅す侵略行為を始め、民間人の犠牲も出ています。日本共産党は国際法の基本原則と国連憲章を踏みにじるロシアの行為を断固糾弾します。国際社会は団結して国際法、国連憲章を踏みにじるロシアの行為・行動を経済制裁、非軍事手段でやめさせなければなりません。プーチン大統領が核兵器の使用を示唆するような発言もしました。核兵器による威嚇は、絶対に許せません。

日本の元首相が核兵器の保有や憲法９条の改憲にも言及しましたが、危険な議論です。力の論理、力対力で物事を進めていってはなりません。日本共産党はソ連共

産党による覇権主義的干渉と闘い、打ち破ってきた歴史を持っています。どんな国でも覇権主義は許せません。ロシアに抗議を出した自治体や日本政府に、侵攻に抗議を求める決議をした議会も出ています。侵略やめよ、国連憲章を守れ、この点で力を合わせてロシアの侵攻をとめようではありませんか。

きょうは、議場の中にもウクライナの国旗の色のものを身につけて平和を願ってある方がいらっしゃいます。私も身につけてまいりました。

それでは、通告に従いまして、市民の皆さんからの要望３項目について質問をいたします。一問一答でお願いします。

１項目めは、新型コロナ禍の支援についてです。新型コロナウイルス感染症対策に日々ご尽力をいただいていることに心からの感謝と敬意を表します。ワクチン３回目の接種についてお知らせが届いた市民の皆さんから、今回は大変だった予約を取らずに済み、日時・場所が決められていて助かったと安堵の声がありました。それとともに、前回の場所と違っていて、接種会場に行くのが大変。指定の時間はバスの時刻もない。車もないのに遠いところまで行かなくてはならないなどの高齢者からの声。また、学校がお休みになり、孫と一緒にいる。祖父母のいないところは大変だろうな。学校が休みになり落ち着かなくて、学習に身が入るか心配などの声も届いております。

私は、声が寄せられた鹿本からの山鹿のプラザの接種会場に指定の18時くらいに着くための時刻のバスの運行はどうなっているだろうかと調べてみました。鹿本商工前からバスに乗車しようと思っても、山鹿行きは15時台が１本、16時台が２本、17時が１本でした。そして、ワクチンを接種して帰ろうとする帰路の時間には、18時台が１本、19時台が２本といった運行で、ちょうどいい時間に間に合うような利用は大変難しい状況でした。こういった声に応えていただきたいと思います。接種者の状況に応じたワクチン接種の迅速化はしっかり図っていただきたいです。

しかし、３回目ワクチン接種の高齢者には、接種会場の配慮と交通手段の援助を行うこと。12歳以上、そしてこれから始まる５歳から11歳までのワクチン接種は迅速化を図るとともに、接種に対する不安に応える相談窓口を設けることについて、答弁を求めます。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［佐藤アキ　福祉部長　登壇］

○佐藤アキ　福祉部長

芋生議員のご質問、新型コロナウイルスワクチン接種について、お答えいたします。

現在、本市におきましては、１回目・２回目の未接種の方のワクチン接種に加えまして、２回接種が終了された方への３回目の接種を進めております。医療従事者や高齢者施設等の入所者及び従事者につきましては、既に３回目接種が完了しており、そのほかの高齢者及び一般の方につきましては、２回目接種終了時期の早い方から順番に、個別医療機関及び集団接種会場での接種及び準備を進めているところでございます。

なお、予約の方法につきましては、先ほど議員が申せられたとおり、１回目・２回目の接種時と異なり、あらかじめ３回目接種の日時・場所を指定し、個別に通知を行っております。これは、１回目接種の予約の際に電話がつながらない等の状況があり、特に高齢者の方の不安を招くことになりましたので、その点に配慮させていただいたものでございます。なお、当然ながら、それぞれの事情によって、指定した会場や日時の変更は可能でございます。

次に、集団接種会場につきましては、今回は接種の迅速性を確保すること等の観点から、温泉プラザ山鹿１カ所での実施としております。駐車場周辺からの案内の人数をふやすなど、これまで以上に高齢者等に配慮した会場運営を心がけていきたいと考えております。また、前回と同じく、65歳以上の高齢者の方のうち、タクシーを利用して来場された方に対しては1000円分のタクシー券の助成を行っております。

12歳からのワクチン接種につきましては、毎月新たに12歳に到達される方に接種券を郵送し、予約をいただいた上で、個別の医療機関での接種を実施しております。

また、５歳から11歳のワクチン接種につきましては、保護者や子供の不安が大きいことや、子供がコロナ感染した場合の重症化の例が少ないことなどから、12歳以上とは異なり、予防接種法における接種への努力義務を適用しないこととされております。このことを踏まえ、本市においては、一律に接種券を配布するのではなく、まずは対象者世帯にワクチン接種の説明資料をお送りし、保護者及び本人とでよく話し合って判断していただき、接種を希望された方に対し、接種券を送付することとしております。

また、相談窓口につきましては、市が設置しておりますコールセンターや、担当課でございます健康増進課で対応しておりますほか、ご相談の内容に応じて国や県などの相談窓口のご案内も行っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

オミクロン株の感染急拡大に対応して、ワクチン接種迅速化のために集団接種会場の設定などが行われたようです。会場案内もタクシー券の助成なども行う配慮があるとのことですので、高齢者の皆さんも安心して接種していただきたいと思います。

また、５歳から11歳までのワクチン接種には、努力義務を課さない配慮と、相談窓口の状況もわかりました。引き続き、市民の皆さんの不安に応える対応をお願いいたします。

次は、感染者の低年齢化に伴う保護者の不安解消や経済的支援について、教育部にお尋ねをいたします。長引くコロナ禍で不安定な心身状態が続いている子供たちや保護者の皆さんに対する支援についてです。３点、お願いします。

１つ目、学びの保障や子供たち、保護者の不安などへの相談窓口の確保。２つ目、就学援助の対象拡大、就学援助基準の1.3倍を市が限度の対象としてあるとのことですが、他の自治体ではそれを1.4倍へふやしているという支援をしてあるところもあります。３つ目は、学校給食の無料化や援助です。給食費の中で多くを占めているもの、例えば牛乳代の補助を始めたという自治体などがあります。そういう援助ができないか、お答えをお願いします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。村上首席教育審議員。

［村上清　首席教育審議員　登壇］

○村上清　首席教育審議員

ご質問の、感染者の低年齢化に伴う保護者の不安解消における学びの保障と相談窓口の確保について、お答えいたします。

２月末日の時点で、教職員及び児童・生徒が感染または濃厚接触者に特定されたことを受け、市内小中学校15校のうち、13校が臨時休業及び学年・学級閉鎖の措置をとっております。その感染経路は、そのほとんどが家庭内感染によるものとなっており、各小中学校におきましては、感染拡大防止を第一と考え、山鹿市版新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の手引きを基に、保健所及び校医の助言を受けながら、教育委員会と連携して、臨時休業等措置の早めの決定、対応に努めているところでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症に児童・生徒が感染した場合や、登校についての不安をもち、保護者から休ませたいと相談があった場合は、欠席とはせず、出席停止として取り扱っております。その場合の学びの保障としましては、児童・生徒の学びを止めないよう、タブレットを活用したオンライン授業や資料提供、個々に

応じた課題の提示など、家庭にいながら学習できる支援体制を丁寧に準備、対応しているところです。また、自宅待機が終了し、児童・生徒が学校に登校した際には、補充的な学習を進めております。

保護者の不安解消につきましては、各小中学校において、安心・安全メール等を活用し、正しい情報を早急に伝えること、相談窓口を教頭などに一本化するとともに、担任や学年部で各家庭との連絡を密にとり、情報共有に努めております。また、熊本県24時間子どもＳＯＳダイヤル等の活用も周知しております。

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、その家族に対する誤解や偏見に基づく差別が絶対に起きないよう、通知文を発出し、正しい情報を伝え、保護者の不安軽減に努めております。

今後におきましても、福祉部との連携を図りながら、感染拡大防止の徹底及び児童・生徒並びに保護者への支援を行い、不安軽減に尽力してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、就学援助の基準の見直しにつきまして、お答えを申し上げます。

現在、就学が困難な児童・生徒の保護者には、就学援助の認定基準を、特別支援就学奨励費基準額の1.3倍とし、対象者には就学援助費を支給しておるところでございます。この1.3倍という基準は、県内13市と比較いたしましても低い基準にはなく、その支援内容は、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童・生徒学用品費及び学校給食費の６項目を対象に、各学期に１回、計３回支給しているところでございます。

就学援助費支給対象者の過去３年間の推移は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年度は、小学生504名、中学生269名、翌令和２年度は、小学生519名、中学生293名、令和３年度は12月の時点で、小学生501名、中学生271名で推移しており、新型コロナウイルス感染症が発症する前と発症後を比較した場合、今のところ、支給対象者は増加傾向にはなく、児童・生徒総数のうち、支給対象者の割合は、ここ４、５年、20％前後で推移している状況でございます。

ご案内のとおり、就学援助は、前年の世帯の所得に応じて準要保護を認定しております。このことからも、令和３年度の認定数からは、新型コロナウイルス感染症により、直接的な影響は受けていないものと推察をされます。しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症の影響で、生活支援を必要とする世帯があれば、随時、

就学援助の申請を受け付けるなど、対処していくこととし、現状のようなことから、現時点におきましては、基準額の引き上げについては考えていないところでございます。

次に、学校給食の無料化について、お答えをいたします。

給食費は、学校給食法に基づき、施設費や人件費などは設置者である山鹿市が負担をし、食材費を保護者にご負担をいただいております。お尋ねの、給食１食当たりの牛乳代の割合は、小学校中学校で多少は異なりますが、牛乳代が１本51円とした場合、平均いたしますと20％前後を占めることになってまいります。仮に、本市で牛乳の無料化を進めた場合、年間予算を試算いたしますと3800万円程度の財源が必要となってまいります。

ご案内のとおり、本市では新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の経済面での負担軽減を目的に、令和２年度に国の臨時交付金を活用し、給食費緊急支援事業といたしまして、給食費の無償化を実施をいたしましたが、この事業は緊急支援策として実施をしたものでございます。よって、その後の学校給食費に関しましては、これまでの答弁でも申し上げてきましたとおり、新型コロナウイルス感染症による影響に限らず、経済支援が必要な子育て世帯には、就学援助制度を活用して、給食費を含めた費用を援助していることなどから、無償化にすることは考えていないところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

子供たちに学びの保障や保護者の不安への相談窓口などでは、ネットを活用したり、個々に応じた課題の影響による学びの保障や、児童・生徒並びに保護者への支援を行い、不安軽減に尽力をすると言っていただきました。

また、今後、新型コロナウイルス感染症などの影響で生活支援を必要とする世帯があれば、就学援助の申請は随時受け付けて、対処をしていくとも言われました。

また、給食費無償化、これは本当に保護者の皆さん方が大変喜ばれたもので、今回も要望は出ているのですが、現在、無償化は考えてはいないが、牛乳代の無料化を進めた場合は、年間3800万円の財源が必要との試算もしていただきました。この点につきましては、今後も引き続き、議論をしてまいりたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。市民の生命と健康を守るための取り組みを、市長にお尋ねしたいと思います。市長は、所信表明の中で、新型コロナウイルス感染

症対策については、３回目のワクチン接種について、前倒しで実施を図ることや、事業者や生活困窮者、子育て世帯などへの支援の実施で、感染拡大防止と地域経済の回復を両立してと述べられました。

先ほど、福祉部長に答弁していただきましたように、高齢者の皆さんもワクチン接種が開始されますし、市内の感染者数は減少してきてはいるようです。しかし、東京や名古屋では、ステルスオミクロン株が出ている。さらに、感染力が高いとの見方だとの報道もあっています。オミクロン株の感染では、ワクチンの２回目接種者も感染し、感染急拡大によって、重症者、死者も出ています。今後の新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種だけでは十分とは言えないと思いますが、市長はどうお考えでしょうか、答弁をお願いします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

一般的に、ウイルスは増殖・流行を繰り返す中で、少しずつ変異していくものであり、新たな変異株に対して、引き続き警戒していく必要があります。しかしながら、変異株であっても、三密の回避やマスクの適切な着用、換気や手洗いなどの基本的な感染防止対策は有効であり、市民の皆様には、今後も引き続き、感染予防対策の徹底へのご協力をお願いしたいと考えております。

また、市民の生命を守るためには、発熱などの症状が出たときに、速やかに検査や治療ができる医療体制の確保が最も大事だと考えております。現在、本市においては、山鹿保健所を初め、鹿本医師会や山鹿市民医療センター、薬剤師会等の関係者のご尽力により、医療・検査体制は確保されていますが、今後もその体制が維持されるよう、国・県と連携を図りながら、市としてできる限りのことをやっていきたいと考えております。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

市長からは、国や県と連携を図りながら、市としてできる限りのことをやっていくと答弁をいただきました。また、医療体制の確保が最も大事だともおっしゃいました。オミクロン株による感染急拡大により、検査キットの需給が逼迫していることを踏まえ、厚生労働省より、有症状者が医療機関で受ける検査などを優先するという方針が示されていますが、無料での検査拡大を多くの人が求めています。今後

のさらなる変異などにも対応するためには、これまで日本共産党が提案しておりました科学的見地に基づいた対策が重要となります。

全国知事会は、２月15日にＰＣＲなどの検査の無料化を政府に緊急提言しております。地方自治体からも強く要望を上げていただくことが必要です。ワクチン接種と一体で大規模検査を行い、感染の火種を見つけて、消していくことが必要です。

コロナ危機のもと、２年間、全国で医療体制、急性期病床が何と2846ベッド減らされました。医療体制は、ゆとりを持っていかなければ、コロナ危機にも立ち向かえません。山鹿市民の命と健康を守るため、世界では戦略的に行われているＰＣＲ検査の強化など、次の４点、１つ目、重点的検査等、大規模検査の拡充、２つ目、抗原検査キットを国民全体に無料で配布できる規模での確保、３つ目、医療機関、高齢者施設、学校、保育所などでの全額国庫負担の定期・頻回検査など、検査体制の強化、４つ目、医療機関の体制強化と財政支援強化を、ぜひ山鹿市からも国に要望してください。そして、県とも連携して保育所、幼稚園、学校、事業所を通じて検査キットの配布に取り組んでいただくことを強く求めて、次の質問に移りたいと思います。

次は、マイナンバー制度と地域社会デジタル化についてです。マイナンバー制度とマイナンバーカードについて、１つ目、マイナンバー制度とはどういう利用がされているのか、２つ目、マイナンバーカードの役割は、３つ目、マイナンバーカードの取得状況は、この３点についてお尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

芋生議員のご質問の、マイナンバー制度とマイナンバーカードについて、お答えをいたします。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として、平成27年に開始されたもので、行政手続の際の添付書類の削減などによる国民の負担の軽減、所得やほかの行政サービスの受給状況の把握による不正の防止やきめ細やかな支援、行政上のさまざまな情報の照会などに要している時間や労力の削減につながっているところです。

マイナンバーカードの交付につきましては、国が本来果たすべき役割に係る事務を市町村が処理する、いわゆる第１号法定受託事務として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて市が行っているものですが、このマイナンバーカードの役割、利活用の方法としましては、現在、身分

証明書や健康保険証としての利用、税の確定申告での利用のほか、本市においては住民票の写しなどのコンビニ交付による利用等が可能となっています。

本市におけるマイナンバーカードの取得状況につきましては、マイナポイント事業第１弾の受け付けが開始された令和２年７月末時点で9973件であったものが、直近の令和４年１月末時点で１万7058件と着実に増加し、１月末現在、市民の約34％の方がカードを取得されている状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

マイナンバー制度は、2015年10月、住民登録した全ての人に12桁の個人番号を割り振り、社会保障、税、災害対策の３分野で個人情報の特定、確認ができるようにとした仕組みです。翌2016年から、市役所、税務署、年金機構などが、順次利用を開始し、マイナンバーカードを希望者に交付し始めましたが、取得は任意となっています。

交付開始から５年たった2021年でも、利便性も必要性も感じないとともに、個人情報の漏えい、カード紛失などを心配して、普及率は23％でした。コンビニで住民票の写しが取れるといいますが、一生のうち、何回住民票を必要とするでしょうか。

菅政権は、コロナ危機のもとで、給付金などの行政手続を速やかに行うため、デジタル化の必要性を強調して、2020年７月、ポイントをつけてカード取得を促進させるとしました。しかし、特別定額給付金１人10万円の給付には、利用を想定していなかったために、大混乱を招いてしまいました。

マイナンバーカードの取得率を上げるため、政府は5000円のポイント還元事業を、電通と関係の深い法人が担って展開、法人には約350億円の補助金が渡され、最も多額の139億円を超える業務を委託されたのは電通でした。電通に委託されたＣＭ攻勢の甲斐もなく、申し込みは目標の１割、432万人と伸び悩み、ポイント付与に2000億円と巨額の税金が使われました。国民にポイントを付与するよりも、電通などの企業に補助金を出して受けさせる仕組みではなかったのでしょうか。

しんぶん赤旗の調べで、厚生労働省、総務省、国税庁の３省庁が、支出したマイナンバー制度の関連費は、少なくとも1000億円を超えていることがわかりました。マイナンバーカードの保有者にポイントを付与するマイナポイントに充てられた2020年度の予算、2478億円分は含まれておりません。

そして、第２弾、これは熊日の新聞広告ですが、第２弾のマイナンバーカード取

得に、ポイントが今度は最大２万円と宣伝されております。新聞でもテレビでも放映があっているかと思います。

マイナンバーカードを取得促進で２万円もらえる、そのマイナポイント事業とは、事業の内容、最大5000円はすぐもらえるのか、付与されたポイントはどうやって使うのかを、答弁をお願いいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

マイナポイント事業について、お答えをいたします。

マイナポイント事業は、マイナンバーカードの普及がデジタル社会の実現に必要不可欠であるとして、その普及促進にあわせて、消費の活性化などを図るために、総務省が所管しているものでございまして、令和２年から令和３年にかけて第１弾が実施され、令和４年１月から第２弾が実施されているところでございます。

第２弾におきましては、カードの新規取得等で最大5000円分、健康保険証としての利用申し込みで7500円分、公金受取口座の登録で7500円分のポイントが付与されることとされております。このうち、新規取得に係る最大5000円分のポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って事前に申し込みを行う必要があり、キャッシュレス決済サービスを一つ選択した上で、チャージ又はお買い物をする必要があります。

なお、マイナポイントは、選んだ決済サービスのポイントとして付与されますので、その利用の方法は決済サービスごとに異なってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

最大5000円をポイント付与されるためには、２万円の買い物かチャージが必要ということです。誰でも簡単に5000円もらえるものではありませんし、もらえたとしても、キャッシュレス決済をしないならば、使うこともできないということです。スマホが使えない方はもらえない、キャッシュレスが使えるお店がないと使えないということではないでしょうか。それでも、マイナンバーカードによって提供されるきめ細やかな支援があるでしょうか。

マイナンバーカードによって提供される健康保険証として使うには、また病院に

持っていけばすぐ使えるのか、そして銀行口座への登録とはについて、お答えをお願いします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

マイナンバーカードによって提供されるものについて、お答えいたします。

マイナンバーカードは健康保険証として利用できますが、そのためには事前にデジタル庁が提供するマイナポータル、いわゆる行政手続のオンライン窓口での事前の申し込みが必要でございます。

その上で、医療機関等の窓口で提示することになりますが、現在、市内でカードを健康保険証として利用できる医療機関は、薬局を含めて12の機関となっております。なお、対応できる医療機関は、今後、ふえていく見込みでございます。

一方、公金受取口座登録制度につきましては、市民の皆様が金融機関にお持ちの預貯金口座について、１人１口座、給付金等の受け取りのための口座として、国に任意で登録していただく制度でございます。これにより、今後の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載などの作業が不要になってまいります。この登録は、現在、所得税の確定申告の際に登録ができるほか、まもなくマイナポータルでの登録が可能になるといわれております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

マイナンバー制度は、行政効率化、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤とのことです。健康保険証として使えるようになるには、まだまだ整備は必要なようです。また、生活保護世帯は、健康保険に入っておりませんので、ポイントももらえません。マイナンバーカードがなくても、行政は住民登録した全ての人につけられているマイナンバーを使って、個人情報は名寄せすることができますし、確定申告にマイナンバーを書かなくても税務署は申告内容の情報を住民基本台帳ネットワークを使ってつなげることができます。

また、戸籍情報がつながっているからといって、登記などの相続手続が簡単にできるわけでもありません。マイナンバー制度ができる前に亡くなっている方には、番号をつけることができないからです。マイナンバーカードが身分証明書、健康保

険証などと結びつくことによって、個人情報はどこで管理をされるのでしょうか、答弁をお願いします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

マイナンバーカードが身分証明書、健康保険証などと結びつくことによって、個人情報はどこで管理されるのかについて、お答えをいたします。

マイナンバーカードは、国が発行し、それ自体が身分証明書となるものでございます。また、マイナンバーカードの健康保険証としての利用につきましては、デジタル庁が運営するオンラインサービスであるマイナポータルにおいて、また、マイナポイントの申し込みにつきましては、総務省が提供する情報基盤であるマイキープラットホームで管理されますので、いずれも国の管理となります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

国か管理すると言いますが、安倍政権から続く政権は、情報隠しや反対の意見も聞かない強行採決、十分な論議なしでの閣議決定が次々と行われてきております。主権者である国民への情報公開や情報提供、政策過程への参加という観点が抜け落ちているのではないでしょうか。

それでは、総務省が策定したデジタル化基本方針と実行計画、自治体ＤＸ推進計画について、お尋ねをいたします。地域デジタル化とはどういうことか、山鹿市ではどんなことを進めていくのでしょうか。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、地域社会のデジタル化について、お答えをいたします。

地域社会のデジタル化とは、さまざまな分野でデジタル技術を有効に活用することにより、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる社会を構築することであります。

国においては、マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤のあり方を含

め、地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進や、地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進等を盛り込んだデジタル・ガバメント実行計画が、令和２年12月に策定され、あわせて地方公共団体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた自治体デジタル・トランスフォーメーション、いわゆる自治体ＤＸ推進計画、これが策定されたところでございます。

推進計画の中で、地方公共団体の主要な20業務を処理する基幹系システムを、国の示す標準仕様に準拠したシステムへ移行し、行政手続のオンライン化により、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続、子育て、介護、被災者支援、自動車保有、計の31手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする取り組みが示されています。

本市においても、自治体ＤＸ推進計画に基づき、昨年12月に山鹿市デジタル化基本方針を策定いたしました。

本方針の中で、国が進める業務システムの標準化及び行政手続のオンライン化を進め、あわせて行政事務のさらなるデジタル化を進めることにより、住民の利便性の向上及び地域社会のデジタル化へと進展するものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

ＤＸは、ＩＣＴの浸透は人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることと定義しています。重点取り組み事項として、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化、自治体のＡＩ、ＲＰＡ、人間のかわりに業務をこなしてくれるロボットの利用促進、テレワークの推進、セキュリティー対策の徹底を上げています。

デジタル改革関連法は、議論の不十分なままに成立されました。デジタル庁は、菅氏が総裁選に当たって、突然、新設したいと述べたものでした。デジタル化社会の形成を図るためとして、個人情報保護関係３法、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法の３つを統合するとして自治体に指示が出ていると言いますが、個人情報や人権尊重が守られるのか、自治体独自でのサービス、地方自治は守られるのか、山鹿市がどう対応されていくのか、答弁を求めます。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

個人情報の保護に関する法制度等について、お答えいたします。

議員ご紹介がございましたように、個人情報の保護に関する３つの法律、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一本化に当たりましては、単に公的部門と民間部門における個人情報保護に関する規律が一元化されたわけではございません。３本の法律の間で異なっていた個人情報の定義を統一したり、民間部門のみを規律対象としていたものを公的部門にも導入するなど、内容的な整合が図られた部分もありますが、公的部門と民間部門の特性に応じて、異なる内容の規律も維持されております。

このように、一本化作業におきましては、単純な一元化を図ることなく、これまで運用されてきましたセグメント方式、いわゆる法における公と民の分離方式の意義にも十分に配慮された制度設計がなされており、今般の地方公共団体への要請もこれに則したものであると理解しております。

したがいまして、デジタル改革関連法の施行後も、引き続き行政における個人情報の適正な取り扱いは確保され、個人の権利利益は保護されるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

デジタル化社会は、避けて通れない課題です。個人情報保護の３本の法律の間で異なっていた個人情報の定義を統一はするが、異なる規律も維持されるとのことですが、デジタル庁は行政の迅速性、効率性、公共の秩序を優先といっています。住民にニーズに応えようとするカスタマイズを認めないことが問題となっております。

市長は、このことに対して、どういった見解をお持ちでしょうか。簡潔にお答えください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

先ほど、総務部長が申し上げましたように、デジタル改革関連法は、国において詳細な制度設計がなされて成立したものでございますので、施行後も引き続き、行政における個人情報の適正な取り扱いは確保され、個人の権利利益は保護されるものと考えております。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

デジタル関連法が、日々の自治体の情報システムの共同化、集約を掲げ、国のシステムに合わない自治体独自の施策が成形されかねません。自治体の役目は、住民の福祉の向上です。地方自治が侵害されないよう声を上げていくことが重要です。

富山県の町で、３人目の子供の国保税免除などを求めた町議の提案を、自治体クラウドを使っていることを理由に、システムの仕様変更はできないと、町長が拒否をしたことがあります。政府は、自治体の政策判断を制約するものではないと答弁をしていましたが、カスタマイズをなくすことが重要とする閣議決定をして、カスタマイズを抑えた自治体に助成金を出す仕組みまでつくっております。

政府は、中国の交通違反や渋滞解消にカメラ映像のＡＩ分析を活用しているのを、先進事例として好意的に紹介をしていますが、中国の様子を見れば、徹底した監視社会で人権無視の状況が起きていると言えるのではないでしょうか。

一方で、欧州委員会では、デジタルの権利として、多様で信頼できる透明な情報へのアクセスを含む表現の自由、オンラインでビジネスを立ち上げ、遂行する自由、個人情報及びプライバシーの保護、忘れられる権利、オンライン空間における個人の知的創造物の保護を指針としていますが、この考えは日本にはありません。基本的人権をどう守るのか、グローバル企業からの横暴などから、市民や社会をどう守るのか、情報通信技術を民主主義の発展、国民生活の向上、社会保障制度の拡充、基本的人権の擁護にどう活用するのか、この点をしっかり持って取り組んでいくべきです。

中国のデジタル化社会を好意的に紹介し、日本政府が進めようとするデジタル化のために、住民の個人情報を提供することになる。そんな状況での自治体の果たす役割は極めて大きいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。介護保険料の還付に関する不審な電話の対応についてです。やまがメイトや防災無線などによって、介護保険の還付金詐欺についての注意喚起が何度も呼びかけられてまいりました。市民からは、うちにも電話がかかってきて、職員の○○ですと、名前まで名乗って話し出された。どうなって

いるのかと問い合わせも来ております。

そこで、４点についてお尋ねをいたします。市民からの問い合わせはどれくらいあっているのか、その内容は。市は、どう対応しているのか。また、市民はどう対応していいのか。この４点、お願いいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［佐藤アキ　福祉部長　登壇］

○佐藤アキ　福祉部長

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、介護保険料の還付に関する不審な電話についての市へのお問い合わせ状況でございますが、令和３年度は２月末現在で45件、お問い合わせがあっております。

不審な電話の内容につきましては、主に市役所の職員を名乗る者が、介護保険料の還付金があり通知を出しているが、手続ができていない。後で金融機関から電話があるので従うようにと話をし、その後、金融機関の職員を名乗る者から、金融機関のＡＴＭなどに行くように指示を出すといったケースが多いようです。

市の対応としましては、問い合わせをいただいた皆様には、市が金融機関へ誘導するようなことは絶対にないということをご説明するとともに、山鹿警察署への情報提供をお願いいたしております。

また、注意喚起としまして、今年度はこれまで12回、やまがメイト等による周知を行っております。

市民の皆様におかれましては、介護保険料の還付にかかわらず、このように市役所職員を名乗る不審な電話がかかってきた場合には、一度電話をお切りになって、市の担当課へ電話をかけなおしをされ、確認していただくことが重要だと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

電話をかけてくる側も大変巧妙になっている様子がうかがえます。市の職員何々と、みずからの名前を名乗るだけではなく、電話先の相手の名前を告げられては、首をかしげながらも引き込まれて、つい信じてしまったと被害を受けることにもなるでしょう。山鹿市でも注意喚起が行われ、被害に遭わないためにと、防犯対策が具体的にホームページなどでも載せられていますが、こういった詐欺の状況は全国

各地で行われて起きているようで、どの自治体もやはり注意喚起を促しております。その状況を、私もホームページなどのぞいてみました。高齢になった皆さんは、自分はだまされないと思っていても、ついつい引き込まれてしまったといった声が示すように、やはり十分な注意が必要です。

そこで、もっと具体的に注意するキーワードを載せられないかと、他の事例を参考に考えました。還付金がある、銀行、コールセンターから電話連絡がある、ＡＴＭで手続が必要、ＡＴＭの前で電話して、口座番号、キャッシュカードが必要、きょうじゅうに手続をしないと無効と言われたら、詐欺の電話です。こういった短いワードでの表現をぜひ載せていただけたらと思っております。

この点、ぜひ検討していただきたいとお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○服部香代　議長

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後２時29分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時44分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田昭一議員の発言を許します。勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

皆さん、こんにちは。

議席番号15番、勢田昭一です。

私は、ことしの１月６日、蒲島県知事のご挨拶を聴く機会がございました。その内容は、県民への５つの安全保障という内容のものでした。１つ目が経済の安全保障、２つ目がウイルスの安全保障、３つ目が災害の安全保障、４つ目が食料の安全保障、５つ目が地球環境の安全保障、この５つにしっかり取り組んでいますというお言葉でございました。この言葉を分析しましても、この山鹿市も同様に当てはまると思います。また、全国には1741地方自治体がございます。この約1700の自治体も同様に考えられると存じます。これらのことを、まず共通認識をしたいものです。

では、発言通告に従い、一般質問を３点行います。１点目は障害児・障害者教育と福祉の連携について、２点目に新設総合戦略課について。現在、ウクライナの問題もありますので、その時期の戦略課という言葉については、ちょっと少し抵抗も

ございますけれども、今回はそのまま使わせていただきます。そして、３点目に学校の２学期制と授業確保についてであります。それぞれ一問一答でお願いいたします。

それでは、最初の質問、障害児・障害者教育と福祉の連携についてです。私は、昨年秋、旧鶴城中学校で開催をされたやまがアート2021を見学に行きました。それぞれの展示物に見とれ、感動したものです。特に、その中で印象に残っているのが、障害を持たれている方の絵画や作品展示でした。まさに障害を持たれている方の個性あふれる作品がたくさん並んでおりました。この能力を将来の職業にされる仕組みができないかと考えた次第であります。

そこで、１回目の質問です。義務教育、高校教育期間中における能力開発の取り組みの実態と課題、特に就労につながるキャリア教育について伺います。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。村上首席教育審議員。

［村上清　首席教育審議員　登壇］

○村上清　首席教育審議員

ご質問の、義務教育・高等教育期間の障害児の児童・生徒への教育の実態と課題について、お答えいたします。

特別支援学級におきましては、個に応じた特別の教育課程を編成しますが、文部科学省が特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示します、自立活動を取り入れることとなっております。個々の児童・生徒が自立や社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目指しています。本人の特性や得意な分野の自覚を促したり、みずから克服しようする態度を育てたりして、将来の自立につなげていきます。

一方、小中学校におきましては、障害の有無にかかわらず、全児童・生徒を対象としてキャリア教育に取り組んでおります。これは、社会的・職業的自立に向けて必要となる自他の理解能力やコミュニケーション能力、情報収集能力、職業理解能力などを育てることを目的としております。本人の学習した内容につきましては、キャリアパスポートとして、高等学校へも引き継ぐよう指導しております。

令和３年５月１日時点でのデータにおきましては、令和３年度に本市小中学校に設置された特別支援学級は、小学校に42学級、203名、中学校に19学級で87名が学んでおります。これは、全児童・生徒の7.7％になります。

また、本年度開校されました熊本県立かもと稲田支援学校で学ぶ児童・生徒は、小学部13名、中学部８名、高等部25名ですが、その約７割が山鹿市在住です。

本市におきましては、独自に合理的配慮コーディネーターを３名配置し、特別支援教育への相談や助言を行うとともに、特別支援教育支援員15名を配置して、特別支援教育の支援を行っております。

また、医療、福祉、教育、行政分野から構成されます山鹿市特別支援連携協議会及び山鹿市教育支援委員会の助言のもと、幼・保・小・中・高の連携や特別支援学校との連携、指導者の指導力向上など、関係機関等にも協力をいただきながら、諸問題の解決に努めているところです。

これらの会議におきましても、ご指摘の就労に関することは懸案となっており、特別支援教育について、将来の就労から逆算して計画していくべきことを、翌年度からの特別支援教育関係者の研修においても取り入れていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

それぞれの学校で障害児教育、もうご存じのように、かなり数がわかりにくい状況がわかりました。特に、人的介助、そういった支援の職員を多数入れて、きちんとやっているということで安心をいたしました。

この山鹿の地で、障害児教育が前進したのは、先ほど答弁にもございましたけども、平成26年（2014年）に開校した菊池支援学校の山鹿分室と、令和３年（2021年）に開校したかもと稲田支援学校の影響が大きいと考えられます。

私の知人たちは、菊池、大津、荒尾などの支援学校に通学をさせ、大変苦労をされたと聞いております。この２校ができてから、支援学校とそれぞれの学校の特別支援学級との交流もできているようです。今後とも、それぞれの学校で連携を密にされ、障害児教育が、そして得意の分野や個人の能力を発揮されるような教育をお願いをいたします。

次に、２回目の質問に移ります。今、教育期間中における、そういった教育の方向性というのはわかりました。その次は、その高校教育の期間で終了した障害児の皆さんが、技術支援あるいは就労支援をどのようにやっているのか伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［佐藤アキ　福祉部長　登壇］

○佐藤アキ　福祉部長

勢田議員のご質問にお答えいたします。

教育期間を終了してからの、自立支援・就労支援につきましては、障害のある生徒が高校等に在学しているときから、学校の進路指導の先生や保護者、障害福祉の相談員等が連携を取り合い、スムーズな社会生活への移行に努めているところでございます。

具体的な教育期間終了後の自立支援としましては、障害福祉サービスのメニューとして、自立訓練というメニューがございます。このサービスは、在宅で自立した生活が送れるように、通いの施設等において日常生活能力の向上のための訓練を行うものでございます。

また、就労支援としましては、同じく障害福祉サービスの中で、就労移行支援と就労継続支援のメニューがございます。このサービスは、就労を希望していても、一般就労が難しい、あるいは不安があるという方が、就労支援事業所に通い、本人の能力に応じた作業を行いながら、就労に必要な知識や能力を身につけていただくというものものです。

これらのサービスに加え、来年度から本市独自の取り組みとしまして、障害のある中学生、高校生及びその保護者を対象として、一般企業や就労支援サービス事業所の見学や、事業所との意見交換を行うことを予定しております。

これにより、就労に関して不安を抱えていらっしゃる障害のある子供さんやその保護者の不安が解消され、また軽減され、就労の促進と社会生活へのスムーズな移行を目指していくものでございます。

今後も引き続き、学校関係者とも連携しながら、切れ目のない支援を行ってまいりたいと存じます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

今の答弁にもありましたように、教育期間が終了した後も、福祉課のほうで確実に就労支援あるいは技術支援を実施しているとのこと、非常に安心をしております。今後とも、障害者の皆さんに寄り添った支援をお願いをいたします。

さて、私の友人には、障害を持った子供がおります。よくその友人が私に言います。俺が生きているときは子供は大丈夫だけど、俺が死んだ後どうなるかと思うと、とても心配たい、これをいつも口癖のように言います。このことは、障害を持っておられる子供の親御さんは、全て同じ気持ちだと察します。

そこで、３回目の質問をいたします。親亡き後、支援体制について伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［佐藤アキ　福祉部長　登壇］

○佐藤アキ　福祉部長

ただいまのご質問にお答えします。

親亡き後の支援につきましては、各種障害福祉サービス、または成年後見制度等の活用で対応をいたしているところでございます。

障害者本人、親族、民生委員やご近所の方などから、連絡や相談をお受けした場合、ご本人の意向も確認しながら、必要な場合には後見人制度を活用するなど、お一人お一人の事情に応じて、その後の生活の計画を立ててまいります。

加えて、新たな取り組みとしまして、今年度からは障害者向けの基幹相談支援センターを設置して、障害に関する相談対応を強化しているところでございます。広く市民の皆様にその存在を知っていただき、ご活用いただきたいと考えております。

障害のある子供をお持ちの親御さんは、議員が申されたとおり、自分の亡き後の子供の将来に大きな不安を抱えていらっしゃると思います。

親御さんやご兄弟がお元気なうちに、この相談支援センター等にご相談をいただければ、早ければ早いほど多くの情報を得ることができ、その後の子供さんへの迅速な支援につながってまいります。

基幹相談支援センターは、電話相談にも対応しておりますので、できるだけ早くご相談くださいませ。また、子供さんにとって最良の支援策を一緒に考えながら、不安解消・軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

今、３つ合わせて質問をいたしましたけれども、一番心配をしておりました連携という視点では、教育関係から福祉のほうにも切れ目のない支援が求められているということがわかり、安心をいたしました。

また、相談支援センターを設けているということで、ぜひとも相談をしてくださいということもわかりました。

さて、文部科学省と厚生労働省は、平成30年（2018年）５月24日付で、教育と福祉の一層の連携等の推進について通知を出しております。その通知のとおり、ぜひとも途切れることのない連携をお願いいたします。

また、平成30年（2018年）３月29日付で、家庭と教育と福祉の連携、トライアングル、障害のある子と家庭をもっと元気にのプロジェクト報告がありました。各自治体においては、福祉部局と教育委員会が連携強化を、また家庭では障害者通所支援事業所と学校の情報共有と連携強化を打ち出しています。そういった面がさっきの３回目の答弁でこの部分はクリアできるんじゃないかなと考えます。

以上の観点から、現在、山鹿市にはたくさんの学校の合併により、廃校の校舎が生まれます。また、敷地もございます。そういったものを福祉事業体に賃貸あるいは譲渡を強く要望いたします。そのことが障害を持たれる方、あるいは親御さんの安心につながると考えます。山鹿市でもぜひ実現していただくよう期待しておきます。そのことを訴えながら、この障害児・障害者の教育と福祉の連携についての質問を終わります。

では、２点目の質問です。新設、総合戦略課についてお伺いをいたします。早田市長は、本定例会の冒頭に、この総合戦略課を新設し、縦割り行政を積極的な組織につくるということでおられました。そして、その概要等を述べられました。市長の市政への意気込みを強く感じた次第です。

そこで、次の３つ、１つ、総合戦略課の目的、２つ、その中心的な課題、３つ、取り組みの評価について伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

勢田議員のご質問、総合戦略課の設置目的と中心的課題、取り組みの評価について、お答えします。

まず、総合戦略課の設置目的につきましては、市長の公約に基づき、未来を見据えた戦略的な施策の推進と、縦割りを排した効率的・効果的な行政運営としております。

本市において、少子化や生産年齢人口の減少、高齢化といった課題への取り組みが急務となる中、近年頻発している大規模な自然災害への対応や、急速に進むグローバル化、ＡＩ・ＩｏＴなどの技術革新への対応といった、新たな課題も生じているため、連携を強化し、全庁挙げた体制のもと、これらの課題に的確に対応してまいります。

次に、総合戦略課が中心となって取り組むべき課題につきましては、人口減少対策としております。令和２年国勢調査において、本市の人口が５万人を割り込むなど、従前の予想を上回るペースで人口減少が加速化・深刻化する中、人口減少対策

を強力に推進することにより、市民や企業、市外在住者に選ばれる山鹿の実現を目指してまいります。

最後に、総合戦略課の取り組みの評価につきましては、山鹿市総合戦略の外部評価により検証を行います。先ほど申し上げましたとおり、総合戦略課が中心となって取り組むべき課題は人口減少対策であり、本市においては令和２年３月に第２期山鹿市総合戦略を策定し、人口政策と経済政策を両輪で推進しているところです。

当該戦略においては、令和２年度から令和６年度までの５カ年の推進期間において、各施策を通じて達成すべき数値目標、いわゆるＫＰＩを設定し、その進捗状況等について、毎年度、有識者による総合戦略推進会議及び市民アンケートといった外部評価により検証を行っています。

このＫＰＩの達成度合いを高めていくことは、総合戦略課の取り組みの評価と連動するものと考えておりますので、今後は第２期山鹿市総合戦略に位置づけられた取り組みのさらなる充実・強化を図ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

今の答弁で、新設の目的、中心的な課題、取り組みの評価について理解することができました。このことは早田市政の目玉でもあります。いろんな部分がありますが、これまでの私の経験から申しますと、新しい課を作ったんだけど、作っただけに満足をして、現在、動かすときの実践力あるいは行動力が往々にして鈍いものでございます。そこら辺を踏まえ、今の３つのことをきちんと確認をして、今後の実践力あるいは実行力に期待を申し上げます。

続いて、３点目の質問に移ります。３点目は教育部に関する部分が多うございます。学校の２学期制と授業の確保についてであります。この２年間、学校現場においても新型コロナウイルス感染症は大きな影響をもたらしていると思います。今までの装備ではなく、１つも２つも工夫を重ねる学校現場となりました。そして、学校行事の実施や中止・延期など、新たな事案も発生しております。

そこで、質問です。新型コロナウイルス感染症、すなわちコロナ禍における学校現場の教職員の勤務実態はどうなっているのか伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。村上首席教育審議員。

［村上清　首席教育審議員　登壇］

○村上清　首席教育審議員

ご質問の、コロナ禍における学校現場においての教職員の勤務実態について、お答えいたします。

教育委員会におきましては、日本一の学園都市やまがの実現に向けた３つの柱の１つに校務改革を掲げ、働き方改革に取り組んでまいりました。

市内小中学校教職員の勤務実態を、令和元年度と本年度のデータで比較しますと、令和元年度に比べて令和３年度の超過勤務者数は45時間以上の超過勤務者、80時間以上の超過勤務者ともに、小学校ではほぼ半減しております。

これに対しまして、中学校では、45時間以上の超過勤務者、80時間以上の超過勤務者ともに、わずかな減少となっております。学校における働き方改革が進んでおり、特に小学校において大きく進んでいることを示しております。

そのような中で、新型コロナウイルス感染症の拡大が生じ、学校現場におきまして新たな負担が増大しました。例えば、児童・生徒一人一人の体温の把握、施設・設備の日常的な消毒、感染者や濃厚接触者へのリモート授業の準備、学校行事や教育活動の中止、延期、変更への対応などです。

教育委員会としましては、施設・設備の消毒など、教職員の業務を補助するスクールサポートスタッフの配置、児童・生徒と教職員に対して１人１台のタブレット配付、ＩＣＴ活用を支援するＩＣＴ支援員の配置など、学校の負担軽減を図っているところです。

先ほど、令和元年度と本年度の超過勤務者数の比較をお示しいたしましたが、超過勤務の理由で比較をしてみますと、小学校と中学校で減少の幅は異なりますが、部活動、事務処理、保護者対応などを理由とする超過勤務はいずれも減少しております。その中で唯一、教材研究等を理由とする超過勤務の伸びが、小学校で横ばい、中学校では増加となっています。

この結果は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、タブレット等を活用した新たな教材研究が生じたことが主な要因であると分析しております。

現在、ＩＣＴ支援員の配置などにより改善を図っているところではありますが、引き続き状況を把握しながら、さらなる教職員の負担軽減に向けて尽力してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

教育委員会として、コロナ禍前から、校務の改革、あるいは働き方改革に取り組んでこられたということがよくわかりました。

そこで、コロナ禍対策としても、スクールサポートスタッフやＩＣＴ支援員等の配置で教職員の負担軽減をしているということです。今後の教職員の負担軽減のためにご尽力をいただきますよう強くお願いをいたします。

先ほどの答弁の中で、１つ気になったのが、そういったタブレットを全ての児童・生徒に配備した関係で、それの教材研究の部分が増加をしているという答弁でございました。これは先ほど永田壮拡議員も質問されておりますので、そこの部分をぜひ今後もご配慮をお願いしたいと存じます。

では、そこで２回目の質問に移ります。先の質問と関連するかと存じますが、現在、市内の小中学校は３学期制でございます。学期ごとに定期テストを実施し、それを採点し、通知表を作成するのが現状です。義務教育の２学期制が叫ばれ数年たちます。

そこで、質問です。学校現場の２学期制導入について、本市の状況と今後の計画はどうなっているか伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。村上首席教育審議員。

［村上清　首席教育審議員　登壇］

○村上清　首席教育審議員

ご質問の２学期制の導入について、お答えいたします。

近隣の市町村では、２学期制を導入した教育活動が展開されている地域もございます。本市におきましては、現在のところ、２学期制の導入及び検討は実施しておりませんが、教職員の働き方改革を進めるうえで、事務処理業務の見直しなど、２学期制の一部導入を小中学校において実施し、教職員の負担軽減に努めております。

具体的には、通知表作成を年３回から２回にしております。このことで大きな影響が出ないように、日ごろより、児童・生徒の様子や成長を保護者へ具体的に伝えるとともに、信頼関係構築のために、各学校において工夫されております。

また、児童・生徒の学力低下につながらないよう、比較的狭い範囲での単元テストや確認テスト等の配慮をしたうえで、年間を通じての定期テストの回数を減らし、成績処理の負担軽減を行っております。

このような中で、教職員の負担軽減はもちろんですが、私たちは常に子供たちのよりよい成長のための教育環境を整えなければなりません。今後は、一番大切な児童・生徒の成長によい影響を与えることができますよう、ほかの自治体のご意見も伺いながら、まずは２学期制のメリットやデメリットの把握に努めてまいりたいと

考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

本市の義務教育における２学期制あるいは３学期制ということがしっかり把握ができました。答弁の中で、一部導入をしているというお言葉もございました。そういった点では、２学期制のメリット・デメリットをやっぱり施策をされているのかなと感じます。私の聞いている範囲内では、隣の玉名市、荒尾市では10年以上前から導入されていると聞いておりました。本市も２学期制の導入に向け、答弁にもありましたように、子供の成長に合わせて積極的な推進と、他の自治体の調査をお願いをしておきます。

私は、先日、鹿北中学校を訪問し、小規模特認校のお話を伺ってまいりました。地元の中学校に通えていない生徒、いわゆる不登校の生徒が本校に来て、伸び伸びと明るく学校生活を送っていますよと、校長先生は笑顔で答えていただきました。このように、不登校の生徒たちは学校の環境を変えることで、本人も大変大きく成長することがわかりました。この小規模特認校のほかにも、オアシスクラブあるいはフリースクールへ行かれている生徒もおられると聞いております。

そこで、最後の質問です。学校に通えていない、すなわち不登校の子供たちが、オアシスクラブや教育支援センターやフリースクールへ通っている場合の出席扱いはどのようになっているかお尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。村上首席教育審議員。

［村上清　首席教育審議員　登壇］

○村上清　首席教育審議員

ご質問の、学校に通えていない子供たちの出席の取り扱いについて、お答えいたします。

まず、学校に通えていない子供たちが、本市で開設している３つの教育支援センターを利用する場合は、出席として取り扱っております。そこでは、学校と連携し、子供たちの実態に合わせて、野外での体験学習や室内での芸術体験学習など、子供たちの社会的自立につながる教育活動を行っております。

３つのセンターには、教員免許状を持つ学校教育指導員を配置しており、必ず学校に復帰させることを目指し、子供たちのペースに合わせながら学力保障も行って

おります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応ですが、残念ながら感染症拡大により、実際に感染した児童・生徒や濃厚接触者になった児童・生徒が、長期にわたって自宅待機になるケースが出ています。また、重症化リスクが高く感染拡大の中、登校に不安を抱える児童・生徒もおり、これらは出席停止として取り扱っています。

こうした子供たちに対しましては、学習に著しい遅れが生じることがないように、ＩＣＴを活用し、学校のできる範囲でオンライン授業を行うなど、学力の保障に努めています。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

出席扱いとされるのは、本市が開設している教育支援センターのみだということがわかりました。それ以外は出席扱いでないということも確認できました。

特に、高校進学の場合には、その出席状況が大きな判断材料とされていると伺っております。今回は、コロナ禍での出席扱いのことも考慮していると答弁もいただきました。今後、他の自治体の調査もされ、幅広い出席扱いを再考されることをお願いいたします。

今回の一般質問は、縦割り行政を超えて、横断的な連携をする大胆な施策を根底に据え、３点のことについてお聞きをいたしました。先般、マスコミで取り上げられた山鹿の郷土かるたでは、地元の自然や歴史文化に親しんでもらうために、本市教育委員会が企画をし、作品を募集し、それを活用するという試みは見事に成功したものだと思います。菊鹿小学校１年生での、かるたとりゲームや作品に採用された児童のインタビューや笑顔に感動いたしました。その他市内の学校では、各種スポーツ大会、あるいはコーラス大会、ボランティア活動、地域活動と非常に頑張っております。

このように、子供たちの純粋な心と行動力を基本に据え、新設、総合戦略課の充実と常識を超える施策の提案と、その実行力に期待をいたします。人口減少に歯どめをかけることを目標に、市民と行政が一体となって取り組んでいきたいとものです。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、勢田議員の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

散　会

○服部香代　議長

本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時27分　散会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

３月４日(金曜日)

令和４年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

令和４年３月４日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

発言通告

１．北原昭三

一般質問

（１）デジタル田園都市構想に関する取り組みの推進について

（２）起立性調節障害（ＯＤ）について

（３）あいのりタクシーについて

（４）脱炭素社会の実現に向けての取り組みについて

２．古川和博

一般質問

（１）農家支援について

（２）学校給食完全米飯の取り組みについて

（３）資源ゴミの処理について

３．立山大二朗

質　　疑

（１）議案第28号　熊本市及び山鹿市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

一般質問

（１）過疎対策事業債の実績・活用・方向性について

４．永田紘二

一般質問

（１）高齢者対策について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

1番	関口和良
2番	永田壮拡
3番	深牧大助
4番	原　芳郎
5番	隈部賢治
6番	高橋龍一
7番	豊田新二郎
8番	山下誠治
9番	古川和博
10番	金光一誠
11番	松見真一
12番	立山大二朗
13番	小川榮二
14番	芋生よしや
15番	勢田昭一
16番	有働辰喜
17番	服部香代
18番	冨丸洋一郎
19番	北原昭三
20番	永田紘二

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	早田順一
副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎
総務部長	大林秀樹
市民部長	中尾雄二
福祉部長	佐藤アキ
経済部長	石井耕一郎
建設部長	古江光拡
教育部長	渡邊義明
消防本部消防長	中原茂昭
総務部次長	木村隆男
市民部次長	白石浩二

福祉部次長	山﨑寿雄
建設部次長	松尾正都
教育部首席教育審議員	村上　清
情報システム広報課長	飽本勝徳
環境課長	森　賢治
長寿支援課長	林　弘子
農業振興課長	鶴川浩一郎
水道課長	中原欣也
農業委員会事務局長	入江智紀
教育総務課学校教育指導室長	田﨑英明

○

事務局職員出席者

議会事務局長	小山　天
局長補佐兼議事係長	中村武志
書記	木村隆寛

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○服部香代　議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○服部香代　議長

日程第１、昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。北原昭三議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

皆さん、おはようございます。

議席番号19番、公明党の北原昭三でございます。

岸田文雄首相は、昨日３日、首相官邸で記者会見をし、新型コロナウイルス対策のまん延防止等重点措置を適用する31都道府県のうち18都道府県で、期限を６日から21日まで延期するとの発表があり、水際対策も追加緩和し、１日5000人としている入国・帰国者の上限を、14日から7000人に拡大すると表明がありました。延長する、この18都道府県には、九州ではこの熊本県も対象となっております。この経済危機を多少心配をいたしております。

2020年２月から新型コロナウイルスの第１波が始まり、約２年が過ぎました。この間、医療に関する人々の存在は世の宝であります。連日、献身的な行動を重ねておられます医療従事者の皆様に感謝の思いが尽きません。

それでは、発言通告に従いまして、一問一答にて、今回４件の質問をします。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず１点目、デジタル田園都市構想に関する取り組みの推進についてをお聞きします。少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は地方自治体にとっての喫緊の課題となっています。また、今後は新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育や、また医療や福祉といった日常生活の現場の変容が求められています。そして、今、政府のデジタル田園都市国家構想への取り組みを初め、社会のデジタル化への流れが加速する中で、誰ひとり取り残されないデジタル社会の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受でき

る社会を構築する時代が到来をしました。

そこで、我が地域でも子供たちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築など、デジタル田園都市国家構想の我が地域における取り組みも有意義と考えます。デジタル田園都市国家構想推進交付金といたしまして、令和３年度は補正予算といたしまして200億円となっております。

それでは、質問をします。今回のこのデジタル田園都市国家構想の内容を、本市としてどのように見ておられるかお伺いをいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

北原議員のご質問に、お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想とは、政府が昨年、デジタル実装を通じて、地方が抱える課題を解決し、誰ひとり取り残されず、全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現するという考えのもと、デジタルの力を全面的に活用し、地域の個性と豊かさを生かしつつ、都市部に負けない生産力・利便性を兼ね備え、心豊かな暮らしと持続可能な環境・社会・経済の実現を目指すものです。

国は、令和３年度補正予算と令和４年度の当初予算で5.7兆円を構想関連費用として計上していますが、具体的な取り組みや方針については４月以降に示されることになっております。

本市としましては、この構想はデジタル技術を活用することにより、都市部と地方の格差解消、市民生活の質及び利便性の向上に寄与するものと期待を寄せており、積極的に取り組む必要があると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

答弁にありました、デジタル技術を活用することにより、都市と地域の格差解消、市民生活の質及び利便性の向上に寄与するものと期待されており、積極的に取り組む必要があると考えておりますとの答弁でありました。来月以降に具体的な取り組みや方針が示されると聞いております。いろいろな角度から調査され、事前の準備をよろしくお願いをいたします。

次に、我が地域でも、全ての地域で感染症の拡大防止や不登校生徒への柔軟な対

応など、誰もがどこでも安心して学べると、先ほど申しましたけども、子供たちの学びの継続、地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等も誰もが身近に受けられる医療への適時適切なアクセス、地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、転職なき移住を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金の拡充や税制の優遇、さらに移住者への住宅支援や通信料金の軽減など、新しい分散型社会の構築など、デジタル田園都市国家構想の我が地域における取り組みも有意義と考えます。考え方はいろいろとあると思いますけども、山鹿市としてこのデジタル技術を生かした本市の今後の地域振興策について、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問に、お答えをいたします。

デジタル田園都市国家構想では、デジタル基盤の整備、デジタル人材の育成・確保、地方の課題を解決するためのデジタル実装、誰ひとり取り残されないための取り組みにより、地方が抱える少子高齢化、人口減少、人手・仕事不足、医療や交通、教育への不安、多発する災害などのさまざまな課題に対して、デジタル技術を活用し、地域課題の解消を図るとされています。

本市におきましては、これまで市全域への光通信回線の整備や、市独自の地域コミュニケーションアプリ「やまがメイト」の導入など、デジタル技術の活用を進めてまいりました。今後は、少子高齢化、人口減少などのさまざまな課題解決のために、国の動向を注視し、さまざまなメニューの中から、実効性の高い有効なものを選択し、補助金、交付金を活用して、デジタル技術による本市の活性化を図ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

これまでもやまがメイトの導入など、デジタル技術の活用を進めていただきました。全ての情報を数字の上に乗せることがデジタル技術であります。今後もデジタル技術による山鹿市のさらなる活性化を期待をします。

続きまして、２点目、起立性調節障害（ＯＤ）についてをお聞きします。2000年

より以前は、子供の睡眠障害はそれほど論議されませんでした。しかし、最近では、子供の睡眠障害の状況は著しく調査され、大人の睡眠障害以上に子供のこの睡眠障害が大きな社会的問題として取り上げられるようになりました。さらに、朝起きれないという状態の子供の背景には、起立性調節障害や慢性疲労症候群に陥っている場合があることが少なくありません。特に将来を担って立つ子の幼いときの心身の健康状態が悪ければ、その先の成長に悪い影響を与えかねません。子供が睡眠障害に陥ると、脳の発達が阻害されていると言われており、健全な大人に成長できない可能性もあると考えると、とても恐ろしいと思います。

ＮＨＫでは、子供の寝不足による深刻な悪影響について紹介がされました。夜更かしや寝不足が続くと、体内リズムが乱れるリズム障害という病気になり、起立性調節障害は朝起きることができない、立ちくらみがするなど、学校にもその時間どおり通うのが困難になってきます。不登校やひきこもりの原因になりかねません。

熊本県では、教育現場でのＯＤの子の理解を広げるため、各公立学校の保健主事などが参加する研修会や校長会などで、病状や配慮事項について周知・助言を行っていると聞きました。山鹿市の現状と、その支援体制及び対応はどのようになされているか、またその対象の生徒たちは何名おられるかお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。村上首席教育審議員。

［村上清　首席教育審議員　登壇］

○村上清　首席教育審議員

ご質問の、起立性調節障害の現状と体制及び対応について、お答えいたします。

お尋ねの起立性調節障害は、思春期の子供に発症しやすい循環器疾患です。朝起きられない、立ちくらみがする、頭痛・腹痛の訴えなどから、怠けていると思われがちですが、早期の対応が早期の治癒につながることから、病院受診や休養が大切だと言われております。また、自尊感情が下がる傾向にあり、カウンセリングなどの心のケアも必要とされています。

本市におきましては、本年度に起立性調整障害の診断名を把握している生徒は10名です。いずれも中学生ですが、各学校が窓口となり、保護者からの相談を受けたり、本人の症状から、学校が保護者へ報告したりするなどして情報の共有に努めています。

現在、本市には、特別支援教育充実のために、合理的配慮コーディネーターを３名配置し、各学校を巡回して、一人一人の特性に応じた合理的配慮について相談を受けております。その中で、起立性調節障害が疑われる場合は、病気の特性等について丁寧に説明をし、適切な対応が図られるよう指導をしております。

また、必要に応じて、保護者へ病院受診を勧めたり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにつなげたりして、対応しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

起立性調節障害が疑われる場合は、病気について丁寧に説明をし、適切な対応が図られるよう指導をしていただいており、また必要に応じて、保護者や病院受診を勧めたり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにつなげたり対応していただき、ありがたいと思いました。

次に、専門医が主張とする子の不登校の３割から４割が起立性調節障害による可能性が高いという見識があります。関係が深いご家族や教職員の皆様の認識が大事ではないでしょうか。知識があれば、それなりの初期対応につながるはずと考えます。未来ある子供たちに温かい手を差し伸べ、１人でも多くの児童・生徒の支えになればと思います。起立性調節障害が原因で不登校につながっているのではないでしょうか。

先ほどの答弁の中に、山鹿市の場合はその10名は中学生というふうにありました。そのことにより、欠席日数が多くなれば、高校進学に影響はないのでしょうか、お伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。村上首席教育審議員。

［村上清　首席教育審議員　登壇］

○村上清　首席教育審議員

ご質問の、起立性調節障害の対象者が不登校につながっていないかについて、お答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたように、起立性調整障害には心身の休養が必要です。自宅療養や通院、入院のための欠席はありますが、あくまでも病気欠席として扱い、不登校生としての扱いはしておりません。

次に、高校進学への影響について、お答えいたします。

まず、高等学校入学者選抜の出願におきましては、中学校が作成する書類に調査書があります。その中に、欠席日数を記載する欄がございますが、あわせて欠席の理由も書くようになっております。

一方、出願者が作成する書類の中に自己申告書があります。これは、出願者のう

ち、自身の欠席日数が年間で30日以上の者が提出することのできる書類で、欠席の理由や高校生活への抱負など、高等学校に理解してほしいことを書くことになっております。そして、入学願書などと一緒に、出身中学校を通じて、受検する高等学校に提出されます。高等学校長は、提出された自己申告書をもって、出願者が不利益を受けることがないよう留意することが義務づけられております。

いずれにしましても、この病気は一人一人症状が異なるため、今後もそれぞれに合った児童・生徒や家庭へのきめ細かな支援と、病気への理解が進みますよう慎重に取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

答弁にございました高校進学については、提出された自己申告書をもって出願者が不利益を受けることがないよう留意することが義務づけられているとのことを知り、安心をいたしました。それぞれに合った児童・生徒や家庭のきめ細やかな支援が大事だと思います。今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、３件目、あいのりタクシーについてをお聞きをいたします。久しぶりに状況を確認したいと思います。平成31年３月定例会におきまして、あいのりタクシーの利用状況と今後の方向性についてお伺いをしております。当時の答弁では、山鹿チヨマツ号については、１日の運行回数を減らしてでも運行日数をふやしてほしい方が38.1％、そのほかにも運行日の拡大を要望される方が同じく38.1％と、あわせて運行便の拡充を要望されている方が76％となっており、令和２年12月定例会では山鹿市地域公共交通網形成計画において、この利用者の利用の向上を図るため、運行内容を見直すこととしており、計画期間である５年間の中で運行日数の見直しなど、できるものから利用者のニーズに対応した効率的で効果的な見直しを行ってまいりたいと考えておりますとの答弁でありました。

それでは、あいのりタクシーの利用状況と、バス停から500メートル以内の利用制限の緩和について、エリアごとの、この週６日、週２日ございますけども、運行日数の拡充、運行区域や日数の見直しについて、取り組み事項等がありましたら、お伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、あいのりタクシーについて、まず１点目の利用状況について、お答えいたします。

令和２年度における運行区域ごとの延べ利用者数は、山鹿チヨマツ号が3023人、鹿北たけんこ号3435人、菊鹿あんず号１万756人、鹿央キンカン号4033人、合計の２万1247人で、前年度から5406人減少しております。

次に、ご質問の運行区域や日数の見直しについて、お答えいたします。

現在、あいのりタクシーの運行については、路線バスとの競合を避けるため、バス停から500メートルを超える地域を運行区域とし、日数については市街地までの距離や走行ルートなどを勘案し、週６日または２日と設定しております。

人口減少や高齢化が進む中、新型コロナウイルスの感染拡大は、一定時間同じ空間を共有することとなる公共交通の利用者を遠ざけ、その数は大幅に減少する事態となっております。

また、平成20年度にスタートしたあいのりタクシーは、路線バスの廃止に伴うエリアの拡大は行ってきたものの、乗降場の整理、予約受付の改善、利用料金の検証など、導入当初から見直しを行っていない運行内容も多く、利用者、事業者、行政、それぞれにおいて解決すべき問題が生じてきております。

これらを踏まえ、本年度におきましては、住民の移動支援に係る施策や事業の現状、課題や不便な点を整理し、見直した場合の対象者数や補助金額も含めて、多方面から検証・分析を行い、今後の方向性について部内で検討を行ってまいりました。

お尋ねの運行区域の拡大については、あいのりタクシーが路線バスとの競合を避けることを前提としているため、距離の要件を撤廃することは困難であり、緩和したとしても、利用対象とならない方が一定程度は出てまいります。また、運行日数の増加についても、新たなサービスの受給者をふやすことは期待できないことから、どちらの場合においても、別途、支援策を講じる必要がございます。

運輸支局からは、制度の見直しにあっては、関係者を交え幅広く議論を深めることが重要との助言をいただいており、来年度にかけては、お尋ねの運行区域や日数などのサービス面を含め、地域公共交通活性化協議会を中心に、地域や利用者の実情にあった公共交通網の構築に向けて協議を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

利用者につきましては、コロナ禍により減少していることは理解をいたしているところでございます。

次に、令和２年12月定例会の市長答弁から申し上げますけども、高齢者など交通弱者への移動手段の確保は重要課題の一つであり、外出機会をふやすことは介護予防や健康増進にも大きく寄与するものでございます。今後、高齢化が進む中であいのりタクシーを含めた公共交通は地域の暮らしを支え、活力を維持する上で重要な役割を担っております。引き続き、市民、事業者、交通専門家等が参画する山鹿市地域公共交通活性化協議会などの場において、高齢者や運転免許証返納者など、交通弱者と言われている方々への支援については、総合的に観点から協議を進めてまいります。

この80歳以上の方への対策につきましては、関係部署についてスピーディーに検討するべきものと考えておりますとの答弁をいただいております。あれから１年が経過をしておりますけども、この検討結果等ありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、高齢者への移動支援について、お答えいたします。

通院や買い物も含め、高齢者の外出機会をふやすことは、寝たきり予防や体力低下の防止、また社会活動や交流による精神的な充実に寄与することが期待され、そのための移動支援は必要不可欠なものであると考えます。

現在のあいのりタクシー制度においては、高齢者に特化した対策は行っておりませんが、福祉部門において、一定の要件を満たす高齢者に対して、外出支援のためのタクシー券助成を行っており、障害者においても同様の施策を講じているところです。

ただし、運転免許証を返納された方々を含め、前述の支援策の対象とならない高齢者等が相当数おられることは十分認識しており、これらの方々への移動手段の確保は重要な課題であると考えております。

今後、公共交通、交通安全、高齢者福祉など、関係する部署において協議を加速させ、既存サービスの拡充から新たな移動支援策まで幅広い視点を持って、実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

山鹿チヨマツ号については、バス停から500メートル以内の緩和、運行日数を週２回から３回への増便につきましては３年前から、80歳以上への対策は１年前から、市民の皆様の声として届けてまいりました。答弁では、公共交通、交通安全、高齢者福祉など、関係する部署において協議を加速させ、既存サービスの拡充から新たな移動支援策まで、幅広い視点をもって実施に向けた準備を進めてまいりたいとのことでありました。

確かに、財源も必要でございます。総合的な取り組みも理解をいたしますけども、しかし、これから高齢者もふえ、この昨日の豊田議員の質問もございました、運転免許証の返納者に対する山鹿市としての特典と申しますか、お話がございましたけども、この件につきましても私は数年前から質問をしておりました。それも全く、昨日の答弁の中にも、今後、総合的に検討しますというような話の中で、私としましては全く進んでいないというような思いをしたところでございます。さっき申しました、これから高齢者もふえ、車の運転もできない、年金も少ない、病院、買い物に行くにはタクシーを使うしかない、このような状況をどう思われますか。高齢者対策は喫緊の課題です。そのときに合った個別の施策も必要かと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、４件目、脱炭素社会の実現に向けての取り組みについてお聞きをします。脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素（CO_2）排出ゼロを表明する自治体、ゼロカーボンシティがふえています。2019年時点で東京都や横浜市など、４自治体でございましたけども、公明党の提唱を受け、2020年10月に菅義偉首相が、50年実績ゼロを表明した後、同シティを宣言する自治体が急速に拡大をしております。環境省がまとめている2020年１月31日時点の2050年二酸化炭素排出実績ゼロ表明自治体一覧がございます。これは毎年、環境省のほうから発表があっておるわけですけども、その中に534自治体、40都道府県、319市、15特別区、134町、26村が表明、そして表明自治体総人口、約１億1283万人とおります。この資料の中に山鹿市は表明がありませんが、この取り組みについて、参加しないということはないでしょうけども、そこら辺についてお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体について、お答えいたします。

国が目標として掲げております2050年度までに二酸化炭素排出を実質ゼロにするという、いわゆるカーボンニュートラルに賛同する宣言を行った自治体は、先月末時点で、都道府県で40、特別区や市町村を含めると598の自治体に及んでおり、現在も少しずつ増加しております。県内では、熊本県のほか22の市町村が表明しておりますが、そのうち18市町村においては、今回の議案第28号で提出しております、熊本市との連携中枢都市圏の連携協約の中で一括して表明し、地球温暖化対策実行計画を合同で策定しているものであります。

山鹿市におきましても、連携協約に基づき、次期連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の構成団体として名を連ね、二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体として行動していくよう協議・調整を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

二酸化炭素排出実績ゼロ表明自治体として行動していくよう、協議・調整を進めておられるということで、今後の取り組みを期待をいたしたいと思います。

次に、山鹿市もこれまで地球温暖化防止対策について取り組んでこられたと思います。これまでの取組状況と今後の進め方について、お伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、地球温暖化防止対策への取り組みについて、お答えいたします。

本市では、平成20年に策定しました山鹿市環境基本計画と、それに続く２次計画のもと、直接的あるいは間接的に地球温暖化防止に資する取り組みを行ってまいりました。

主なものとしまして、太陽光発電施設について、一般住宅用に設置助成を行ったほか、公共施設へも数多く設置し、再生可能エネルギーの積極活用を図っております。また、平成31年から稼働しております環境センターにおいては、高性能な機器、装置の設置により、排出するCO_2の削減に努めております。そのほか、市民の意識高揚を図るため、環境便を初めとする広報活動において、省エネを中心とした温暖化防止について周知を行ってきたところです。

今後におきましては、計画としましては将来的には先ほどの熊本連携中枢都市圏の地球温暖化対策実行計画に参加する予定ですが、次の計画策定時期が令和７年度ということでありますので、それまでは本市単独で計画策定や対策を実行していく必要がございます。このことから、今月に策定予定の第３次山鹿市環境基本計画の中において、地球温暖化対策地方公共団体実行計画を盛り込み、国や県の施策と歩調を合わせ、二酸化炭素の排出削減など、設定した目標の実現を目指してまいります。

なお、令和８年度以降は、熊本連携中枢都市圏の構成自治体と足並みをそろえ、連携した事業を実施するなど、圏域一丸となって対策に取り組んでいく予定です。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

今月策定予定の、この第３次山鹿市環境基本計画の中において、地球温暖化対策地方公共団体実行計画を盛り込み、国や県の施策と歩調を合わせ、二酸化炭素の排出削減など、設定した目標の実現を目指すとの答弁でありました。本市独自での計画や対策をしっかりと取り組んでいただきますようお願いをいたします。

次に、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取り組みによるＣＯ$_2$などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度があるというふうに聞いております。省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用により、ランニングコストの低減やクレジットの売却益、温暖化対策のＰＲ効果が見込めますとありましたけども、このＪクレジットについての詳しい制度概要と、今後、山鹿市として、この取り組み予定はあるのかお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、Ｊクレジットの制度概要や市の取り組みについて、お答えいたします。

まず、Ｊクレジットとは、経済産業省・環境省・農林水産省が運用する制度で、企業などが省エネルギー機器などの導入により、温室効果ガスを削減した場合はその削減量を、反対に植林の推進などでＣＯ$_2$の吸収量をふやした場合には、増加した吸収量をクレジットとして認証する制度です。

認証されたクレジットについては売却することができるため、その費用をもとに

売却側はさらなる温暖化対策を進めることができ、一方、購入者側は、自社製品にカーボンオフセットされた商品として表示することなどが可能となります。

先進事例について調査しましたところ、登録件数は本年１月13日時点で885件あり、多くは民間事業者がその実施者となっております。

制度の目的は温室効果ガスの削減ですが、企業にとっては温暖化対策に積極的に取り組んでいるというＰＲ効果が発揮されるものと思われます。

また、自治体の取組事例としましては、公共施設におけるバイオマス固形燃料の使用、太陽光発電や水力発電による排出量の削減、市有林の適正管理などによる吸収量の増加など認証されております。

現在のところ、本市が実施者として直接制度参加することは考えておりませんが、民間企業においてはイメージ向上も期待できることから、市内事業者への制度の周知等を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

自治体の取り組み事例としては、公共施設におけるバイオマス固形燃料の使用、太陽光発電や水力発電による排出量の削減、市有林の適正管理などによる、この吸収量の増加などが認証されておりますとの答弁でございました。民間企業におきましては、イメージ効果も期待できることから、この市内事業者への制度の周知を徹底していただきたいというふうに思います。

小国町では、2010年３月に九州自治体としては初めて、この現在のＪクレジット制度における、この森林クレジットを取得されております。適切な森林管理に取り組むことで、森林の炭素吸収能力を高め、地球温暖化対策として社会に貢献する取り組み、カーボンオフセットを10年にわたり継続されております。なかなか難しい事業かも知れませんけども、小国町の取り組みをご紹介いたしました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時46分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時55分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、古川和博議員の発言を許します。古川議員。

［９番　古川和博　議員　登壇］

○古川和博　議員

皆さん、おはようございます。

議席番号９番、清風やまが、古川和博です。

発言通告に従い、３点の一般質問を行います。

冒頭に、２点の質問に関連しますので、食料安全保障上の観点からも、国民の主食である米の現状を述べたいと思います。また、昨日の原議員の質問と一部重なる部分もあるかと思いますが、ご了承願いたいと思います。

食料自給率が過去最低の37％まで下がる中、唯一、米のみが98％を維持しています。主食用米については、以前から若者の米離れが叫ばれる中、年間で国民１人当たり53.5キロまで消費は落ち込み、さらにコロナ禍による中食・外食の需要減も重なり、本年６月末での適正在庫180万トンに対し、約220万トン以上の過剰在庫となる試算もあっております。これまでに経験したことのない厳しい需給環境に陥る見込みです。よほど、本年産米の生産量を低く抑えるのか、需要をいかに伸ばすのか、まさしく瀬戸際に立たされている状況です。

また、ここ数年来の高温長雨など気候変動の影響で、病害虫が多発し、結果、収量も大きく落ち込み、平年で中山間地平均６俵から８俵が５俵以下と、米の出来高も悪く、米等級比率では令和３年度、１等米が8.5％、２等米が89.4％と、ほぼ２等格付けであり、以前と等級比率が逆転している状況にあります。

加えて、概算価格はＪＡ鹿本として、ぎりぎり積み上げられたものの、３年連続の値下げとなり、令和３年度１等米１万2060円、２等米１万1640円、前年比2000円弱の大幅な下落となっています。１反当たりの生産費が、県の基準５ヘクタールの場合で11万円程度かかります。しかし、多くがいまだ家族農業であり、経営規模も小さく、生産費はもっと跳ね上がります。１反８俵採れても、粗利２等米単価の９万3000円では、再生産価格をも割り込み、赤字経営という厳しさに加え、東北産の米まで出回っている状況です。かかる事態を受け、ＪＡ鹿本においては、県が15年かけて開発した高温登熟性がよく、品質もいい、くまさんの輝きへの品種転換を令和５年度から取り組むことにより、ブランド米の確立を目指すと機関決定され、30年近く主力品種だったのはヒノヒカリといいます。これからの大転換を図られています。

このような背景の中で、水田の多面的機能を維持し、景観を守り、家族農業でう

まい米づくりに頑張っておられる元気な農家もたくさんおられることを誇りに思います。

では、農家支援について、１回目、中山間農地、特に鹿北・菊鹿の荒廃地対策についてお尋ねいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

古川議員の一般質問、中山間農地の荒廃農地対策について、お答えをいたします。

まず、現状としまして、令和３年12月末時点における、市全体の荒廃農地の総面積につきましては70万1750平方メートルとなっております。内訳としまして、農地としての再生利用が可能な荒廃農地が51万2688平方メートル、既に森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない再生利用が困難な荒廃農地が18万9062平方メートルとなっております。

なお、お尋ねの鹿北・菊鹿地域における荒廃農地面積は、鹿北地域が９万6651平方メートル、内訳としまして、再生可能農地が１万7172平方メートル、再生困難な農地が７万9479平方メートル。菊鹿地域が６万9632平方メートル、内訳としまして、再生可能農地が５万5755平方メートル、再生困難な農地が１万3877平方メートルとなっております。

次に、再生可能な荒廃農地に対する本年度の取り組みといたしまして、耕作放棄地の再生と営農定着を推進する耕作放棄地解消対策事業がございます。また、耕作放棄地の発生防止を図るため、中山間地の農業生産活動の維持を推進する中山間地域等直接支払事業、農地の保全管理を行う多面的機能支払交付金事業に取り組んでおります。

また、農業委員会においても、調査により把握した耕作放棄地の所有者等に対し、利用意向調査を行い、みずからの耕作や貸し付け、農地バンクの活用等を促しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

古川議員。

［９番　古川和博　議員　登壇］

○古川和博　議員

答弁にありました再生困難な農地は、さらに増加すると思われ、隣接する優良農地も負の連鎖により荒廃農地として歯どめがかからず、林地化していくのではと危

惧しております。農用地区域内の農地面積が全国で400万ヘクタールを割り込んだと報道にあり、農水省は人・農地プランにおいて農業利用区域と保全管理する区域とを区分する方針を打ち出しています。みどり戦略では、2050年までの数値目標の工程表が示されました。人・農地プランの法定化に対し、法律に位置づければ地域の話し合いが進むわけではなく、今では高齢化や人口減少で集落は機能不全に陥り、話し合いの足場がなくなっている。以前のように、政策を決めて、現場につなげばいいではなく、プランの実効性を高めるには、農地の集積・集約だけの議論ではなく、集落をどう維持していくかという暮らしの議論から間口を広げなければいけないと、東大教授の談話がありました。管内農業従事者平均年齢69.3歳、１日も早く地域での話し合いを進めなければ、本当に間に合うのだろうかと不安感が増すばかりです。

では、２問目に、中山間地農業の今後について、お尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

古川議員のご質問、今後の中山間地域農業について、お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、中山間地の農業は、高齢化や担い手不足等により、農業経営や農地・農村社会の維持・継続が厳しくなっており、これまで以上に荒廃農地が増加するのではないかと思います。

市といたしましても、中山間地域で農業の維持ができるよう、地域特性を生かした農産物の生産により、所得の向上を図り、農業者が自立した経営ができるよう振興を図る必要があると考えます。

そのために、西日本一の生産量を誇るクリと、県内随一の生産量であるタケノコのさらなる振興を図り、中山間地域の活性化を推進してまいりたいと思います。

まず、クリについては、日本一を目指して、剪定組合による栗枝の剪定作業に対する補助の復活や、切った枝を処分する粉砕機の導入支援のほか、山鹿和栗のさらなるブランド化のため、マーケティング調査や商品開発を行いたいと考えております。

また、タケノコについても、青果と水煮の流通がほとんどを占めている中で、新たな加工品を開発し、付加価値を高めることによって、ブランド化と消費拡大を図ってまいりたいと考えております。

中山間地の主要作物であるクリ・タケノコを中心に、どのような作物の組み合わせにより安定した暮らしができるかというモデルケースを模索し、中山間地域への

移住定住の促進にもつなげてまいりたいと考えております。

一方で、担い手がいない地域におかれましては、集落で支え合い、維持していくための地域営農組織の設立を考えていく必要があるかというふうに思っております。

市では、集落に農地集積推進員を派遣し、国や県の事業を活用しながら、法人化に向けた合意形成を行うとともに、共同利用機械等の導入等に取り組んでおります。集落等での話し合いにより、このような地域営農組織について検討される場合、お気軽に農業振興課へご相談いただければというふうに思っております。

現状、中山間地域の農業を維持・継続していくことは、大変厳しいと認識をしております。その中で、中山間地域等直接支払制度など、国の事業等を有効活用するとともに、市もさまざまな施策を講じることで、地域の方々で維持できるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

古川議員。

［９番　古川和博　議員　登壇］

○古川和博　議員

答弁にありましたとおり、中山間の産物であるタケノコ、クリ、お茶、ミカン等のうち、令和４年度予算説明書でも、クリについてはブランド化を図るための予算が計上されています。ただ、本気度から見れば、十分とは言えないと思われ、大幅な増額が必要ではないだろうかと思います。果樹産地協議会においても、令和２年から大型の落葉果樹支援対策事業として、クリ等の改植等に経費補助まで予算化されており、管内約550ヘクタールのクリ園が展開されていますし、町の駅等においてもクリの販売戦略を立ち上げ、和栗の販路拡大に乗り出すなど、産地の底力を感じています。

タケノコについては、和水町との広域連携による取り組みを強化し、タケノコ加工品の商品開発に力を入れるとあり、今までにない大きな期待感をもつところです。

それでは、３問目、農業機械免許等取得補助事業について、お尋ねいたします。本件につきましては、前芹川議員も、以前、議会で質問されておられます。依然として、農業機械による事故が絶えない中で、特にトラクター関連では県内でも毎年、死亡事故が発生しています。このような中、昨年７月から施行された大型免許取得状況等の事業の概要、申請状況につき、お尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

議員ご質問の、農業機械免許等取得補助事業について、お答えをいたします。

令和元年の道路運送車両法における運用見直しにより、車幅が1.7メートルを超える大型の農耕車両等につきましては、大型特殊免許を取得することで、ロータリーなどの作業機を装着したまま公道の通行が可能となりました。

大型特殊免許につきましては、以前から県内農業者を対象に、県立農業大学校やＪＡなどにおいて講習会が開催されていましたが、自動車学校より手軽で費用も少ないため、募集に対し申し込みが多く、早急に取得が難しい状況でした。さらに、先ほど述べた道路運送車両法の見直しにより、申し込みが殺到し、前にも増して受講ができない状況になっていたところです。

そこで、市としてもなるべく早く取得していただくため、自動車学校でも受講しやすいよう、令和３年、本年度から新たに大型特殊免許等の取得に対し、補助事業を創設したものでございます。

補助内容といたしましては、市内に６カ月以上住所を有した認定農業者等が、大型特殊免許やけん引免許を取得する際の各種講習の受講料等に対し支援するもので、補助率３分の１で、補助の上限を３万円としておるところでございます。

あわせまして、近年需要が高まっておりますドローンの免許についても、技能認定を取得する必要があるため、新たに創設し、対象者及び補助率は大型特殊免許と同じで、補助上限額を６万円としているところでございます。

なお、補助金の交付を受ける場合は、受講の前に市の事前承認を受ける必要がありますので、詳しくは農業振興課までご相談いただければというふうに思います。

本年度のこれまでの申請件数等といたしましては、大型特殊免許等につきまして14件、補助額42万円、ドローンが３件の補助額18万円、合計17件の補助額60万円となっております。

本事業の周知につきましては、回覧板や市のホームページ、やまがメイト等でお知らせをしたところでございますが、今後も各種媒体を使っての周知徹底を図っていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

古川議員。

［９番　古川和博　議員　登壇］

○古川和博　議員

本件制度設計の真の目的は、改正道路交通法に即応し、農業者を中心とした免許取得の奨励措置であると思います。今では農耕用大型特殊免許を取得していなけれ

ば、公道を走ることができず、無免許運転として処罰対象となります。全国での農機事故の死者数は270名、85％が65歳以上、うち３人に１人が80歳以上と、高齢化が映し出されています。ＪＡ系統では、命の非常事態と捉え、３月１日から春の農作業安全運動を展開されておられます。

免許取得には、先ほどありましたとおり、ＪＡ系統利用での30名定員、年６回開催で定員オーバーの状態、ほかに県立農大主催等による取得、そして自動車学校での取得方法があり、自動車学校の場合、費用が約10万円と高額になります。大特の助成実績が14件とのこと、任意保険、トラクター台数が1200台以上と推定される中、全台数が対象ではないとしても、いまだ未取得の高齢農家がおられると思われます。補助事業であり、予算枠の限度も理解できますが、無免許運転には任意保険は免責扱いとなります。決して、管内農業者の皆さんが不幸な事故に巻き込まれないよう、徹底した免許取得の周知に努められますようお願い申し上げます。

次に、２点目、学校給食完全米飯の取り組みについて質問いたします。

日本一おいしいご飯給食を掲げる千葉の南房総市の教育長談話から紹介します。米を主食とすることで、地元の食材がおかずとして活用でき、郷土料理など味わえること、おいしくなったことで残飯も減り、給食は食育ではなく、食農教育の場と捉えているとありました。国民が米を食べなくなれば、黄金色に色づく美しい田園風景もなくなってしまう、その重要性も考えてもらいたいとありました。完全米飯給食に移行されるに当たっては、米の消費拡大だけ全面に出すのではなく、米飯の利点、肥満の生徒が減ること、米は体によく優れていること、パンや麺に比べ腹持ちがよく、脳のエネルギー源であるブドウ糖も長時間にわたって血中に供給することができるなど、多くの利点があると述べられています。米の消費が落ち込む中、学校給食を完全米飯へと取り組めないか、お尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の米飯給食について、お答えを申し上げます。

まず、本市の学校給食は、米飯、週３回、パンを週２回、麺類を月２回程度とし、これに主菜、副菜、牛乳などを加えて、児童・生徒の心と体の成長に合わせて、栄養教諭または学校栄養職員が献立を作成をいたしております。

現在の週３回での米飯給食で、児童・生徒及び教職員に対して提供している米の量は、小学１年生から中学３年生までの体の成長に合わせて、１食あたり60グラムから90グラムが必要で、年間約38.3トン、俵に換算をいたしますと638俵分を消費

していることになります。

使用しております米は、地産地消の観点から、山鹿産ヒノヒカリを指定し、学校給食会を通じ購入をいたしております。また、食パンは熊本県産小麦を10％配合したもの、児童・生徒に人気の高い米粉パンは100％県産米を材料に製造されています。

これを、お尋ねの週５日の完全米飯に置きかえますと、必要になる米の量は、年間63.8トン、約1063俵分となり、週３日の米飯給食より、年間400俵分以上の米の消費拡大にはつながります。しかしながら、毎日が米飯給食となれば、出来上がった商品を仕入れるパンや麺に比べますと、仕込みから仕分け、炊飯釜等の洗浄など、炊飯業務にかかる調理師の労力がふえることが見込まれ、計画的な人員の配置も不可欠となってまいります。

また、米飯には、おかず、副菜など、献立メニューをふやす必要もございます。調理師の労力に加え、保護者に負担していただく食材費の見直しも必要になってまいります。

ご参考までに、県内の米飯給食の実施状況を申し上げますと、玉名市のように週４回提供されている自治体もございますが、菊池市を初め、多くの自治体では週３回を基本とされております。

一方で、学校からは、給食の人気メニューは、麺類や揚げパンなどが上位を占めているとも伺っており、米飯以外の給食を楽しみに登校している児童もいるようでございます。

いずれにいたしましても、今後の学校給食のあり方に関しましては、栄養面、経費面、労務面及び児童・生徒の嗜好などを十分に調査・研究しながら、新鮮で栄養豊富な地元農産物の供給を主に、食育・食の教育の推進を図り、安全安心でおいしい学校給食の提供に、これからも努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

古川議員。

［９番　古川和博　議員　登壇］

○古川和博　議員

食農教育の視点から、一方では国産小麦使用の給食用パン原料を、自県産へ切りかえる動きも進んでいます。滋賀県は、22年度より全量を自県産、滋賀県で採れた自県産に切りかえ、年間500トンの使用を計画されているそうです。北海道、山口県も自道県産の小麦使用でパン給食の対応をされています。先ほど答弁の、もちもち感が魅力の米粉パンも地元にはあります。小麦は重要な転作作物と位置づけられ

ています。相反するようですけれども、ＪＡグループが掲げる国消国産にならって、山鹿市民が必要とし、消費する食料は、できるだけその管内で生産する地消地産を大切なテーマとして、ＳＤＧｓの達成につなげられればと期待します。

３点目の質問を行います。資源ごみの処理について、お尋ねをいたします。

今月、区長として最後の資源ごみの回収に立ち会いました。分別が始まった平成15年ごろは、区民が一堂に寄って、ごみ談議に花を咲かせていましたが、お陰で各家庭の分別意識が高まり、今では１点の違反ごみもなく、当番制も簡素化できるまでになりました。私自身、８人家族の中でごみ出し担当を承っておりますので、毎月のプラスチックごみの量も多く、保管には苦労しているところであります。２月の広報物で、家庭ごみ収集日程表も届き、公民館にも掲示したところであります。

このような中、やまがメイトにて、プラスチックごみにスマホが混入し、操業ラインの緊急停止という事故を知りました。幸い、リチウム電池からの発火などなく、大事に至らなかったとのことでした。

本年４月より、新たな枠組みによる取り組みが始まるとのことを受け、２問、お尋ねいたします。１問目、リサイクルプラザ閉鎖後の資源ごみの処理体制、２問目、プラスチック資源循環促進法施行に伴う市の対応につき、あわせて答弁願います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、資源ごみの処理について、お答えいたします。

まず１点目の、リサイクルプラザ閉鎖後の資源ごみの処理体制につきましては、本年４月から本市単独による処理となることから、市内の収集運搬委託業者と廃棄物処分業者で組織する山鹿市清掃事業協同組合に委託・処理する方向で進めております。

当初、当組合における準備の都合上、来月からの稼働が心配されておりましたが、施設整備の完了など、受入体制に目途がついたことから、昨年10月に契約を締結、今年２月には資源ごみ受け入れの試験稼働を実施し、搬入の流れや作業内容・手順等の確認を行うなど、４月からの本格受け入れに向けて、着々と準備を進めております。

また、４月からは、新たに資源ごみを含めた全てのごみの収集を祝日にも行うこととし、処理体制の変更に合わせて、市民サービスの拡大も図っております。

次に、ご質問の２点目、プラスチック資源循環促進法施行に伴う市の対応について、お答えいたします。

本年４月１日から施行されます本法律は、近年の海洋プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進することから、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化するため制定されたものです。

本法律においては、市町村の責務として、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化などへの努力義務が課せられており、さらにその再商品化に係る分別収集物においては、細かく基準が定められているところです。

これら基準において求められるものの中には、梱包や保管の仕方など、市に対するもののほか、付着物や混入物の排除、大きさの制限など、実際に排出される市民の方々への負担を求めるものも含まれております。

このような状況から、本市においては、まずは新しくなった体制における資源ごみの処理が円滑に進むことを第一とし、その経過を見ながら、本法律への対応について検討してまいりたいと考えております。

平成31年の環境センター稼働から、今回の資源ごみの処理体制の変更、さらには新たな法律の施行など、行政のみならず、市民の方々へも少なからず影響がある見直しが続いております。

そのような中にあっても、ごみ収集所の管理や分別の指導、違反ごみへの対応など、区長さんを初めとする各地域での活動、取り組みによって、適切なごみ出しが行われていることに、深く感謝いたしているところです。

ごみ処理の方針や手法が時代とともに変化していく中、今後も適切な処理体制を構築しながら、市民の皆様が排出しやすい環境整備に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

古川議員。

［９番　古川和博　議員　登壇］

○古川和博　議員

ごみ収集を祝日でも回収に努められるとのこと、市民の皆さんも大変喜ばれると思います。県下でも、山鹿市の分別回収は最上位にあると聞いております。近年、廃プラによる海洋汚染が叫ばれております。マイクロプラスチックは、魚やクジラの体内に蓄積されるばかりか、海底に深く沈んで汚染していきます。結果として、海洋深層水など、飲料水を体内に取り込むなど、問題視されている現状です。

家庭ごみの問題は自分事と市民全員で共有し、山鹿の美しい町並みを守っていけるよう、執行部にはさらなるご努力をお願いします。

終わりに、国土交通省より出されております小さな拠点化への取り組みを紹介さ

せていただきます。市街地から離れ、行政施設や店舗など、利用するのが難しい中山間地域で、住民がサービスを提供する小さな拠点がふえてきた。合併による自治体の大型化に伴い、行政機関や商業施設などが集まる市街地と中山間地域の距離はより遠くなっている。定義として、中山間地域などで住民の生活に必要なサービス機能を一定程度確保している施設を指します。2021年度で全国2106カ所、増加傾向にあるそうです。旧小学校区の範囲で活動する拠点が多く、運営主体の多くは地域住民を中心とした地域運営組織（ＲＭＯ）であります。

農水省は、新たな政策として、農村型地域運営組織（ＲＭＯ）の育成方針を打ち出し、中山間地域直接支払の活動組織や農業法人、集落営農などの農業者の組織と、自治会や社会福祉協議会、ＮＰＯ法人といった地域の組織が連携し、農地の保全から生活支援までを手掛ける事業体をつくる構想であります。地域おこし協力隊等の従業員も人材と想定し、支援を始めるとありました。

地政学的リスクが表面化し、異常な燃油高騰はどうするのか、もう片や団塊の世代の方々が後期高齢者になる75歳、いわゆる2025年問題まで残り３年となりました。今回新設される総合戦略室が担う、待ったなしの政策ではないかと思います。

以上で、質問を閉じます。ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、古川議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、消毒のため、休憩をいたします。

午前11時30分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時36分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、立山大二朗議員の発言を許します。立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

皆様、こんにちは。

議席番号12番、清風やまがの立山大二朗です。

質疑に入ります前に、我々を取り巻く環境が今、特殊な状況にあるということを前提に、皆さまのお時間をいただいて述べさせていただきます。

皆様は、鼓腹撃壌という故事をご存じでしょうか。出典は中国の史書、十八史略で、古代中国で理想の君主とされた伝説上の人物、堯が、自分の政治が人々にどのように受け止められているかを知るために、目立たない格好に変装して町に出たと

ころ、ある老人が満腹になった腹を叩き、大地を踏み鳴らしながら、己の労働と生活が平和に成り立っている、これは帝、君主とは関係のないことだと、楽しげに歌っている姿を見て、自分の政治がうまくいっていることを自覚したというものです。

善政が行われ、人々が平和な生活を送る様子を表しており、理想の政治が行われているという意味になります。つまり、政治家が耳目を引くような大言壮語をし、派手な行動を起こし、その一挙手一投足が注目される事態というのは、あまり理想的な政治状態ではないということなのでしょう。

さて、今、世界中が注目する２人の政治家がいます。ウクライナのゼレンスキー大統領とロシアのプーチン大統領です。ウクライナではロシアの国際法違反の侵攻により、今この瞬間もウクライナ国民へのじゅうりん・弾圧が続いています。2019年にゼレンスキー大統領が就任したときに、日本のメディアではウクライナ国内における親ロシア派との対決などの背景にはあまり言及されないばかりか、元俳優とかコメディアンとか、そういう大統領が誕生したようだくらいの話題にしかなっていなかったことを記憶しています。

その後、ウクライナ国内では多少の毀誉褒貶、むしろいささか評価を落としながら、今回の戦争に至りました。ロシアの侵攻前、ゼレンスキー大統領は国際社会に対して危機を訴えつつも、努めて冷静な態度でアメリカ合衆国やＥＵ、ＮＡＴＯ諸国、そしてロシアとの交渉を続けていました。そして、開戦後はリーダーシップを遺憾なく発揮して指揮をとり、祖国防衛に国民を鼓舞しつつ、ロシアに対峙しています。

一方のプーチン大統領は、これまで強権的な言動で知られ、ロシアでは偉大な英雄と称えられ、今回のウクライナ侵攻を決断したわけですが、結果として現状では想定外の抵抗に遭い、国際社会の信用を失い、ロシア国内では連日、反戦デモが起こり、オリガルヒ、プーチンの支持基盤でもある新興財閥からも非難の声が上がる、軍の士気は上がらないなど、思うようにならない局面に立たされています。

皆様ご承知のように、国際連合における総会決議では、加盟193カ国中、賛成141カ国、反対５カ国、棄権35カ国、無効12カ国と、圧倒的多数の賛成でロシア非難決議が成立しました。

さらには、今までロシアとの関係を重んじて慎重姿勢だったドイツを初め、ＥＵや諸国が制裁を次々と発動しています。また、日本政府、岸田首相もロシアとその協力国であるベラルーシに対するさまざまな制裁措置等を決定し、既にＥＵ加盟国への難民が65万人を超え、100万人規模になると予測されていますが、これまで日本政府としては厳しく制限していた日本への避難者受け入れに関しても方針を転換し、日本の在留資格を持つおよそ1900人のウクライナ人の親族や知人を初め、人道

的観点から対象を拡大した対応をする考えを、松野官房長官が示したことを歓迎したいと存じます。

とはいえ、ロシア軍の優勢は続くでしょうし、ウクライナがいつまで持ちこたえられるのか、どのように事態を好転させられるのか、残念ながら不透明ですが、これは２国間の争いにとどまらず、自由と民主主義を奉じる陣営と、国家資本主義的な独裁的な体制との戦いであり、時代の趨勢がここに極まった形となっています。

日本政府の対応についても述べましたが、人道的な観点はもとより、対岸の火事とみなせないための対応でもあります。防衛省では、ロシアが２月以降、ウクライナ周辺における軍の動きと呼応する形で、オホーツク海等での演習等を通じて、日本に対しても能力を誇示していること。恐らく、これはロシアのヘリコプターと思われますが、そのロシアのヘリコプターによる領空侵犯があったことなどを発表しています。

また、このような流れは、我が国のみならず、台湾や周辺諸国をめぐる情勢にも大きく影響を及ぼしており、東アジアの安全保障体制、世界の自由と民主主義の将来について、本市議会防衛議員連盟の会長としても、改めて深く憂慮するものです。

余談となりますが、ウクライナと日本のかかわりとしては、例えば高名な横綱である大鵬の父親が、また有名なゲームメーカーのタイトーの創業者がウクライナ出身であったりします。また、ロシア料理として親しまれているボルシチは、本来はウクライナの伝統的な料理です。

私にとってウクライナは、作曲家においてはセルゲイ・プロコフィエフ、ピアニストにおいてはウラディミール・ホロヴィッツ、スヴャトスラフ・リヒテル、エミール・ギレリスという大変伝説的なピアニストたちを輩出した国であり、またモーリス・ラヴェルの編曲で有名なムソルグスキーの展覧会の絵の終曲、キエフの大門でそのイメージを膨らませた屈指の歴史をもつ古都キエフを擁する国であり、またトルストイの戦争と平和を映画化した名監督、セルゲイ・ボンダルチュクの故郷としても親しみを感じていました。

とりわけ、先述の伝説的なピアニスト、スヴャトスラフ・リヒテルは、1994年に熊本の県立劇場でコンサートを開いています。ちょうどそのコンサートには服部議長もいらしていたということで、とても感激されたというふうに伺っております。私も、高校１年生だったのですが、そのリヒテルのコンサートに行きまして、彼の奏でるピアノに芸術への憧れを募らせものです。

また、リヒテルは、ヤマハのピアノを世界に紹介するなど、日本にとっても大変な恩人でもあります。それだけに、そのような芸術とのかかわりもあるようなウクライナ、一刻も早い事態の収拾、ウクライナの全面的な解放を強く願い、政府や国

際社会に対しても、小さくとも地方から声を発していかねばならないと存じます。

例えば、熊本市の大西市長もコメントを発されています。熊本城でもライトアップをしてアピールをしております。今回の発言通告に間に合いませんでしたので、一般質問等では扱いませんが、ぜひ事態の推移を見ながら、早田市長からも今後何かのメッセージをいただければと思います。また、ネクタイも大変意識されたものをされているかなと思いますので、市民に対しても何かお言葉をいただけたらありがたいなと思っております。

それでは、長くなりましたが、発言通告に従い、議案第28号　熊本市及び山鹿市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についての質疑を行います。

連携中枢都市圏は、総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱によりますと、連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が連携協約、地方自治法、昭和22年法律第67号、252条の２第１項、こちらを締結することにより形成される圏域であると。地方自治法に規定された連携協約を活用する意義は、圏域としての政策を継続的・安定的に推進することにあるとあります。

この構想は、第30次地方制度調査会、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申を踏まえて制度化したものであり、平成26年度から全国展開を行っているところです。

このように、総務省が推進している連携中枢都市圏構想ですが、本定例会の議案第28号で熊本市及び山鹿市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてが執行部より提案されていますので、まずは熊本市との連携協約の締結に至った背景や経緯について、加えて目的や効果について具体的にご説明を願います。

一方で、こちらも総務省が推進する定住自立圏構想においては、山鹿市は中心市宣言をし、和水町とは定住自立圏形成協定を結んでおります。さらには、定住自立圏共生ビジョンを策定して、さまざまな施策を展開しているところです。

そこで、和水町と結んでいる定住自立圏構想と、今回の熊本市との連携中枢都市圏構想との差異について、どのようなお考えがあるかを伺います。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

立山議員のご質疑、議案第28号について、お答えをいたします。

まず、連携中枢都市圏制度は、地方自治法に規定される自治体の広域連携の仕組みの一つであり、近隣自治体との連携は市長公約にもあるように、少子高齢化や人口減少が進行している時代にあって、有効な行政運営手段の一つであると考えてお

ります。

その上で、市民の通勤・通学の状況からも関係が深く、大きな経済圏でもある熊本連携中枢都市圏との連携が、本市にとって重要と考え、協約締結の提案に至ったものでございます。

次に、連携中枢都市圏の目的は、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するものです。連携することにより、本市単独で事業を実施するよりも、市民の利便性の向上、経済及び観光の振興、圏域内での公共サービスの維持向上などの効果が期待できます。

一方で、本市は、昔からつながりが深く、同じ菊池川流域の市町村として連携して事業に取り組むことの多かった玉名郡和水町と、本市を中心市とした定住自立圏協定を締結しております。連携中枢都市圏と定住自立圏は、ともに自治体広域連携の仕組みの一つですが、連携中枢都市圏の方がより広域で規模も大きく、取り組む内容も多岐にわたります。

熊本連携中枢都市圏は、現在、熊本市を含む全18市町村で構成されており、その取り組みは圏域全体の経済成長の牽引などの３分野、27項目に及びます。その中には、図書館の相互利用や健康ポイント事業など53事業が含まれます。なお、令和４年度当初予算には、５事業578万3000円を計上しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

ただいまの答弁で、執行部が提案されている今回の熊本市との連携中枢都市圏構想の像がクリアになりました。総務省の定義する定住自立圏構想には、先述の連携中枢都市圏構想との違いがあり、定住自立圏構想は定住自立圏構想推進要綱を根拠とし、中心市の要件が人口５万人以上、少なくとも４万人超、昼夜間人口比率１以上となっています。そして、財政措置としては、中心市に財政措置として年間8500万円程度を上限とする特別交付税措置があるようです。それに対して、連携中枢都市圏構想では、山鹿市は連携市町村となりますので、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上について、山鹿市側としては特別交付税として年間1500万円上限の措置が図られるようです。ただいまの答弁から、差異についても明確になったものと存じますので、この質疑を閉じます。

続きまして、発言通告により一般質問を行います。それぞれ一問一答にてお願いします。

令和３年４月１日より、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新法）が施行されました。そもそも過疎地域自立促進特別措置法（旧法）で、平成17年の合併前の旧鹿北町、旧菊鹿町、旧鹿央町が、過疎地域の指定を受けていたため、合併後にも市全域を過疎地域とみなす特例において、市全域がみなし過疎の指定を受けており、新法においても引き続き、みなし過疎の指定を受けています。

その前提として、山鹿市議会では、令和２年９月に過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書を提出しておりましたが、みなし過疎等についての意見も国会で可決されたという経緯がありました。

そして、令和３年９月定例会においては、新法に基づく山鹿市過疎地域持続的発展計画（令和３年度から令和７年度）が可決され、それに沿って今後の過疎対策がなされていくものと思われますが、これらの事業には過疎対策事業債、いわゆる過疎債が利活用されることがありますので、そのことについて質問させていただきます。

この過疎対策事業債では、将来の財政負担を軽減するため、元利償還金の７割が後年度に交付税措置されることとなっています。つまり、市町村は残りの３割を負担すればよいことになっているわけです。このように大変有利な条件で起債できる制度となっていますが、それだけにいかに有効活用できるかが課題となるものと存じます。

そこで、過疎対策事業債の事業開始からの発行総額と、これまでにどのような事業に使われているのかを伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、過疎対策事業債の発行実績について、お答えをいたします。

平成17年度から令和２年度までの16年間における特別会計及び公営企業会計を含めた過疎対策事業債の発行額につきましては、171億7460万円となっております。これに令和３年度の発行予定額９億9330万円を加えまして、発行総額は181億6790万円の見込みであります。

このうち、一般会計の発行額123億9810万円の目的別の発行額につきましては、主に地方道路等整備事業などの土木債に64億2670万円、教育・文化・体育施設整備事業などの教育債に21億2960万円、ワイナリー関連事業などの農林水産業債に11億

420万円、さくら湯再生事業などの商工債に10億5990万円、消防施設整備事業などの消防債に７億8930万円となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

ただいまの答弁で、過疎債の発行実績や事業内容について、説明いただきました。

それぞれが過疎法に定義する範囲内での事業でしたが、そもそも過疎法は総務省の説明によりますと、人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の制度等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を図り、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としているものです。

ということは、突き詰めて言うならば、やはり人材確保、移住定住を促進して、過疎地域からの卒業、脱却を目指し、それらを実現する施策を打っていかねばならないものです。

しかしながら、これは本市に対する批判ではなく一般論を申し上げるんですけれども、これまでに全国的にも過疎認定されてから、過疎地域から脱却できたという自治体はないわけですね。国としては、地方創生の旗印のもと、とりわけ地方において迫りくる人口減少と少子高齢化に対応するべく大胆な財政支出を行ってきているわけですが、理想的な効果を上げることが、このように厳しいといったところにも過疎問題の根の深さがあらわれているように存じます。

さらに、過疎新法を取り巻く状況として、熊本県内でも変化でありました。本年１月25日の熊本日日新聞で、総務省により過疎地域に熊本県内４市町が追加され、県内の指定が計32市町村になった旨の報道がなされています。記事を引用しますと、総務省は国が過疎法で財政支援する対象地域に人吉市、玉名市、菊池市、氷川町の、熊本県内４市町を含む、全国27道府県の65市町村を新たに追加すると決めた。追加は４月１日付、全国の過疎市町村は計885となり、全体の51.5％を占める。５割を超えるのは1970年の制度開始以来初めてとのことです。

平成22年の改正過疎法からは、いわゆるハード事業を拡充し、小中学校の統合要件を撤廃した上で、太陽光その他の自然エネルギーを利用するための施設、認定こども園、市町村立の幼稚園、図書館にも使えるようになりました。ハード面でも拡

充しています。

加えて、ソフト事業として、産業振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備、その他自然エネルギー、防災等にも拡充されています。

そのような中から、本市においては、先ほどの答弁にもありましたような各種事業、例えば農林業の振興とブランディング向上を狙ったワイナリー事業などのいろんな面にわたる事業も展開されてきたものと存じますが、やはり過疎という深刻な課題に対して対策すべき事項は、本当に多岐にわたりますので、山鹿市過疎地域持続的発展計画などが解決のための処方箋となるものと存じますけれども、そこで令和４年度では、この過疎債をどのような形で利活用するのかという点について伺います。

また、先ほど引用しました熊本日日新聞の報道にもありましたように、過疎地域が追加認定されている中で、やはり過疎債の発行可能額が抑制される可能性があるわけですが、この件についてどのように捉えているか、今後の方向性を含め伺います。

最後に、過疎債は大変有利な条件で起債できるものではありますが、一方で地方債の一種であることに変わりませんので、過疎が進行する、すなわち人口減少が進行する地域にとって、将来的な負債や禍根を残すものとなっては本末転倒です。本市の財政力指数が、県内の市の平均が0.45に対して、山鹿市が0.34ぐらい。山鹿市の稼ぐ力がなかなか不足しているのかなといったところが見えます。

一方で、例えば実質公債費の比率等は9.5と、高過ぎではないんですが、全国や県内平均を上回っているものとなっています。ただ、一応健全な範囲に収まっているということですね。そういった数値も踏まえた上で、財政規律や財政健全化の観点として、どのような考えがあるか、こちらを伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、過疎対策事業債の活用及び今後の方向性について、お答えをいたします。

過疎対策事業債につきましては、今年度策定いたしました山鹿市過疎地域持続的発展計画及び令和元年度に策定いたしております第３次社会資本整備計画に掲げる事業を基本に、ハード事業はもとより、地域医療の確保、集落の維持・活性化等のソフト事業に対しても活用してまいります。

なお、令和４年度の一般会計におきましては、歴史的地区環境整備街路事業、常備消防施設整備事業、カルチャースポーツセンター長寿命化事業などのハード事業に16億9890万円、子ども医療費助成事業、がん対策推進事業などのソフト事業に２億1130万円、合わせまして19億1020万円の発行を見込んでおります。

また、今後の方向性につきましては、令和４年度から新たに全国で65市町村が過疎地域に加わることにより、本市の過疎対策事業債の発行可能額が減少する可能性があり、合併特例債を初めとする他の地方債への振りかえ等による財政負担の増加が危惧されるところです。

そのため、過疎対策事業債を含む地方債全般につきまして、今後の重要政策課題に係る財政需要を見据えつつ、人口減少社会の進行を踏まえ、将来世代へ過度の負担を先送りすることがないよう、財政運営の健全化を意識し、計画的な発行に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

過疎は、本市のみならず、日本の地方社会における困難な病、宿痾であり、一朝一夕に解決できるものではありません。また、さまざまな施策が全国的に取り組まれて、先進事例として取り上げられることもございますが、先ほど申し上げましたように、大成功を収めて過疎の解消に至ったというケースが残念ながらほぼないという以上、これは本腰を入れてじっくりと取り組んでいくほかにないものと存じます。一過性のイベント事業等で過疎債が消化されてしまうことには、総務省が設置している有識者による過疎問題懇談会としても、かなり批判的に捉えているといったことも踏まえて、未来の本市が子孫に残すべき資産となるようなものや、教育分野の投資等に利活用していただくことが望ましいのではないかというふうに考えます。また、ＫＰＩの公表や活用などにも、より一層丁寧に対応していただきたいと存じます。

以上、過疎対策事業債についての質問を行ってまいりましたが、各地の事例として、また総務省として推進してきた事業の一つに、情報通信環境の整備が挙げられます。本市においても非常に進んでいるわけですが、地方と中央におけるデジタルデバイド、すなわち情報格差を埋めることは、これは世界を縮め、地方が全世界と渡り合うフィールドを創出することにとほかなりません。これによって、山鹿の物産を世界に紹介したり、世界からお客さんを呼んだりというところにつながるわけ

ですよね。

冒頭に申しましたウクライナの問題ですが、この戦争が特徴的なのは、インターネット、ＳＮＳを通じてリアルタイムに現地の情勢が全世界に発信されていることです。戦争がテレビで生中継された初めてのケースが湾岸戦争であり、1991年１月17日のアメリカを中心とする多国籍軍がイラクへの攻撃を開始し、巡航ミサイルが次々と発射されるシーンや、目標物に命中するシーンなどは、私も子供のとき見ていましたけど、全世界に衝撃を与えました。

それから31年、このウクライナでの戦争は、ウクライナ政府の呼びかけもあり、現地の市民から動画や写真がＳＮＳに投稿され、情報提供が続いています。一方で、ロシア側もその情報戦にＳＮＳを活用し、自国の立場、正当性を主張しています。

ここには、インターネットなどの技術や情報とどのように付き合い、活用するべきか、リテラシー教育のあり方はどうかといった教訓も含まれているように存じます。また、そのような観点からも、日本国内のロシア人やベラルーシ人に対して法を逸脱するような差別的な言動が、ＳＮＳ上のみならず、リアルの世界でもないように留意する必要もあるかと存じます。

ウクライナ侵攻で象徴される激動の国際情勢、そして熊本県では昨日に蒲島知事より、まん延防止等重点措置の期間延長が発表されましたが、今なお我々をさいなむ新型コロナ禍への闘い、こちらに関しても課題は山積しております。本当に遺憾ながら、先ほどの鼓腹撃壌の世とは申せません。為政者によって、市民、国民の生活が左右されるのを目の当たりにして、我々議員としても山鹿市民の福祉向上のために、改めて襟を正さねばならないというふうに考えます。

国際秩序や、これまでの日常生活が脅かされる現代にあって、地方の議会人として改めて思い起こされるのが、イギリスの学者である政治家のジェームス・ブライスの地方自治は民主主義の最良の学校、その成功の最良の保証人であるという言葉です。私たちの会派清風やまがでは、自由と民主主義のため、祖国の防衛のために冷静に対処しつつも、情熱を持って戦うゼレンスキー大統領を初めとするウクライナ国民の皆様に敬意を表し、また連帯する姿勢を表明すべく、ウクライナ国旗を模したバッヂを胸に付けることにしました。このウクライナ国旗の青色はウクライナの青空を、金色は欧州の穀倉地帯ともいわれるほどの豊かな小麦の実りを意味するそうです。もちろん形だけで示すにとどまらず、山鹿市民の皆様にも連帯のご理解をいただく努力を重ねるとともに、ウクライナが再び自由な空と大地を取り戻せるよう心から祈りつつ、ウクライナに対するメッセージの発信から、眼前の新型コロナ禍への対処も含め、今、我々にできることに地道に真摯に取り組んでまいりたく存じ、また一政治家、一地方議員であるところの私の言動、我々の言動が、大言壮

語に陥ることなく、事実と数字と拾いながら、努めて冷静に仕事を重ね続け、結果として少しでも山鹿や世界の将来のため、未来の子供たちに希望あふれる郷土・祖国を承継することに資するものとなれば、本懐これに過ぐるものはないと存じ、長広舌を振るった次第です。どうかご海容賜りますようお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

○服部香代　議長

以上で、立山議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時15分から再開いたします。

午後０時08分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時15分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

［20番　永田紘二　議員　登壇］

○永田紘二　議員

議席番号20番、永田紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を１点、高齢者対策についてということでお伺いをしていきたいと思います。一問一答にてお願いをいたします。

実は、令和３年６月議会で、高齢者支援についてお伺いをいたしております。老人クラブや地域婦人会やシルバー人材センター等で、元気で活動されておられる高齢者の皆さんや、要介護認定を受けている皆さん方に対して、包括支援センターを中心に支援をしっかりしていただいておりますと、ご報告をいただきました。これの以外に、健康長寿対策のために、高齢者に対していろんな対策があるんじゃないかということでお伺いをしていきたいと思います。基本的には、高齢者福祉計画を出しておりますので、その中では、人輝き飛躍する都市やまが、人にやさしく安心して暮らせるまち山鹿、高齢者が心豊かに暮らし、生き生きと活躍できる都市・山鹿というような目標に向かって、支援がなされてきております。

これで１回目のお尋ねをしますけれども、前回と状況はあまり変わってないかと思いますが、改めて高齢者の現状についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［佐藤アキ　福祉部長　登壇］

○佐藤アキ　福祉部長

永田議員のご質問、高齢者の状況について、お答えいたします。

本市の65歳以上の高齢者の人口は、令和３年12月末現在で１万9032人でございます。高齢化率は38.0％、先の６月定例会一般質問でご答弁申し上げました令和３年３月末の数値と比較しますと、ほぼ横ばいで推移をいたしております。

介護等の支援が必要な方の状況としましては、要介護認定をお受けの方は、令和３年12月末現在3689人で、高齢者の19.4％となっております。

次に、高齢者世帯の状況としましては、直近の国勢調査の結果によりますと、令和２年10月１日現在、本市の高齢者の単独世帯は3023世帯、高齢者夫婦のみの世帯は3035世帯で、合わせますと全世帯の31.7％であり、３世帯に１世帯が高齢者のみの世帯となっております。これは平成27年の国勢調査の結果と比べますと、３ポイント以上増加をいたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

永田議員。

［20番　永田紘二　議員　登壇］

○永田紘二　議員

高齢者の状況について、前回の報告とほとんど変わりません。ただ、ひとり暮らしの高齢者世帯が3023世帯と、二人暮らしの高齢者世帯が3035世帯と、これを合わせますと約6000人がひとり暮らしか二人暮らしの高齢者の皆さん方の人口であるということであります。

ただ、参考にしたいのは、高齢者世帯の15.9％が現状の山鹿市でありますけれども、県を見ると、13％ぐらいしかないわけです。非常に山鹿市は突出して、ひとり暮らしと二人暮らしの高齢者の世帯があるということが現状でありまして、今までお尋ねしてきた中で、少し整理をしてみますと、高齢者人口が約１万9000人、うち老人クラブ連合会に所属されておられるのが約1900人、約10％であります。地域婦人会に所属されているのが130人、婦人会では165人ぐらいおられますけれども、若い人もおられるということで、65歳以上の人は130人ぐらい。それから、シルバー人材に登録して頑張っておられる方々が600人ぐらい。先ほども報告がありました要介護認定者3700人ということでありまして、これを全部あわせても6300人という数字が出てきます。これにつきましては、団体の支援とか、個人の支援とか、包括支援センターでしっかり支援をしておられると思いますけれども、ほか１万9000人の6300人を引くと１万2000人、高齢者の人たちが残るということになりまして、この１万2000人の方々にどういうフォローができているのかなというのがよく見えま

せん。ただ、１万2000人の中には、65歳になってもしっかり頑張っておられる高齢者の皆さん方がいます。そういう形で、数ははっきりわかりませんが、元気で頑張っておられる高齢者の皆さん方も、今後はやっぱりそういう支援とか援助とかいるような形になるわけでありまして、しっかり包括支援センターで支えていただいておりますけれども、今後もそういう形になってくると、包括支援センターの必要性、重要性が重んじられてきます。

ここで１つだけお尋ねしたいんですが、包括支援センター業務の中で、どういう事業をやっているのかということをお尋ねしたい。あわせまして、もう１つ、包括支援センター業務のちょっとした資料を見たときに、老人クラブとか社協とか区長会とか、民生委員さん、児童委員さん、団体等をひっくるめて、横のつながりでの会議体、協議体という表現で招集されて会議があっております。ただ、協議体というのは漠然していて、どういうことかとお尋ねをしましたけれども、その内容については生活支援体制整備推進会議というような名称の中で事業をやっていますと、会議をやっていますということであります。その内容についてもちょっと付け加えて報告いただければ助かります。

以上で、２回目を終わります。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［佐藤アキ　福祉部長　登壇］

○佐藤アキ　福祉部長

ただいまのご質問に、お答えいたします。

まず、本市の地域包括支援センターで行っております業務について、ご説明いたします。介護保険法に基づきます地域支援事業のメニューとして、基本的に包括支援センターが担うべき包括的支援事業に加えまして、介護予防・日常生活総合支援事業及び任意事業等に一体的に取り組んでいるところでございます。

包括的支援事業につきましては、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアプランの作成業務などを行っております。また、介護予防・日常生活総合支援事業は、特定高齢者や一般高齢者に対する介護予防の支援を行っております。また、任意事業は介護給付費の適正化、家族介護支援などを行っております。

元気な高齢者に対する取り組みとしましては、一般高齢者に向けた介護予防事業の中で、70歳、75歳の方を対象とした介護予防教室の開催や、スマートフォン教室の開催など、また元気な高齢者が地域で活動していただくために、やまがサポーター養成講座などを実施をいたしております。また、各地域で自主的に開催されている百歳体操のグループ支援や、ふれあいサロン、老人クラブなど、各種団体での活

動支援も行っております。

また、議員がご質問になられました点でございますけれども、高齢者のさまざまな生活上の課題につきまして、８つの生活圏域ごとに圏域推進会議を設置をし、地域の関係者で協議をしながら、課題解決に取り組んでいるところでございます。

また、圏域を越え市全体にまたがる課題につきまして、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的として設置をしております、高齢者等生活支援体制整備推進会議で協議をすることとしております。

この会議の構成員は、生活支援コーディネーター連絡会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、区長協議会、民生委員・児童委員協議会など、９つの団体の代表者で構成をいたしているものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

永田議員。

［20番　永田紘二　議員　登壇］

○永田紘二　議員

３回目の質問をしたいと思います。

先ほどの生活支援体制整備推進事業会議という表現がなされまして、関係者がたくさん集まるので、そこで縦割りを横割りの事業にできんのかなということで、包括支援センターのほうにもお話したんですけれども、それらについては圏域ごとの協議会であって、そこまでは取り組めないような状態でありました。それで、３回目の質問をしますけれども、実は９月か10月だったと思いますけども、老人クラブ連合会のシルバーヘルパー講習会というのがありまして、参加をする機会がありました。私も老人クラブ会員の一人でありますので、どういう活動をされているのかなという興味がありました。内容につきましては、簡単に言いますと、シルバーヘルパーの活動はどうやっているのかと、介護方法と応急処置のやり方がどうなのかとか、認知症予防をどうやってやっていくかという実施も踏まえて、例えば介護椅子を取り扱う方法とか、そういうものの研修も行われました。

中で、私はこういう感じ方をしました。老人クラブ連合会は皆さんが元気で、お互いに支え合って、地域においてもそれを手を広げたいと。地域においてもしっかりそういう応援もしていきたいというお話でありまして、しかしながら地域に帰りますと、区長さんなり、民生委員さんなりとの横の連携がしっかり大事になっていかないとだめだということでありました。しかし、老人クラブ連合会で区長さんにお願いするとかいうことができないので、極端に申しますと、行政主導型の体制ができんのかなということを思いました。

例えば、区長会協議会の窓口は地域生活課であります。老人クラブ連合会は長寿支援課であります。民生委員さんなり、児童委員さんは福祉課であります。地域婦人会の窓口は社会教育課であります。社会教育課というのはちょっと疑問に思ったんですけども、そういう縦割りの中で動いているということであります。

例えば、老人会の会員さんが、もう1000人、10％ぐらいしかいないということでありますし、鹿北地域にしても、鹿央地域にしても、老人クラブということがなくなっていると。そういう組織を大事にして、やっぱり高齢者の皆さん方にお手伝いできるような団体をつくるか、元気な活動ができるような場所をつくってやるとか、そういうことが行政主導の一つじゃないのかなということで考えます。

要は、高齢化対策については、どうしても自治会が中心になる。自治会を中心にして横割りのやつを、やっぱり縦割りでお互いに切磋琢磨しながらやっていくのが高齢化対策の一つなのかなと。今の縦割り行政では非常に、そういうことができないような対応でありますので、ここで市長にお尋ねをしておきたいんですが、先日、開会日に所信表明をされました。文書についてはご案内のとおり、総務部内に単独課として総合戦略課をつくると。庁内連携体制を強化をし、全庁を挙げた総力戦で人口減少対策に取り組み、市民や企業のというような話でありました。これに対して、私たちはやっぱり高齢化対策も一番大事な重点施策の一つかなということでありますので、そういうことも頭に置きながら、老人クラブや婦人会、民生委員、区長会などの地域を支える各団体の支援や高齢化に対する行政の役割の対応について、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

ただいま、永田紘二議員のほうからご質問がありました。総合戦略課の話が出てきましたけども、人口減少に対応して、これからの山鹿を総力戦で未来に向けて邁進する中で、若い人だけではなく、やはり老人クラブの方々、あるいは婦人会、あるいは区長さん、いろんな民間団体の方々を交えて、オール山鹿で対応する必要があるというふうに思います。そういった考えのもとで、ご答弁をさせていただきます。

高齢者対策は、人口減少対策の推進に当たって重要な柱の１つであり、老人クラブ連合会や地域婦人会連絡協議会、民生委員・児童委員協議会、区長協議会など、地域を支える各種団体の連携を含め、高齢者が心豊かに暮らし、生き生きと活躍できる社会の実現に向けた対策を部局横断的に推進していく必要があるため、事務レ

ベルでの協議や情報共有がより一層重要となってまいります。

こうしたことを踏まえ、次年度においては、事務レベルで政策調整を行い、部局間の連携を強化することにより、行政の縦割りを排した効率的・効果的な施策の推進を図ってまいります。

○服部香代　議長

永田議員。

［20番　永田紘二　議員　登壇］

○永田紘二　議員

今の市長の答弁の中で、縦割り行政を横断的に集中的にやっていきたいという、高齢化対策についても考えていきたいということでありますので、心より感謝を申し上げたいと思います。

少し、これは蛇足でありますけれども、今の背景も何でこういう話をするかというのをお話させていただきます。実は、こういうお話をされた方がおられました。俺の地域ではな、孤独死ばさしたったいて、そして今からの問題はやっぱり認知症対策と孤独死に対する対応だろうなというお話をされました。それに向かって、行政にそのお話をしに行ったと。そしたら、行政からの答えは、まず孤独死されたつば調ぶっとが先て、対応策については話に乗ってもらえなかったというような話であります。当然、予防のほうが先なので、結果論は結果論と、そういう人もおられるということを、まず頭においてもらいたい。

それから、高齢者対策、今まで福祉関係に対してが主力だったんですが、総合的に考えますと、先日、原議員が質問をされました。農家の高齢者が非常に多いと、きょう、古川議員も言われました。平均年齢67歳か68歳だろうなという話でありますけれども、ということでありました。それから、豊田議員も言われました。免許証を返納するのに対策は何かなかつかいという質問がありました。そういう高齢者もおられます。そして、ましてや、きょう、北原議員が言われました。何回もその話をするけど、全然載っとらんたいと、進んでいっとらんじゃないかというような話もありました。

それから、もう一つ、僕はここまで気づきませんでしたけども、永田壮拡議員が、ひきこもりの子供を抱えた親、極端には5080とか6090とかいう表現をされましたけれども、そういった状態の中におられる親御さん、高齢者の皆さん方、そういう皆さん方にも当然、縦割りじゃなくて、どこかの窓口でぽっと横断的な指示ができるような体制をつくってもらえるものだと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○服部香代　議長

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○服部香代　議長

お諮りいたします。議案第33号から議案第40号までの８案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第40号までの８案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○服部香代　議長

日程第２、委員会付託を行います。

議案第１号から議案第32号までについては、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○服部香代　議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時39分　散会

～～～

３月１５日(火曜日)

令和４年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

令和４年３月15日（火曜日）午前10時開議

第１　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
（令和３年度山鹿市一般会計補正予算（第10号））
議案第２号　令和３年度山鹿市一般会計補正予算（第11号）
議案第３号　令和３年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第４号　令和３年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第５号　令和３年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第６号　山鹿市固定資産評価審査委員会条例及び山鹿市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
議案第７号　山鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例
議案第８号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第９号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第10号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例
議案第11号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第12号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第13号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第14号　山鹿市特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
議案第15号　令和４年度山鹿市一般会計予算
議案第16号　令和４年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第17号　令和４年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第18号　令和４年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第19号　令和４年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第20号　令和４年度六郷財産区特別会計予算
議案第21号　令和４年度城北財産区特別会計予算
議案第22号　令和４年度稲田財産区特別会計予算
議案第23号　令和４年度山鹿市水道事業会計予算
議案第24号　令和４年度山鹿市病院事業会計予算
議案第25号　令和４年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第26号　財産の譲渡について
議案第27号　財産の貸付けについて

議案第28号　熊本市及び山鹿市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

議案第29号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議案第30号　熊本市及び山鹿市の公の施設の相互利用について

議案第31号　市道路線の廃止及び認定について

議案第32号　市道路線の廃止及び認定について

議案第33号　教育委員会委員の任命について

議案第34号　城北財産区管理委員の選任について

議案第35号　城北財産区管理委員の選任について

議案第36号　城北財産区管理委員の選任について

議案第37号　城北財産区管理委員の選任について

議案第38号　城北財産区管理委員の選任について

議案第39号　城北財産区管理委員の選任について

議案第40号　城北財産区管理委員の選任について

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議案第41号　令和３年度山鹿市一般会計補正予算（第12号）

第３　議員提出議案第１号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

議員提出議案第２号　山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出議案第３号　ロシア連邦のウクライナ共和国侵略に抗議する決議

第４　所管事務調査の委員会付託

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（20名）

１番　関口和良

２番　永田壮拡

３番　深牧大助

４番　原　芳郎

５番　隈部賢治

６番　高橋龍一

7番	豊田　新二郎
8番	山下　誠治
9番	古川　和博
10番	金光　一誠
11番	松見　真一
12番	立山　大二朗
13番	小川　榮二
14番	芋生　よしや
15番	勢田　昭一
16番	有働　辰喜
17番	服部　香代
18番	冨丸　洋一郎
19番	北原　昭三
20番	永田　紘二

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	早田　順一
副市長	阿蘇品　貴司
教育長	堀田　浩一郎
総務部長	大林　秀樹
市民部長	中尾　雄二
福祉部長	佐藤　アキ
経済部長	石井　耕一郎
経済部首席審議員	池田　淳志
建設部長	古江　光拡
教育部長	渡邊　義明
消防本部消防長	中原　茂昭
市民部次長	白石　浩二
福祉部次長	山﨑　寿雄
建設部次長	松尾　正都
会計管理者	森　和夫
水道局長	阿蘇品　健
教育部次長	園田　正尚
市民医療センター事務部次長	髙山　英雄

財務課長	迎田祐樹
菊鹿市民センター長	村上吉彦
国保年金課長	野満ふみ子

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	小山　天
局長補佐兼議事係長	中村武志
書記	木村隆寛

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○服部香代　議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第１号～議案第40号

○服部香代　議長

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第１号から議案第32号及び議案第33号から議案第40号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。冨丸建設経済常任委員長。

［冨丸洋一郎　建設経済常任委員長　登壇］

○冨丸洋一郎　建設経済常任委員長

おはようございます。

建設経済常任委員会からの報告をいたします。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案13件であります。

去る３月８日午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、現地調査をいたしました。

鹿本広域農道１号線、鹿央町岩原地内の梅雨前線豪雨によるのり面の崩壊被害の状況、市道路線の廃止及び認定について、鹿央町持松地内の市道大学坂線工事の現況及び鹿本町庄地内の献穀事業に伴う献穀田の現況を調査し、担当職員から詳しい説明を受けました。

現地調査終了後、委員会を再開し、初めに建設部所管の議案を、その後、経済部所管の議案を慎重に審査いたしました。その結果について、ご報告をいたします。

議案第２号　令和３年度山鹿市一般会計補正予算（第11号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号　令和４年度山鹿市一般会計予算（中所管）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号　令和４年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号　令和４年度六郷財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

議案第21号　令和４年度城北財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号　令和４年度稲田財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　令和４年度山鹿市水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号　令和４年度山鹿市下水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号　財産の貸付けについて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号　市道路線の廃止及び認定について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号　市道路線の廃止及び認定について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○服部香代　議長

小川市民福祉常任委員長。

［小川榮二　市民福祉常任委員長　登壇］

○小川榮二　市民福祉常任委員長

皆さん、おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案13件であります。

去る３月９日午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

初めに、市民部所管の議案を、その後、福祉部及び市民医療センター所管の議案を慎重に審査いたしました。その結果について、ご報告いたします。

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度山鹿市一般会計補正予算（第10号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第２号　令和３年度山鹿市一般会計補正予算（第11号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３号　令和３年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第４号　令和３年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、原

案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第５号　令和３年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号　令和４年度山鹿市一般会計予算（中所管）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号　令和４年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号　令和４年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号　令和４年度山鹿市介護保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号　令和４年度山鹿市病院事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○服部香代　議長

勢田総務文教常任委員長。

［勢田昭一　総務文教常任委員長　登壇］

○勢田昭一　総務文教常任委員長

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において当委員会に付託された案件は、議案11件であります。

去る３月10日午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

初めに、教育部所管の議案を、その後、総務部及び消防本部所管の議案を慎重に審査いたしました。その結果について、ご報告いたします。

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度山鹿市一般会計補正予算（第10号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第２号　令和３年度山鹿市一般会計補正予算（第11号）、委員より、マイナ

ンバーカード関連事務費が含まれているため賛成できないとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６号　山鹿市固定資産評価審査委員会条例及び山鹿市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第７号　山鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例、委員より、デジタル庁の創設により内閣総理大臣への偏りが危惧されるとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号　山鹿市特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号　令和４年度山鹿市一般会計予算、委員より、マイナンバーカード交付関連事務費及び人勧による職員給の減額には賛成できないとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号　熊本市及び山鹿市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、委員より、中心部だけがにぎわい、周辺の人口減少が加速されることの危機感、それぞれの地域を生かすべきとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号　熊本市及び山鹿市の公の施設の相互利用について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○服部香代　議長

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生よしや議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

皆さん、おはようございます。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

私は、議案第２号　令和３年度山鹿市一般会計補正予算（第11号）、議案第７号山鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第15号　令和４年度山鹿市一般会計予算、議案第16号　令和４年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算、議案第17号　令和４年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号　令和４年度山鹿市介護保険特別会計予算、議案第23号　令和４年度山鹿市水道事業会計予算、議案第24号　令和４年度山鹿市病院事業会計予算、議案第25号　令和４年度山鹿市下水道事業会計予算、議案第28号　熊本市及び山鹿市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についての11議案に対して、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第２号ですが、戸籍住民基本台帳費はマイナンバーカードの促進費です。一般質問の中でも述べましたが、マイナンバー制度促進には多額の税金をつぎ込み、行政効率化、国民の利便性、公平・公正な社会のための促進だと言いますが、ポイントの付与さえ公正・公平ではなく、個人情報を企業の利便性に活用したり、人権を守る観点が十分保障されていません。民主主義や地方自治も尊重されないおそれがあります。

また、保育士等・保育教諭等処遇改善臨時特例事業は、ケア労働者の処遇改善として歓迎するものですが、内閣府と厚生労働省が公立の施設事業所も対象とできること、徹底するように各都道府県に求める事務連絡を出しています。賃上げの対象者として地方公務員である公設・公営の施設、事業所の職員について、積極的な実施の検討を強く求めています。山鹿市でもこの点、引き続き検討を進めていただくよう求めておきます。

次に、議案第７号ですが、本来、情報通信など、デジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康に役立つものでなくてはなりません。政権に都合の悪い情報を隠したり、改ざんする一方で、国民には個人情報を提供させようとすることに、情報通信白書で示されているように、不安を感じるという方は８割、そして安心安全を重視すべきだという方も８割となっています。個人情報の提供に多くの方は納得しておりません。デジタル化の大前提は、政治の透明性と説明責任を果たせる政府が、個人情報を適切に管理し、国民に信頼されることが必要です。山鹿市が独自で決めた個人情報保護規定を国の言いなりに変えるのではなく、住民を守る立場に立つべきです。

議案第15号です。個人番号交付関連事務費については、先ほど述べたとおりです。また、自衛官募集事務費があります。山鹿市では、募集のために名簿を紙で提出し

ています。この名簿は、防衛大臣は都道府県市町村長に対して、必要な報告、または資料を求めることができるとしているだけで、自治体には名簿提出の要請に応じる義務はありません。防衛省は、住民基本台帳データの閲覧によって得られた情報をもとに、これまで募集を行ってきました。そして、この個人情報を提供しないことに対し、安倍晋三氏が首相のとき、協力拒否している自治体は６割あると非難をしておりました。皆さん、閲覧と提供では、提供のほうがより積極的な行為となります。個人情報保護に社会的関心が高まり、公開の閲覧制度が廃止、限定されました。個人情報保護、住民基本台帳法及び条例の趣旨から判断しても、提供することは憲法13条幸福追求権、プライバシーの権利が脅かされ不適切で、市が保有する個人情報を提供する義務はありません。個人情報保護法の改正は、こういったところでも住民の幸福権を守れるのかが問われております。

また、歯と口の健康づくり推進事業、これはフッ素を使って口をゆすぎ、虫歯を予防するとのことで行われているものですが、フッ素は劇薬であり、その使用には賛否が大きく分かれています。急性中毒、過敏症状もあり、ＷＨＯは1994年に６歳以下にフッ素洗口は禁止するという見解を出しております。フッ素の使用を禁止している国もあります。アメリカでもフッ素入りの歯磨きは毒物と認定をし、誤って歯磨きを飲み込んだ場合は、中毒センターに連絡することと記載があるほどです。効果も疑われているフッ化物洗口を小中学校で集団で行うべきではありません。

差し押さえなどの滞納整理が行われています。野洲市で行われている税金などの滞納を市民からのＳＯＳと捉えて、相談活動を充実させることが大事です。滞納している市民の皆さんに相談に来てくださいと周知をしていても、やはり行くと払ってもらうという態度なので、市民の足は遠のきます。相談に行くのは行きづらい、払えないのに何とかして払えと言われて困っているなどの相談を、私は幾つも受けてきました。市民の生活に目を向け、寄り添い、励まして、まずは生活再建を図る知恵を生かし、そして税が払えるような状況をつくり出していくことこそ市の役割ではないでしょうか。

議案第16号　令和４年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算です。現状として、就労形態の変化による被保険者の減少、高齢者の割合が高くて、低所得者が多い。医療費が高く、保険料の負担が高いと、文章としても述べられてありました。健診や保健指導などによる医療費抑制は必要ですが、保険料の高さは構造的な問題で、被保険者にそれを押しつけるべきではありません。子供の均等割が就学前までですが、半額となります。この条例改正には、私、賛成です。このことは、国民の運動の成果ですが、まだ就学前までの子供たちが対象です。しかし、皆さん、本来、収入もない子供たちに保険料を課すこと自体が税の平等性に反することではないでし

ょうか。一般会計からの法定外繰入を行い、まず保険料を引き下げ、均等割の対象も広げるべきです。その上で、国に対して国庫負担金の増額を要求すべきです。

資格証明証、短期保険証について、厚生労働省は交付の際、機械的に一律的に運用することなく、納付できない特別の事情があるか否かを適切に判断するように求めております。意図的に払わない人はほとんどおらず、適切に判断すれば、交付はゼロになるとして、資格証明書、短期保険証を中止している自治体もあります。山鹿市でもぜひ短期保険証、資格証明書を発行せず、住民の生活に寄り添っていただきたいと思います。

議案第17号　令和４年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算です。令和４年10月から一定の所得がある被保険者の窓口負担割合は２割となる。１割だったら、窓口負担が２倍になる方が、山鹿市では597人いると見込まれています。収入が限られ、病気やケガの頻度が高い高齢者にとって、生活への影響は計り知れず、負担は限界となっています。住民の福祉の増進が図られるべきです。私の祖父母の時代、1983年までは老人医療費無料制度がありました。高齢者になったら、社会から大切にされるのだと、私は考えておりました。今、後期高齢者医療制度は、高齢者を年齢で差別する制度そのものです。

議案第19号　令和４年度山鹿市介護保険事業特別会計予算です。市の介護保険料は、合併で統一された2009年の4428円から、2023年までの８期は6380円で、1.4倍超えの基準料となっています。その間、皆さん、それぞれの年金は1.4倍になっているでしょうか。保険料は生活実態などお構いなしに、年金から引き落とされてしまいます。コロナ禍の影響を受け、介護事業所の閉鎖も起こりました。エッセンシャルワーカーやケア労働者の劣悪な労働条件がコロナ禍の中であぶり出され、政府もケア労働者の賃上げに動き出しましたが、十分な額とは言えません。日本の社会経済はよくなったきているのに、一部の富裕層や内部留保をため込む企業など、貧富の格差は広がるばかりです。大企業や富裕層に応分の課税をして、社会保障の財源を拡充すべきです。

議案第23号　令和４年度山鹿市水道事業会計予算、議案第24号　令和４年度山鹿市病院事業会計予算、議案第25号　令和４年度山鹿市下水道事業会計予算については、条例改正に伴う職員の賃金引き下げの予算が入っているからです。他の予算にも条例改正に伴う職員の賃金引き下げが予算化されています。予算の説明書には、歳出に職員減と期末手当の支給率引き下げの影響で１億2190万円減少と書かれておりました。条例改正の反対でも述べておりましたように、コロナ禍や豪雨災害などで、これまでにない業務を担ってきた労働を、職員に対して正当に評価すべきであり、人事院勧告に従う拘束力はありません。コロナ禍で消費を上げたい山鹿市とし

ても、職員の賃金引き下げは影響を大いに及ぼします。

議案第28号　熊本市及び山鹿市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、近隣自治体間で公共施設、行政サービスを連携することにメリットがあります。しかし、自治体や学校の統廃合が山鹿市でも、これまで示してきたように、中心地のにぎわいと反比例するように、地方、周辺の疲弊と人口減少などを加速してしまうのではないでしょうか。住民が主人公のまちづくりで真の地域活性化を図るべきです。

以上の点を述べ、11議案に反対といたします。

○服部香代　議長

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は全て終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第１号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第２号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第３号から議案第６号までの４案件を一括採決いたします。

議案第３号から議案第６号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第７号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決

することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第８号から議案第14号までの７案件を一括採決いたします。

議案第８号から議案第14号までの７案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、７案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号から議案第22号までの３案件を一括採決いたします。

議案第20号から議案第22号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号及び議案第27号の２案件を一括採決いたします。

議案第26号及び議案第27号までの２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号から議案第32号までの４案件を一括採決いたします。

議案第29号から議案第32号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号　教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第34号から議案第40号までの城北財産区管理委員の選任についての７案件を一括採決いたします。

議案第34号から議案第40号までの７案件については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、７案件は原案のとおり同意することに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　議案第41号

○服部香代　議長

日程第２、議案第41号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

議案第41号　令和３年度山鹿市一般会計補正予算（第12号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、追加提案申し上げます補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、市内私立保育所等の感染対策に対する緊急支援及び熊本県が実施している営業時間短縮要請協力金に係るものであります。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正額は5001万3000円です。補正後の総額は321億5911万円であります。

予算の内容につきまして申し上げます。

３ページをお願いいたします。

第２表は、繰越明許費補正です。

（款）商工費の営業時間短縮要請協力金事業の設定額を変更するほか、（款）民生費の保育対策総合支援事業につきまして、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたします。

８ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）児童福祉総務費の補正額1070万1000円は、新型コロナウイルス感染症の感染対策として、市内の私立保育所等が行う空気清浄機の導入を支援するものであります。

９ページをお願いいたします。

（款）商工費、（目）商工振興費の補正額3931万2000円は、熊本県が実施している営業時間短縮要請に協力した飲食店等の事業者に対する協力金について、対象期間の延長に伴い追加補正するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで議案審査のため、しばらく休憩します。

午前10時42分　休憩

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

午前11時29分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議題となっております案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件につきましては、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

討論なしと認め、討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第41号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　議員提出議案第１号～議員提出議案第３号

○服部香代　議長

日程第３、議員提出議案第１号から議員提出議案第３号までの３案件を一括議題といたします。

議員提出議案第１号

令和４年３月15日提出

山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

この規則を制定したいから、地方自治法第112条及び山鹿市議会会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　有　働　辰　喜

賛成者

山鹿市議会議員　永　田　紘　二

山鹿市議会議員　冨　丸　洋一郎

山鹿市議会議員　勢　田　昭　一

山鹿市議会議員　小　川　榮　二
山鹿市議会議員　立　山　大二朗

山鹿市議会議長　服　部　香　代　様

山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

山鹿市議会会議規則（平成17年山鹿市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第２項中「日数を定めて」を「出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第９条第２項中「１人」を「２人」に改める。

第14条第１項中「２人以上の賛成者とともに」を「提出者を含めた２人以上の賛成者が」に改める。

第17条中「２人以上の賛成者とともに」を「発議者を含めた２人以上の賛成者が」に改める。

第18条、第35条、第57条第２項、第70条第２項、第71条第１項、第76条及び第77条第２項中「３人」を「２人」に改める。

第91条第１項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第２項中「日数を定めて」を「出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第１項に後段として次のように加える。

この場合において、氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載及び押印に代えて署名することができる。

第152条を次のように改める。

第152条　削除

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

誰もが活躍しやすい環境を整える観点から、出産・育児・介護などを理由とする会議の欠席事由を明文化するほか、行政手続における押印廃止が進められることを踏まえ、請願に係る署名押印の見直し等を行うため、規則を改正する必要があり提案するものである。

議員提出議案第２号

令和４年３月15日提出

山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

この条例を制定したいから、地方自治法第112条及び山鹿市議会会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　有　働　辰　喜

賛成者

山鹿市議会議員　永　田　紘　二

山鹿市議会議員　冨　丸　洋一郎

山鹿市議会議員　勢　田　昭　一

山鹿市議会議員　小　川　榮　二

山鹿市議会議員　立　山　大二朗

山鹿市議会議長　服　部　香　代　様

山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

山鹿市議会委員会条例（平成17年山鹿市条例第213号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「常任委員」を「常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）に改め、同条第２項中「委員の定数及び所管」を「所管事項及び委員の定数」に改める。

第３条第１項ただし書中「ただし」の次に「、任期満了後も」を、「選任されるまで」の次に「の間」を加え、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項本文の規定にかかわらず、第８条第１項後段の場合における前任の常任委員の任期は、後任者が選任される時までとする。

第４条第２項中「の委員」の次に「（以下「議会運営委員」という。）を加え、同条第３項中「前項の委員」を「議会運営委員」に改める。

第７条第１項中「かかわらず」を「かかわらず、」に改める。

第８条第１項中「いう。)」の次に「の選任」を、「指名する」の次に「ことにより行う」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

第８条第４項中「第３条（常任委員の任期）第２項の例による」を「第３条第３項の規定を準用する」に改める。

第10条の見出し及び同条第１項中「とも」を「共」に改める。

第12条第２項中「とも」を「に共」に改める。

第15条の次に次の１条を加える。

（会議の方法の特例）

第15条の２　委員長は、災害の発生、感染症のまん延等により委員が委員会の招集場所に参集することが困難と認めるときは、第20条第１項の規定により秘密会とする場合を除き、委員及び第21条の規定による求めに応じて説明のため出席する者が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインの方法」という。）を利用して委員会の会議を開くことができる。この場合において、委員は、オンラインの方法を利用して参加することを希望するときは、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

２　前項後段の規定による届出をして委員会の会議に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例又は会議規則の規定を適用する。

３　前２項の場合において、委員長は、第30条第１項の規定により作成する記録について、同項に規定する事項のほか第１項の規定により委員会の会議を開いた旨及びオンラインの方法を利用して委員会に出席した委員の氏名を記録させなければならない。

４　前３項に定めるもののほか、第１項の規定により開く委員会の会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第16条ただし書中「（委員長及び委員の除斥）」を削る。

第22条第２項中「退場させること」の次に「（第15条の２第１項の規定により開く委員会にあっては、オンラインの方法を利用した委員会への出席ができないようにすること）」を加える。

第25条第１項中「公聴会」を「委員会は、公聴会」に、「利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は」を「ときは、公述人を」に、「者の中」を「利害関係者又は学識経験者等のうち」に改め、「、委員会において」を削る。

第29条第３項中「第26条、第27条及び前条」を「前３条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害等の場合における、委員会の開催方法の特例として、委員がオンライン会議システムにより委員会の会議に出席することを認め、出席議員として議事に参加できるようにするため、及び常任委員の任期について改正する必要があり提案するものである。

議員提出議案第３号

令和４年３月15日提出

ロシア連邦のウクライナ共和国侵略に抗議する決議

地方自治法第112条及び山鹿市議会会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　勢　田　昭　一

賛成者

山鹿市議会議員　小　川　榮　二

山鹿市議会議員　冨　丸　洋一郎

山鹿市議会議長　服　部　香　代　様

去る２月24日、ロシア連邦は、国際社会のたび重なる警告を無視し、ウクライナ共和国への大規模な侵略を開始した。さらにその後も首都キエフをはじめとしたウクライナ全土へ激しい攻撃を続け、民間人を含め、多くの犠牲者を出し続けている。

今回のロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略は、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、戦後、築き上げられてきた国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。

国際秩序への挑戦とも言える今回のロシア連邦による軍事的暴挙に対し、本市議会は、抗議と非難の意を強く表明するとともに、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和４年３月15日

山鹿市議会

○服部香代　議長

提案理由の説明を求めます。

提出者、有働辰喜議員。

○有働辰喜　議員

それでは、議員提出議案第１号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則についてを、ご説明いたします。

本案は、誰もが活躍しやすい環境を整える観点から、育児、看護、介護などを理由とする会議の欠席事由を明文化するとともに、出産について産前・産後期間に配慮した規定の整備を図るほか、行政手続の押印廃止が進められていることを踏まえ、請願等に係る署名押印の見直しなどを行うため、規則の一部を改正する必要があり、提案するものです。

附則として、この規則は公布の日から施行するものです。

続きまして、議員提出議案第２号　山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

本案は、議会運営を円滑に行うことを目的に、災害等が発生した場合における委員会の開催方法の特例を設けるほか、常任委員会委員の任期満了による改選を、任期満了前に行うことができるよう改めるため、提案するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○服部香代　議長

提出者、勢田昭一議員。

○勢田昭一　議員

それでは、議員提出議案第３号　ロシア連邦のウクライナ共和国侵略に抗議する決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

去る２月24日、ロシア連邦はウクライナ共和国に対し、軍事侵略を開始しました。ウクライナ全土へ激しい攻撃を続け、民間人を含め多くの犠牲者が発生しております。ウクライナの主権と領土を侵害する明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できません。今こそ世界各国が結束して、恒久平和を希求する声を上げていかなければなりません。

よって、ロシアによる軍事侵略に対し、抗議と非難の意を表明するとともに、即時攻撃停止と無条件での完全撤廃を強く求めるため、本市議会としてこの決議案を提案するものであります。

ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○服部香代　議長

お諮りいたします。ただいま議題となっております３案件につきましては、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認め、これより採決を行います。

議員提出議案第１号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第２号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第３号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

日程第４　所管事務調査の委員会付託

○服部香代　議長

日程第４、所管事務調査の委員会付託を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、所管事務審査資料収集及び調査を令和４年度中に実施したいとの申し出があっております。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

閉　会

○服部香代　議長

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、令和４年（第１回）山鹿市議会３月定例会を閉会いたします。

午前11時36分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　服　部　香　代

山鹿市議会議員　　立　山　大二朗

山鹿市議会議員　　松　見　真　一